

松本市文化財調査報告 No.28

推定信濃国府

—第一次調査報告書—

1983.3

松本市教育委員会

推定信濃国府

—第一次調査報告書—

1983.3

松本市教育委員会

序

本市惣社周辺地域は、信濃国府所在説の一つとしてかねてより注目されていたところですが、近年、この地域も宅地の開発が進み、推定信濃国府跡の解明が困難になろうとしています。そのため本市教育委員会では、団長を日本考古学協会の倉科明正氏に、調査員を中信考古学会の諸氏にお願いして推定信濃国府跡発掘調査団を編成して調査を行ないました。

本址の調査も2年目となり、周辺地域の分布調査と、全国各地の類似する地名の調査も合せて調査が進んでおりましたが、この度は農林省蚕糸試験場中部支場のご好意により惣社第三桑園内の一部を発掘調査することができました。

本書はその調査結果をまとめたものですが今回の調査は推定国府跡解明の第一歩をふみだしたばかりで、これが今後の調査の参考になれば幸いです。

最後に、この調査にあたりまして多大なご協力とご理解を下さいました関係各位に心からの謝意を表して序といたします。

昭和58年3月

松本市教育委員会
教 育 長 中 島 俊 彦

例 言

1. 本書は昭和57年10月11日から12月5日にかけて行われた、重要遺跡^{すいていしなのこくよ}推定信濃国府発掘調査の報告書である。
2. 本調査は松本市教育委員会が学術調査として行ったものである。
3. 本発掘調査では農林水産省蚕糸試験場中部支場のご理解をいただき、同省所有の惣社第3桑園内を発掘調査できた。記して謝意を表する次第である。
4. 本調査には奈良国立文化財研究所山中敏文技官の現地指導を得た。記して謝意を表する。
5. 本書の執筆は各調査員が分担して行い、文責は文末に記した。
6. 本書の編集は事務局が行った。
7. 遺物の整理復元には滝沢智恵子・倉科由加理・井口千佳・小口妙子、実測トレースには伊那史彦・山田真一・山下泰永各氏の援助、協力をうけた。
8. 出土遺物及び図類は松本市教育委員会が保管している。

目 次

序

例言

目次

第1章 発掘調査に至る経過

第1節 調査に至る経過	1
第2節 調査体制	2
第3節 調査日誌	3

第2章 遺跡の環境

第1節 遺跡の自然環境	5
第2節 遺跡の歴史的環境	8

第3章 発掘調査

第1節 調査の概要	9
第2節 遺構と遺物	12
1. 住居址	12
2. ピット群	24
3. 土壇	24
4. 礫群及び溝	26
5. 遺構外出土遺物	27
6. 試掘グリット	27
第3節 地質学的所見	35

第4章 分布調査

37

第5章 国府について

61

1. 国府とは何か	61
2. 国府の規模	61
3. 国庁(衙)の大きさ	62
4. 国庁内の庁屋建物	62
5. 国庁(衙)の役人	63
6. 信濃国府について	73
7. 推定信濃国府跡惣社地籍内の国府関係の神社及び地名について	94

結び	104
----------	-----

挿 図 目 次

第1図	推定信濃国府跡周辺遺跡分布図	6
2	遺跡及び周辺の土層柱状図	7
3	発掘調査区	10
4	調査区内遺構分布	11
5	第1号住居址，土壇1平面図	12
6	第2号住居址，土壇5平面・断面図	13
7	第2号住居址出土土器（1）	14
8	第2号住居址出土土器（2）	14
9	第3号住居址平面・断面図	16
10	第3号住居址出土土器（1）	17
11	第3号住居址出土土器（2）	18
12	第3号住居址出土土器（3）	19
13	第3号住居址出土土器（4）	20
14	第4号住居址，土壇1～4，ピット群，礫群，溝平面図	25
15	溝断面図	28
16	第1・4号住居址，土壇及びその他の遺物（1）	29
17	第1・4号住居址，土壇及びその他の遺物（2）	30
18	東側桑園内試掘グリット土層図	31
19	溝の断面概念図	35
20	分布調査（東地区・里山辺地区）	38
21	分布調査（北地区・本郷地区）	39
22	分布調査（西地区）	41
23	分布調査瀬川氏所有地トレンチ設定図	41
24	分布調査採集遺物（1）	54
25	分布調査採集遺物（2）	55
26	分布調査採集遺物（3）	56
27	分布調査採集遺物（4）	57
28	分布調査採集遺物（5）	58
29	分布調査採集遺物（6）	59
30	分布調査採集遺物（7）	60
31	小字界図	93

表 目 次

第1表	第2号住居址出土土器観察表	15
2	第3号住居址出土土器観察表	21
3	その他の出土土器観察表	32
4	分布調査採集土器一覧表	44
5	分布調査採集遺物数表	52
6	各等級別国司の員数・位階職分田・事力・公廩稻配分	64
7	各等級別国の下級雑員員数	65
8	信濃国国司補任表	66
9	印鑰社, 印鑰行事・史料一覧	97
10	全国の国府・総社・国分寺・同尼寺関係地名等一覧表	100

図 版 目 次

図版1	遺跡周辺	107
2	調査区全景, 住居址及びピット群	108
3	ピット(1)	109
4	ピット(2)	110
5	土壇	111
6	礫群と溝確認トレンチ(1)	112
7	溝確認トレンチ(2)	113
8	東側桑園内試掘グリット	114
9	出土遺物	115
10	スナップ	116

第1章 発掘調査に至る経過

第1節 調査に至る経過

1

信濃国府については、平安時代の初期に小県郡から筑摩郡に移転したことは通説となっている。しかし筑摩郡のどこに位置するかは諸説があって定かでないのが現状である。

国府所在推定地の一つである松本市惣社地区周辺では古くより耕作および表面採集により縄文土器、土師器、須恵器、圧釉陶器片などの出土が知られていたが、近年都市化の進む中で、惣社（伊和神社）西側農地に住宅建設が進み、このままでは国府推定地もその解明を行わないまま、市街地の下に埋もれてしまうとの声もあり、昭和56年12月、松本市は市単独事業として、当該地区内の市道建設予定地およびその隣接地を発掘調査した。その結果は、弥生時代後期前半の壺を検出したB地点、巾60cm、深さ25～30cmのこぶし大礫を入れた暗渠排水溝の出たC地区のほか、A地区では巾30cm、深さ20cmの礫列があり、これが建物址にかかわるものではないかとも思われ、更に発掘調査を続けることの必要を感じた。

2

昭和56年度の発掘調査に継続して、57年度は国・県の補助事業として申請した。その計画は発掘調査、地名調査、分布調査の三本の柱をたて、発掘調査は、国の所有する惣社桑園内の一部を調査することの快諾を得、分布調査は里山辺、本郷地区の惣社から1km内外の範囲を調査することとした。

3

昭和57年9月30日（木）午後6時～9時30分、あがたの森2-16室において新村秋葉原遺跡、寿小赤遺跡の執筆分担打合せとともに推定国府の調査打合会を、中信考古学会員の出席を得て行う。内容は上記の三項目を中心とする。また調査団編成についても別記のとおりので体制で行うこととする。

(事務局)

第2節 調査体制

調査団

団長	倉科 明正	(日本考古学協会員)	農業)
主任	神沢昌二郎	(市教委)
調査員	西沢 寿晃	(信州大学)
	山田 瑞穂	(三郷小教諭)
	三村 肇	(長野県考古学会員)	会社員)
	横田 作重	(会社員)
	山越 正義	(生坂中教諭)
	降旗 俊行	(松本社会保険事務所)
	直井 雅尚	(市教委)
	森 義直	(大町高校教諭)

協力者

島田哲男, 瀬川長広, 吉沢西巳, 三沢元太郎, 大出六郎, 丸山留吉, 前田良平, 小林良雄, 丸山とりみ, 神田林とめ, 神田林虎衛, 早川鈴子, 中村リユ江, 小沢真男, 柳崎藤内, 柳崎礼子, 由木桂子, 渡会利子, 岸田力, 倉科由加理, 滝沢智恵子

事務局

田堂 明 (社会教育課長)
神沢昌二郎 (社会教育課文化係長)
百瀬 清 (主事)
熊谷 康治 (

(事務局)

第3節 調査日誌

○10月11日（月）晴のち雨 各調査員により、農林省所有惣社第3桑園内の試掘を行う。5 m×5 mを掘る。約40cm下から堅い面と礫が出る。午後雨のため作業中止し、今後の調査予定を話し合い、解散する。

○10月15日（金）晴 今日から重機によって耕作土排除作業を行う予定であったが、都合により重機が来ないため、11日に行なった試掘場所を南側へ5 m広げる。

○10月16日（土）曇 作業員による作業開始。団長挨拶。後作業に入る。昨日行なった試掘場所拡張部を精査し堅い面の範囲を確認し1号住居址とする。10時半ごろから耕作土排除作業を行う。

○10月17日（日）晴 昨日に続き耕作土排除作業を行う。平行して排除の終わった所から検出作業に入る。調査地区内、南側に一ヶ所重機によって深掘し、地層を確認する。

○10月19日（火）雨 雨のため作業中止

○10月20日（水）晴 朝の内、昨日の雨のため土が重く作業が進まない。熊谷、直井により1号住居址の測量を行い、後土手をはずす。北側、東側の礫面を精査する。耕作土排除作業は継続する。

○10月21日（木）晴 礫面の精査を継続する。午後から島田らにより3号住居址の検出を行なう。

○10月22日（金）晴 礫面の精査、3号住居址の検出を継続する。2号住居址の検出も行なう。

○10月23日（土）晴 2号住居址、3号住居址の検出、掘り上げを終了し、遺物の取上げを行なう。遺構の検出、掘り上げをほぼ終了したので、一部の作業員を残して、今日で終りとする。

○10月24日（日）晴 2号住居址、3号住居址を精査し、柱穴の確認をする。

○10月26日（火）晴 直井らにより、2号住居址、3号住居址の測量を実施する。

○10月27日（水）晴 熊谷、直井らによって礫群の、測量を開始。桑園北側市道の一部を掘り下げを行なう。神沢らにより、3号住居址の炉をたち切る。

○10月28日（木）晴 礫群の測量、市道部分の掘り下げを継続。重機で深掘した所の埋もどしを行なう。

○10月29日（金）晴 礫群の測量、市道部分の掘り下げを継続。直井らにより、2号住居址の床面を掘り下げる。

○10月30日（土）晴 2号住居址の床面掘り下げを継続する。2号住居址下に土壇があった。

○10月31日（日）晴 直井らにより礫群南側の測量を実施する。

○11月2日（火）晴 熊谷、直井により礫群南側の測量を継続する。あがた考古会見学に来る。

○11月3日（水）晴 三村らにより惣社周辺の分布調査を行う。実施地区は、里山辺で、小松、荒町、新井、上金井、下金井地区である。

○11月4日（木）晴 礫群の南側測量を継続する。新村公民館から、連絡があり、秋葉原古墳の調

査に行く。

○11月5日（金）雨のち曇 昨日に続き、新村へ古墳の調査に行く。午後から惣社の発掘現場へもどり作業を継続する。

○11月6日（土）晴 桑園内東側の通路上に4ヶ所グリットを設定し掘り下げを行なう。

○11月7日（日）雨 雨のため作業中止

○11月8日（月）曇 熊谷、直井により、調査地区の全体測量を行なう。

○11月9日（火）曇 奈良国立文化財研究所から、山中技官来る。午前中、調査の説明をし、午後、調査について現場指導をうける。

○11月10日（水）曇のち雨 山中技官の指導により柱穴の検出を行なう。午後は、雨のため作業を中止する。

○11月11日（木）雨のち曇 朝のうち雨が残る。10時ごろ現場へ行く。調査地区全体を清掃し、全体写真を写す。礫群から南側へ3本のトレンチを延ばす。

○11月12日（金）晴 昨日の継続で、トレンチを掘り上げる。発掘用具の一部を撤収する。

○11月14日（日）晴 埋め戻し作業を行なう。午後大村256、上原新平氏宅にて周辺既出遺物調査を行う。

○11月15日（月）晴 埋め戻し作業継続する。

○11月16日（火）晴 埋め戻し作業は午前中で終了する。発掘用具を撤収し、午後より清水2丁目の瀬川長広氏所有の土地の発掘調査行う。午後4時には埋め戻しも終り、今回の発掘調査は終了する。

○12月3日（金）晴 周辺遺跡分布調査。元町2丁目197-1番地の石田芳氏所有畑より土師器、須恵器片採集。

○12月5日（土）晴 周辺遺跡分布調査。横田氏の案内により本郷地区内を調査する。コースは横田神社から本郷高校周辺を廻り、大村公民館へ戻る。

（事務局）

第2章 遺跡の環境

第1節 遺跡の自然環境

地形地質について

本遺跡は、松本市市街地の東端惣社地籍にあり、松本市東部を形成した薄川による扇状地と、女鳥羽川による扇状地との境界付近にある。

薄川は、三峯山の西側を源流とし鉢伏山の東北を通り、美ヶ原付近の水を集め入山辺地区から西流し旧松本市南端を流れて田川と合流している。薄川の特徴は、下流で堆積物が異常に厚いことであり、松本市一帯の地盤沈下など構造上の問題にも関係すると考えられている。堆積物は、流域の岩石である緑色変質火山岩、石英閃緑岩、安山岩、玢岩などの礫を主体としている。

女鳥羽川は、三才山付近に源を発して西流し、本郷の稲倉で南流に転じて松本市街地の北から流入する河川で、松本市白坂付近にて田川と合流する。堆積物は上流で新生界第三系の内村層とそれに貫入した玢岩を浸食して流下するため、砂岩、玢岩などの礫が多い。

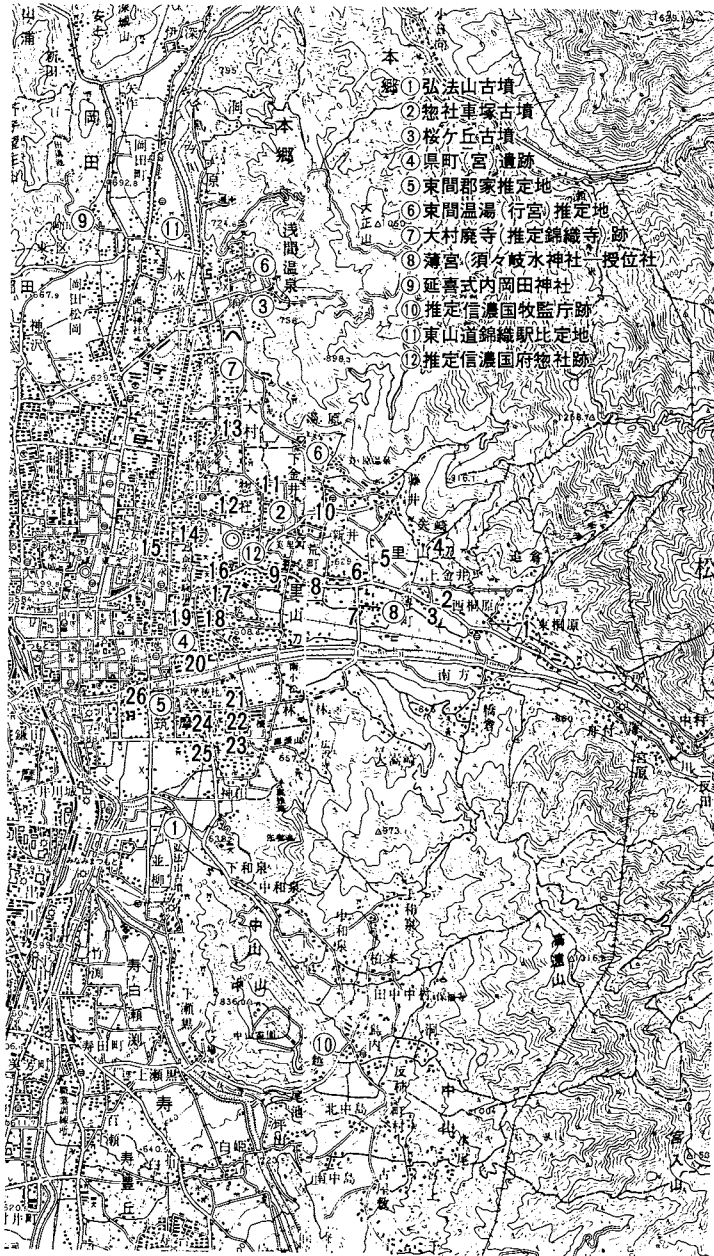
薄川、女鳥羽川両河川により形成された扇状地について

薄川により形成された扇状地は、扇頂を入山辺地区南方付近とし、南は和泉川付近、北は清水付近の湯川を境として女鳥羽川の扇状地に接し、西は旧松本市の市街地に達している。本遺跡は湯川の南西200m付近にあり、薄川扇状地の最北端に位置している。

女鳥羽川により形成された扇状地は、本郷の稲倉付近を扇頂とし、本郷や岡田に広い扇状地をつくり、湯川を境として薄川の扇状地に接し松本市の北部を形成している。

なお本遺跡と河川の関係および柱状図等については調査結果の項でふれている。

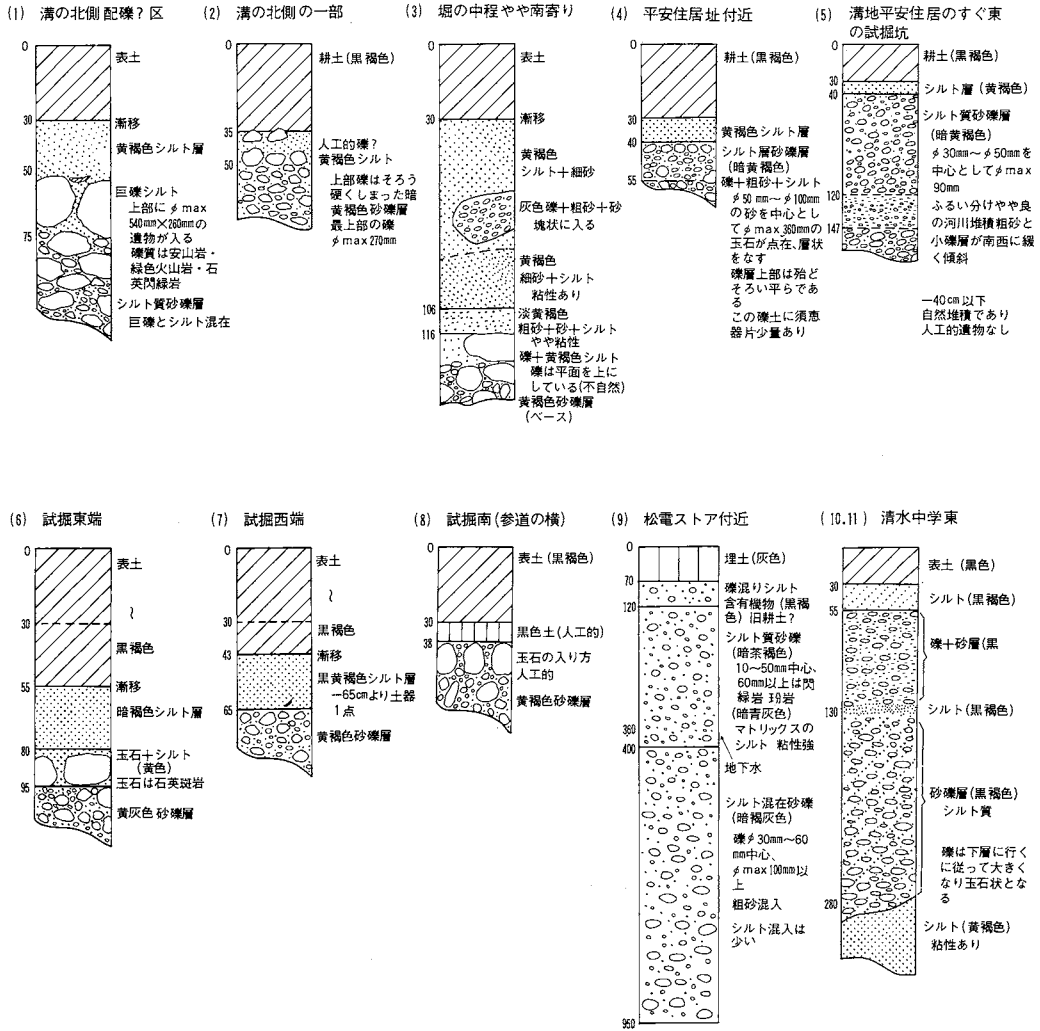
(森 義直)



- ◎発掘地点
1. おりど・おやしき遺跡
 2. 上金井遺跡
 3. 鎌田遺跡
 4. 矢崎遺跡
 5. 堀の内遺跡
 6. 兎川寺遺跡
 7. 針塚遺跡
 8. 荒町遺跡
 9. 下原遺跡
 10. 新井遺跡
 11. 惣社北遺跡
 12. 横田遺跡
 13. 大村遺跡群
 14. 元屋敷遺跡
 15. 女鳥羽川遺跡
 16. 清水遺跡
 17. 西小松遺跡
 18. 呉ヶ丘高校遺跡
 19. 蚕糸公園遺跡
 20. 松商学園遺跡
 21. 松本工業高校遺跡
 22. 富士電機遺跡
 23. 神田遺跡
 24. 筑摩東遺跡
 25. 三才遺跡
 26. 筑摩遺跡

(第1図) 推定信濃国府跡 周辺遺跡分布図

①～⑫重要遺跡



(第2図) 遺跡及び周辺の土層柱状図 (単位cm)

第2節 遺跡の歴史的環境

惣社周辺遺跡については南北は和泉川から浅間温泉まで、東西は山辺谷の中程から女鳥羽川までの範囲をとりあげてみたい。なお発掘地点周辺については分布調査を行ったので別項でふれる。

縄文時代 山麓から平地までその遺跡の範囲は広い。薄川上流の右岸段丘上に、中・後期のおりど、おやしき遺跡があり、順次下って、上金井、矢崎、古宮（中期）堀ノ内、針塚（前期）堂前遺跡（中期）があり、薄川左岸では厩所、橋倉、林山越遺跡があり、特に林山越遺跡からは石棒2本が出土している。下って四谷遺跡からは中期後半に属する完形土器が、埋橋遺跡では凹石と石棒が出土している。本郷地区に入ると雪中遺跡から曾利Ⅲ式併行の深鉢が水田の中より、からし畑遺跡でも曾利Ⅲ式併行の深鉢と後晩期土器の出土をみている。また県営野球場西の柳田遺跡からは中期と晩期の遺構、遺物の検出があり、女鳥羽川底の女鳥羽川遺跡で晩期の遺物が出土している。

弥生時代 弥生時代の期間が400～500年と短期間のためもあってか、遺跡数は少い。薄川右岸の古宮遺跡の僅か東に鎌田遺跡（後期）があり、やや下って段丘南辺に針塚遺跡がある。ここからは条痕文の壺が既出しているが、57年3月の調査で再葬墓とわかり、その埋納された壺の中には遠賀川系と思われるものが含まれている。下ってあがた遺跡からは中期後半以降の百瀬式の甕や石器製造址と思える遺構などが検出されている。平地に入って元町七本松周辺の元屋敷遺跡からも、中期後半から後期にかけての土器片の出土がある。また、今回調査範囲内の宮北遺跡からも後期の壺が検出されている。薄川左岸では松本工業高校遺跡、筑摩遺跡からも破片の出土をみている。

古墳時代 山辺地区には山麓と平地にかけて18基の古墳があり、本郷地区でも24基がある。その主なものについては別項でふれているので、ここでは詳述しないが、山辺地区の古墳の中には6基の積石塚古墳があり、本郷地区には9基の積石塚古墳がある。(1)

奈良・平安時代 この時期になると遺跡数が増え、平地では現在の集落とほとんど重なっている。縄文時代の遺跡と重なるものも多い。薄川右岸上流からみると、おりど、おやしき、上金井、矢崎、鎌田、古宮、堀の内、兎川寺、新井、荒町、下原、左岸では厩所、橋倉遺跡があり、更に西に下ると松本工業高校、富士電機工場、神田、筑摩遺跡等があり、薄川右岸に戻るとあがた、松商学園、県ヶ丘高校、西小松、蚕糸公園遺跡など全面に広がっている。いずれも土師器、灰釉陶器等が出土している。特にあがた遺跡では緑釉段皿が既出しており、54年の発掘調査では前記弥生時代の竪穴住居址のほか、平安期の住居址が1軒検出され、その床面からは金メッキされた釵子が出土している(2)。松商学園からは八稜鏡、磚仏が出土している(3)。

(神沢昌二郎)

- 参考文献 (1) 長野県史考古史料編遺跡地名表 長野県教委 昭和57年
(2) 「あがた遺跡」 松本市教委 昭和56.3
(3) (1)と同じ

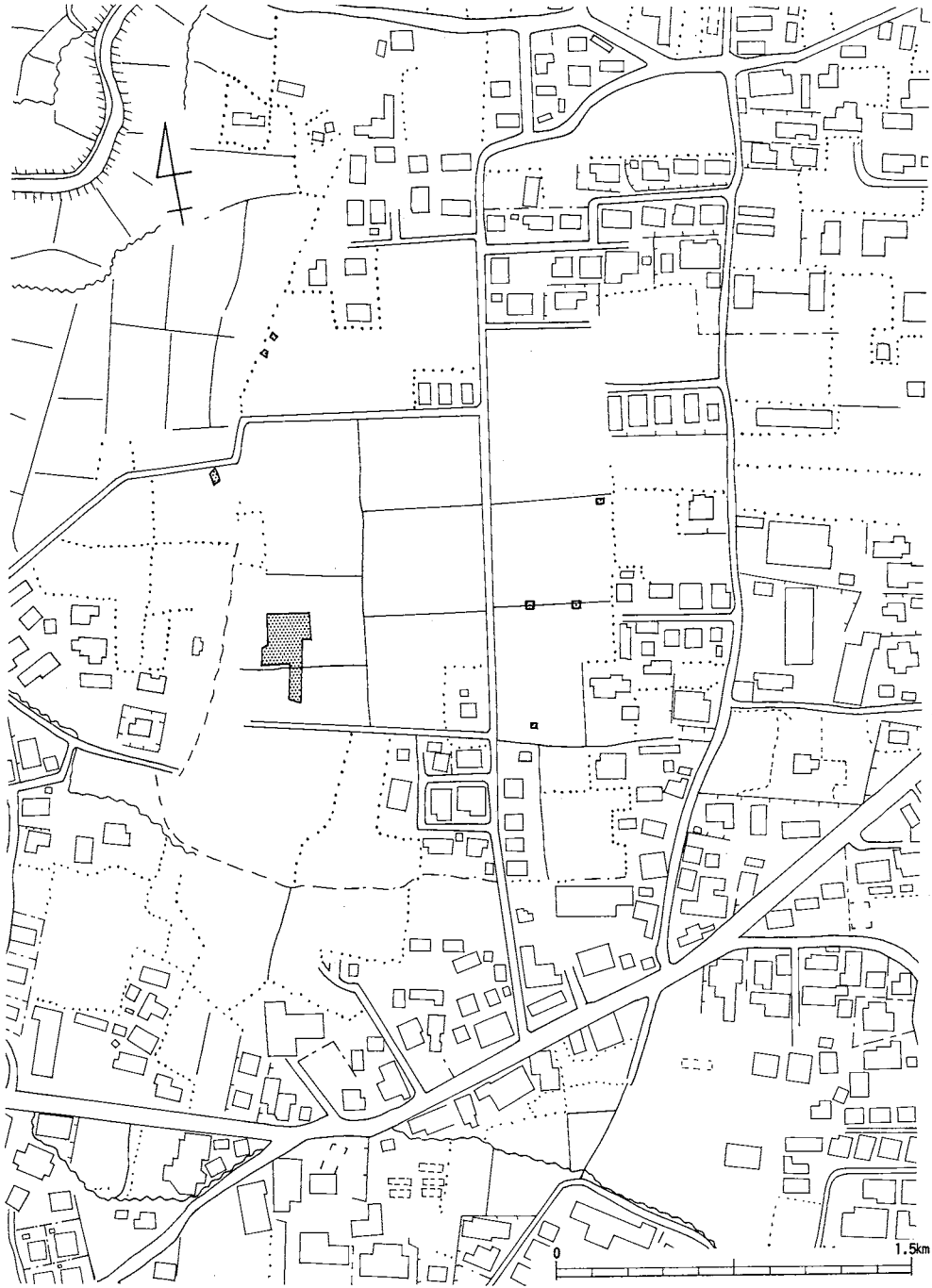
第3章 発掘調査

第1節 調査の概要

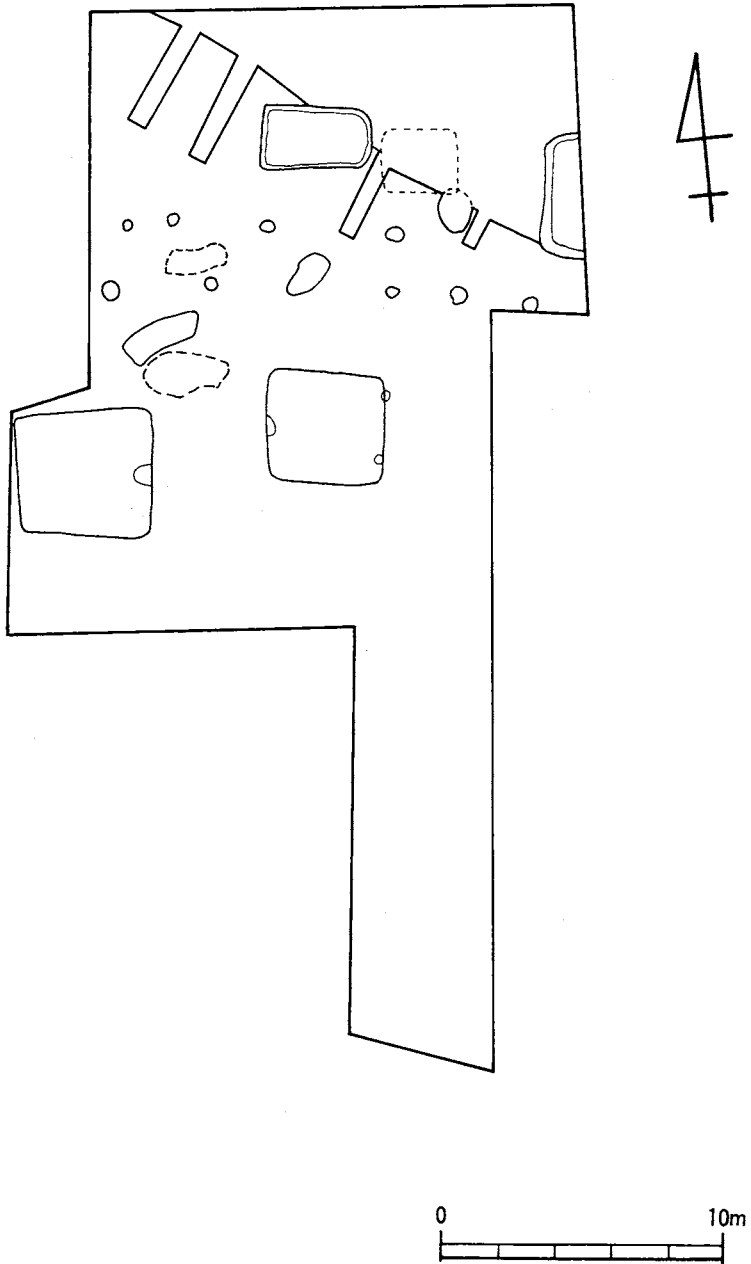
今回発掘調査の総面積は452.6m²（ただし試掘グリット分は除く）、検出した遺構は次の通りである。竪穴住居址乃至はその一部と思われるもの4、ピット10、土壇5、礫群（集石状）1とそれに続く溝1。これらは、礫群と溝を除き、表土下の黄褐色シルト細砂層中に、掘り込まれた形で検出された。掘り込み面は、壁等の残存部位からみて、表土層中のレベルに求められると考えている。礫群は黄褐色シルト細砂層に薄く覆われており、隣接する溝も同様に、先の諸遺構と僅かではあるが時間差を感じさせるものであった。

以上の遺構及び遺物包含層、検出面等からは多くの遺物が得られた。それらの殆どは土器で、種別として弥生土器、土師器、須恵器、灰釉陶器、土師質土器、陶磁器等がある。土師器、須恵器は主に各住居址床面・覆土中、礫群上面から、土師質土器、陶磁器は一部の土壇及び耕作土からの出土である。弥生土器は土壇5から2片得られている。

発掘調査に併行して周辺に土層及び遺構確認のための試掘グリットを設定した。場所は調査地東側桑園内に4ヶ所、同西側市道建設用地に3ヶ所である（第3図）。礫の集合がみられたグリットもあったが、いずれも特に遺構には当たらず、少量の土師器、須恵器、灰釉陶器、陶磁器等が出土した。



(第3図) 発掘調査区



(第4図) 調査区内遺構分布

第2節 遺構と遺物

1 住居址

(1) 第1号住居址

遺構 (第5図) 調査区北側に位置し、礫群及び溝上部にあたる。発掘当初、調査区北側を人力で掘り下げていた際、黄褐色シルト細砂層上面に堅い床状の部分と焼土が検出され、第1号住居址とした。規模、プランはもちろん壁、柱穴等も不明である。

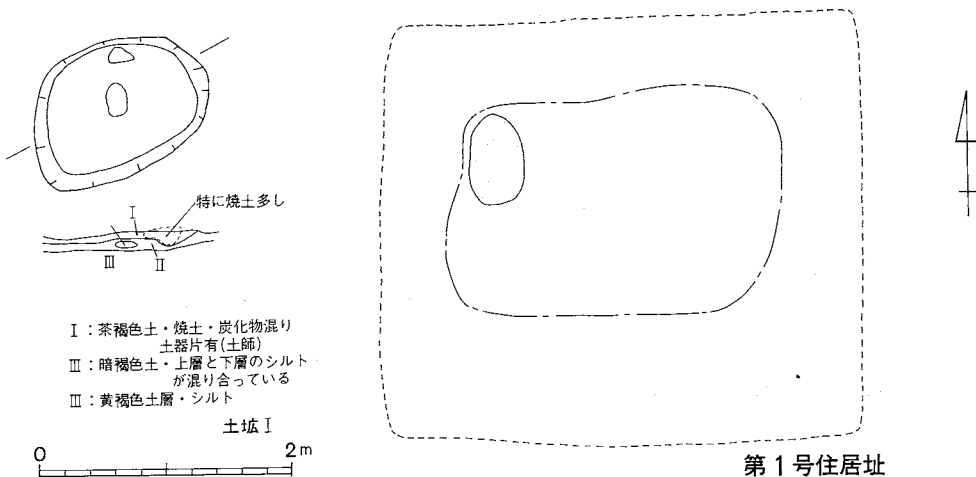
遺物 本址に明確に所属する遺物はない。

(2) 第2号住居址

遺構 (第6図) 調査区中央に位置する。表土剥ぎの段階で黄褐色シルト細砂層に黒褐色土の落ち込みが認められ、遺構検出により方形の遺構と判明した。

一辺約3.9mの方形を呈し、主軸はほぼN-79°-Wを指す。壁は耕作及び表土剥ぎの際かなり削られており、最大残存部で壁高10cm程である。床面は平坦であるが、堅い部分とそうでない部分に分かれる。ピットは南東、南西隅、東壁上に7ヶ検出された。いずれも径が小さく10cm内外の浅いものである。西壁中央部分や南寄りに焼土の広がりがかかなり認められ、カマドに伴うものであったと推定している。

遺物 (第7図、第8図、第1表) 覆土中及び床面上から少量得られている。主体は土器で、土師器、須恵器の破片がとりわけ一括して遺存するという状態ではなく、点在していた。

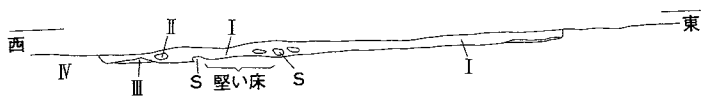
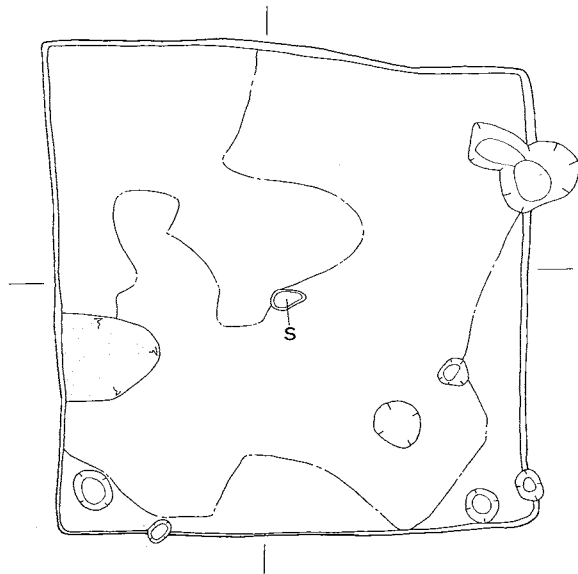


(第5図) 第1号住居址 土坑I 平面図

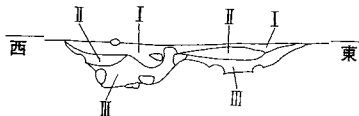
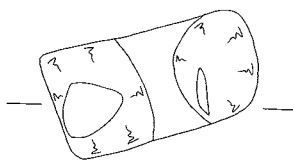
北
 IV
 I
 S
 IV
 II
 III
 S
 南

I : 黒の茶褐色土層
 II : 黒色粘質層
 III : 褐色土及び小礫を多量に含む褐色土層
 IV : X-X'

堅い床

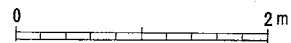


第2号住居址

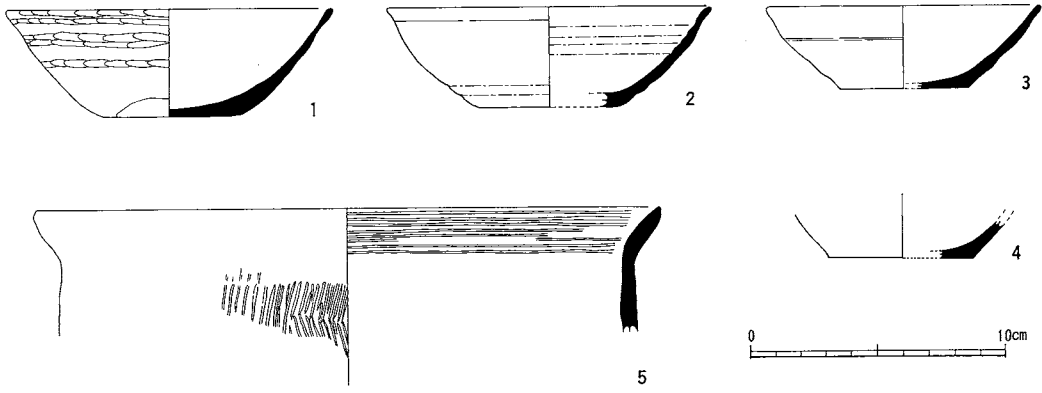


土坑 5

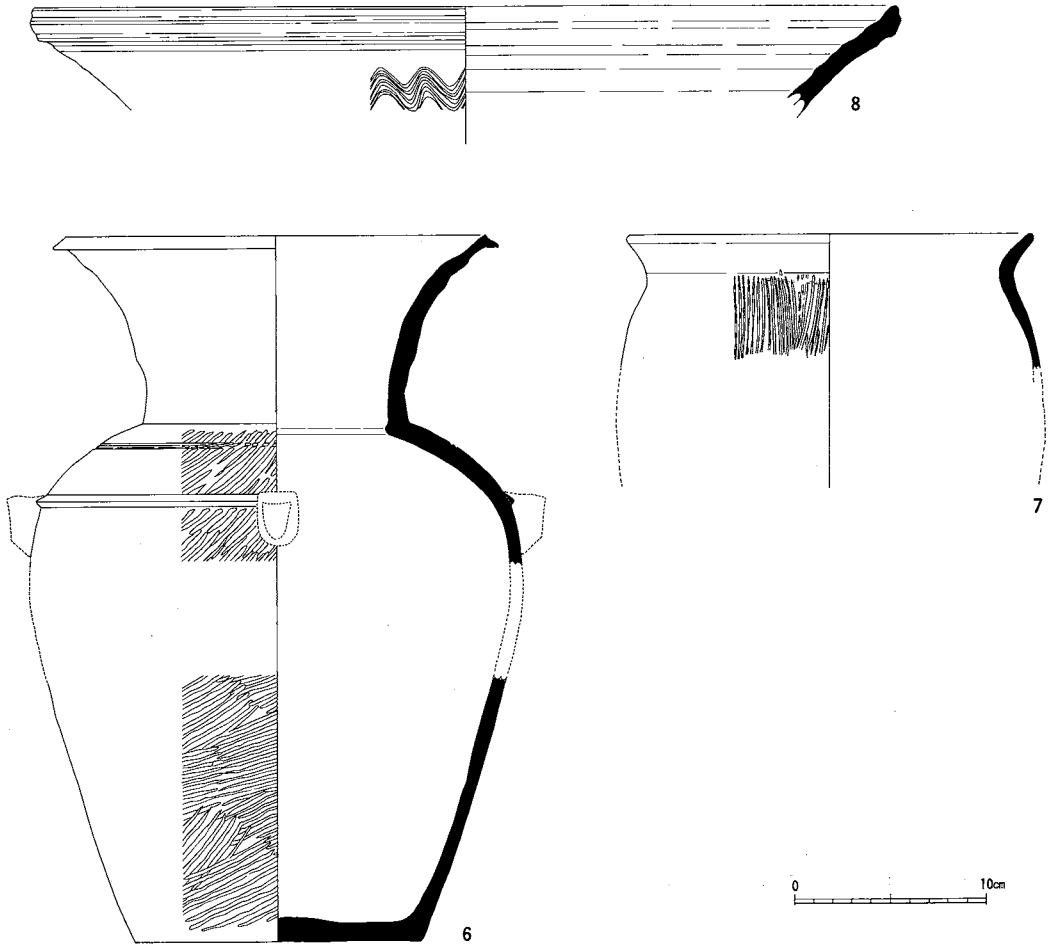
I : やや黒みがかった明るい褐色 粗粒で粘性がない
 II : 明るいこげ茶色 やや粘性をもつ
 III : 暗いこげ茶色(暗褐色) やや粘性をもつ



(第6図) 第2号住居址 土坑5平面、断面図



(第7图) 第2号住居址 出土土器 (1)



(第8图) 第2号住居址 出土土器 (2)

第1表

第2号住居址出土土器観察表(単位cm)

No.1

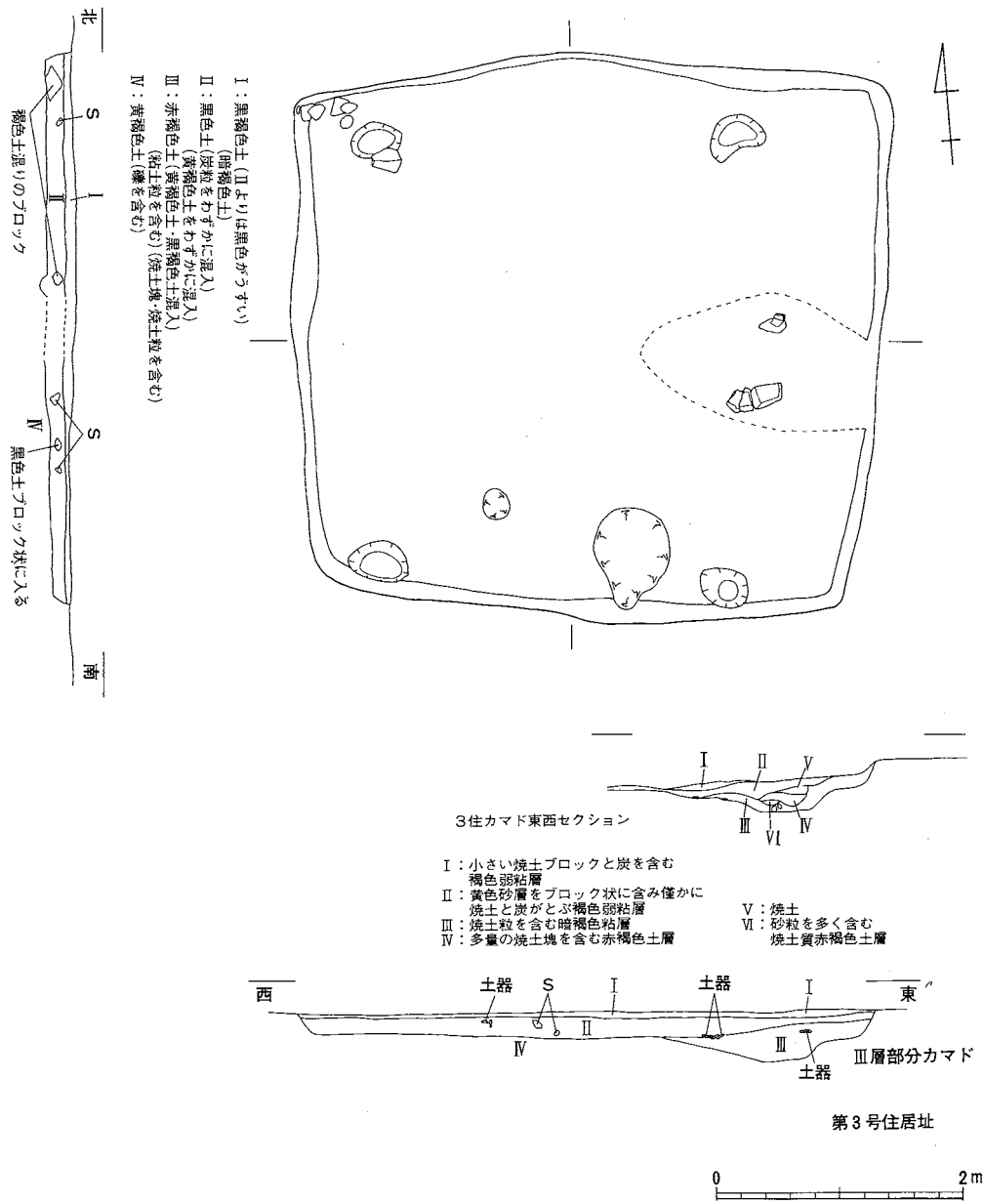
図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径高	残存度	備考
7 1	内黒土器 坏	12.8 5.0 4.3	体部 一部欠	ロクロナデ, 回転糸切り 外面にへら磨きあり
7 2	須恵器 坏	12.6 5.0 4.0	底部欠	ロクロナデ, 回転糸切り
7 3	内黒土器 坏	10.6 5.0 3.3	底部欠	ロクロナデ, 回転糸切り
7 4	土師器 坏	5.8	体部欠	ロクロナデ
7 5	土師器 甕	24.6	胴部欠	ハケメ, カキ目
8 6	須恵器 四耳壺	22.0 15.0 (37.0)	耳, 欠損	ロクロナデ, タタキ目
8 7	土師器 甕	21.0	胴部欠	ハケメ, ヨコナデ
8 8	須恵器 甕	45.0	口縁部のみ	波状文の原体…5本

(3) 第3号住居址

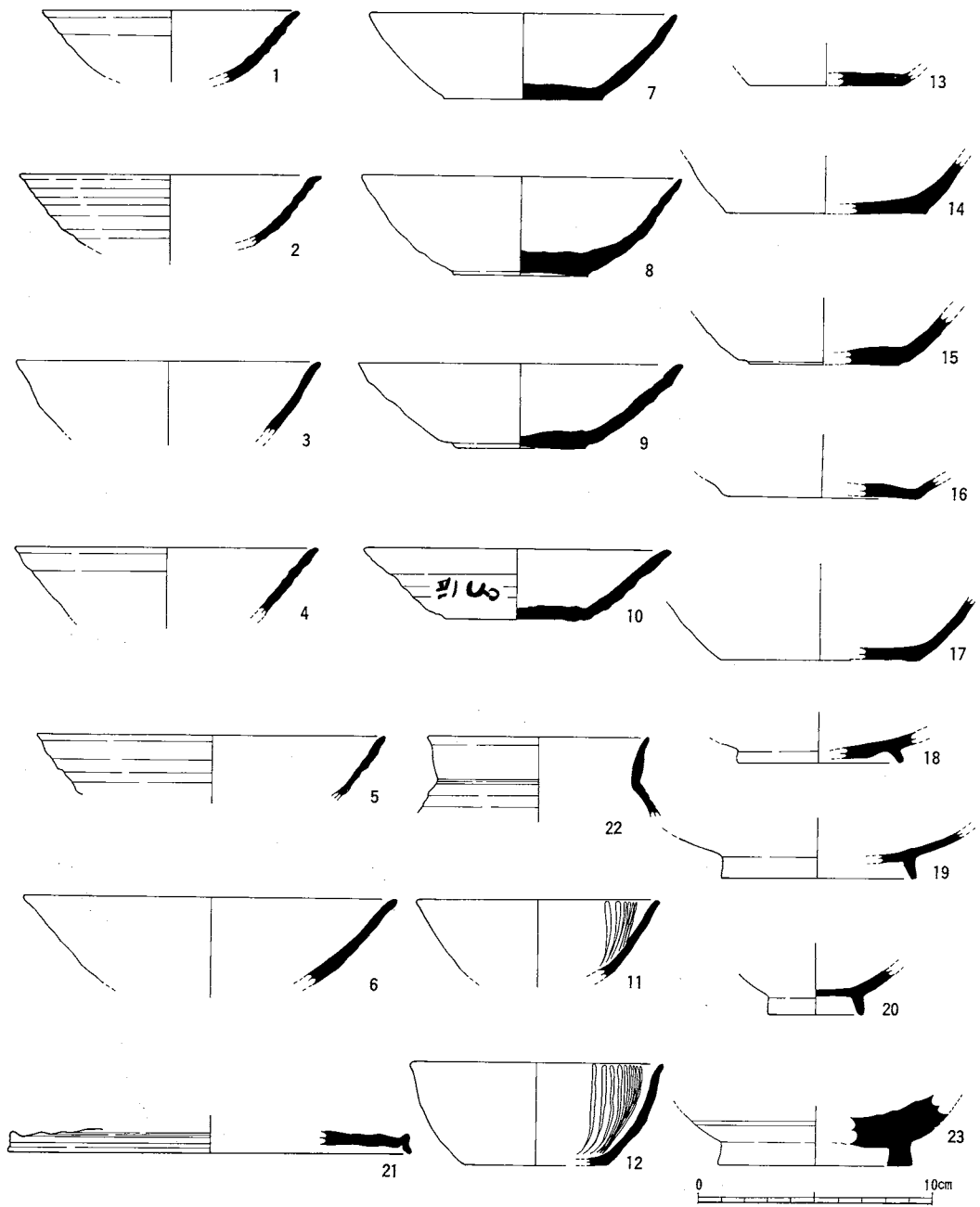
遺構 (第9図) 調査地南西部に位置する。表土剥ぎ時から多くの遺物が出て遺構の存在が予測されたので西側へ一部調査区を拡張したところ方形を呈す黒褐色土の落ち込みを確認した。

一辺4.7~4.9mの方形を呈し、主軸はほぼN-85°-Eを指す。壁はやや緩い傾斜で20~30cmの壁高をもつが耕作や表土剥ぎのため削られている可能性がある。床は平坦で平面的によくしまっている。ピットは各隅部を中心に5ヶ検出され、柱穴に対応するものであろう。カマドは東壁中央部に設けられていたと考えられ、周辺に多量の焼土と補強材とみられる石が残っている。北西隅にも6ヶの石が存していたが何であるかは不明である。

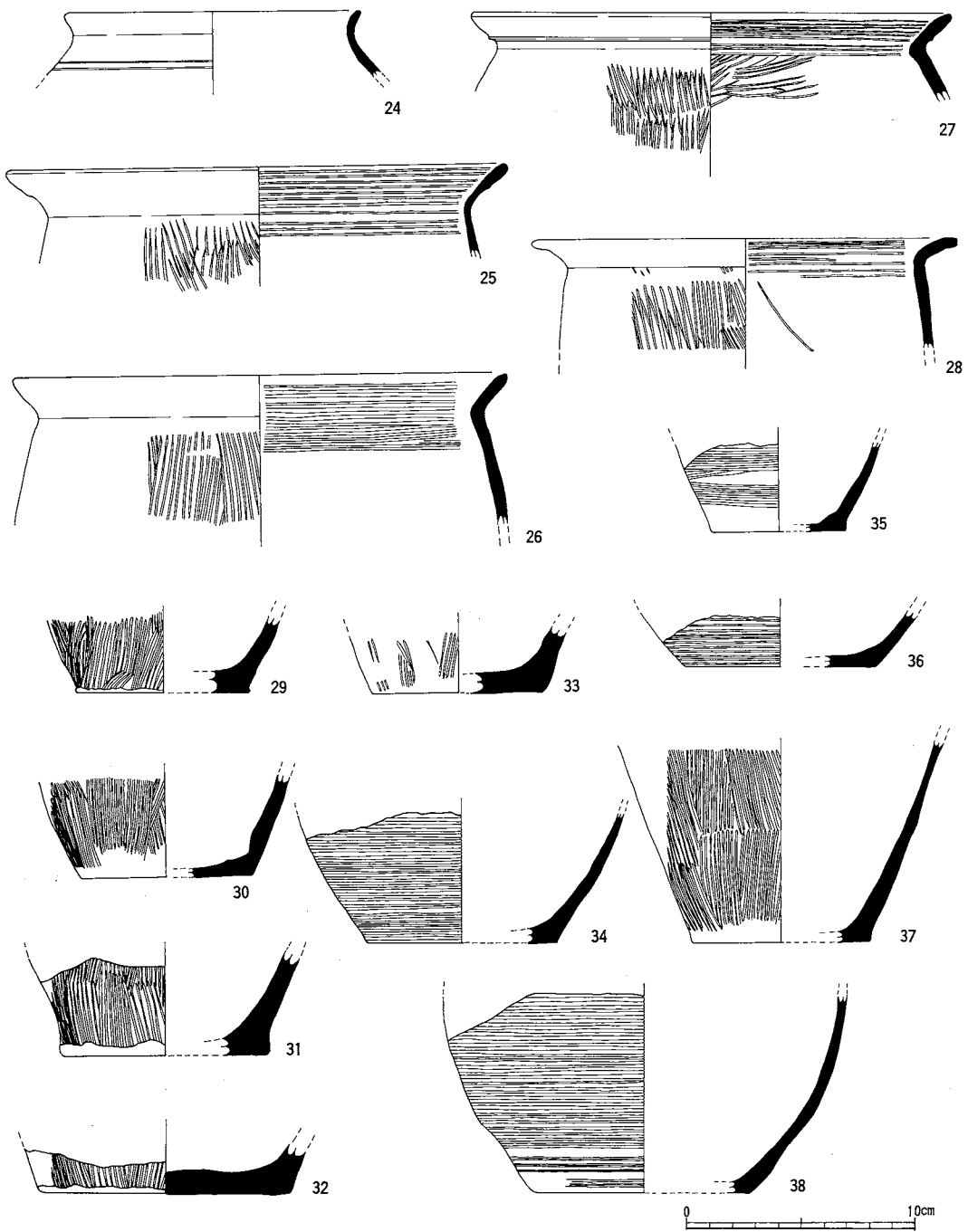
遺物 (第10図~13図, 第2表) 覆土中, 床面上及びカマド周辺から多量に得られた。すべて土器で土師器と須恵器からなる。個体数は多いが破片での出土が殆どである。特にカマド周辺からは土師器の甕の大小破片が数個体分出土したが、一括遺存という状態ではない。



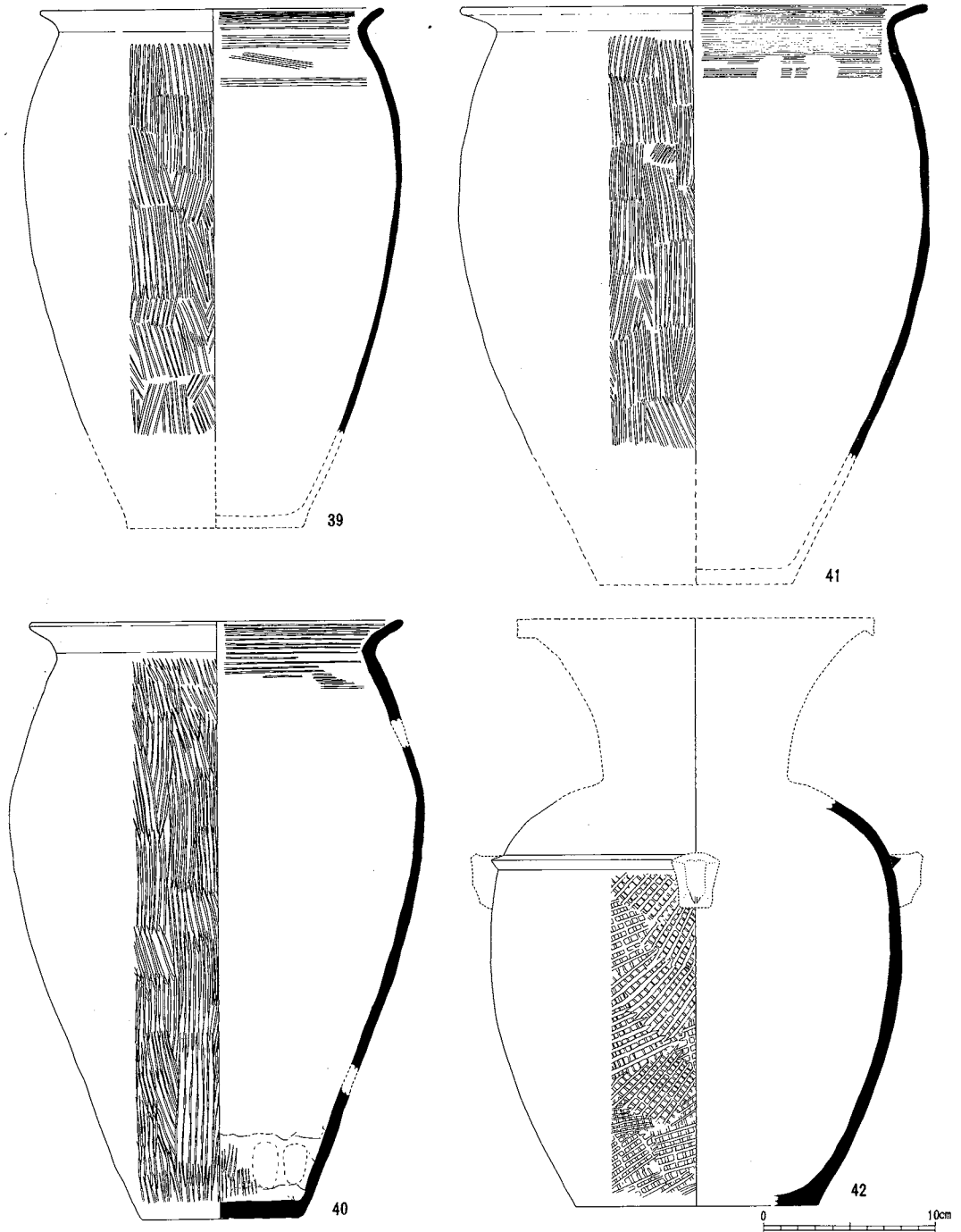
(第9図) 第3号住居址 平面、断面図



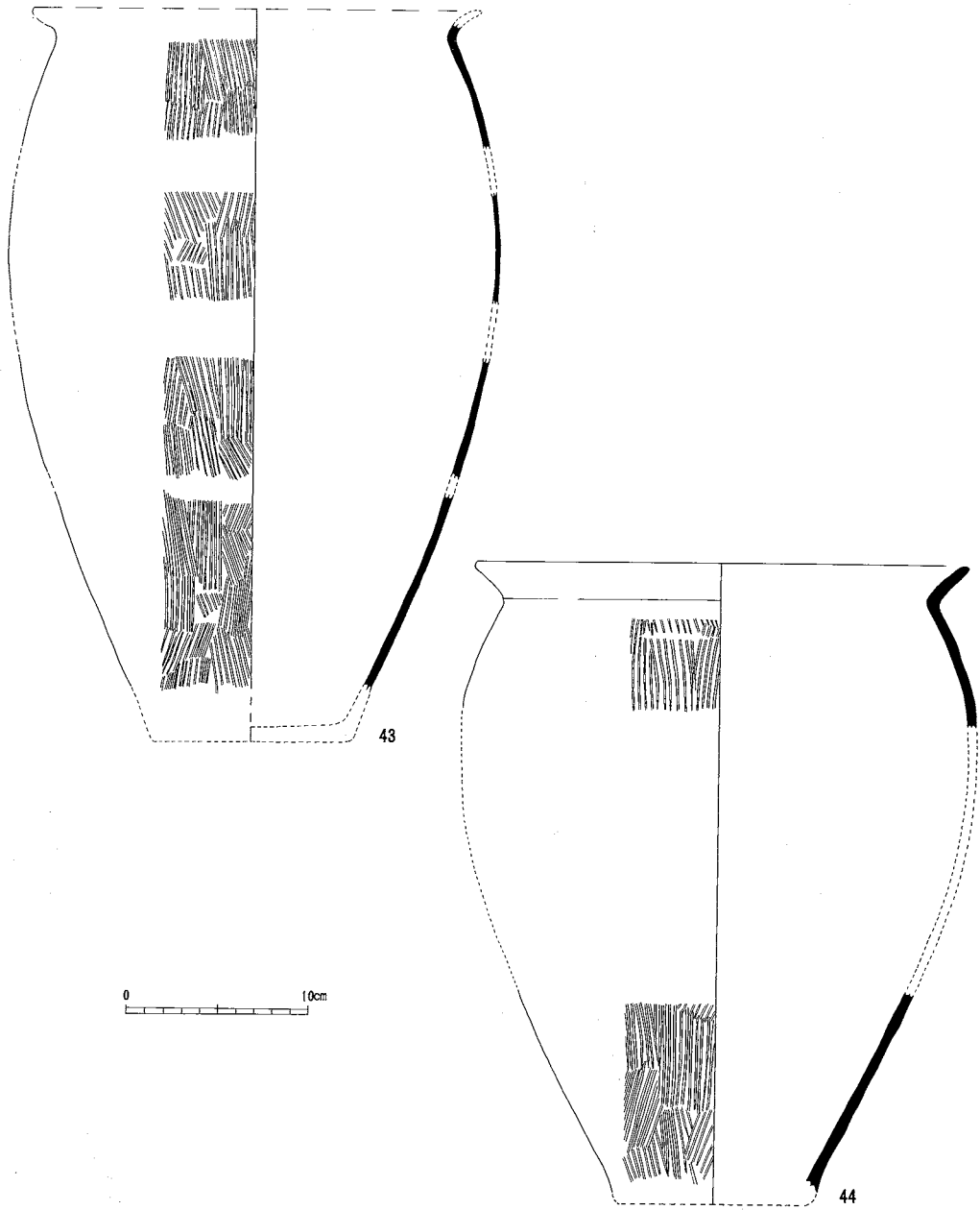
(第10图) 第3号住居址 出土土器 (1)



(第11图) 第3号住居址 出土土器(2)



(第12图) 第3号住居址 出土土器 (3)



(第13图) 第3号住居址 出土土器 (4)

第2表

第3号住居址出土土器観察表 (単位 cm)

No.1

図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径 高	残存度	備考
10 1	須恵器 坏	11 3.6 3.3	底部欠	ロクロナデ
10 2	須恵器 坏	12.7	底部欠	ロクロナデ
10 3	須恵器 坏	13	底部欠	ロクロナデ
10 4	須恵器 坏	13 5.6 4.5	底部欠	ロクロナデ
10 5	須恵器 坏	15	底部欠	ロクロナデ
10 6	内黒土器 碗	16	底部欠	ロクロナデ
10 7 9	須恵器 坏	13 6.8 3.7	体部一部欠	ロクロナデ, 回転糸切り
10 8 9	須恵器 坏	13.8 5.8 4.2	体部一部欠	ロクロナデ, 回転糸切り
10 9	須恵器 坏	13.8 5.4 3.7	体部 $\frac{2}{3}$ 欠	ロクロナデ, 回転糸切り
10 10 9	須恵器 坏	13.0 6.2 3.0	体部 $\frac{1}{3}$ 欠	ロクロナデ, 回転糸切り 坏部外面に墨書
10 11	土師器 坏	10.4	底部欠	ロクロナデ 内面へラミガキ
10 12	土師器 坏	10.6	底部欠	ロクロナデ 内面へラミガキ
10 13 9	須恵器 坏	6.4	体部欠	回転糸切り 底部外面に墨書
10 14	土師器 坏	8.4	口縁欠	ロクロナデ

第3号住居址出土土器観察表

No.2

図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 器高	残存度	備考
10 15	須恵器 坏	6.4	口縁欠	ロクロナデ
10 16	土師器 坏	8	体部欠	ロクロナデ
10 17	須恵器 坏	8.6	口縁欠	ロクロナデ, 回転糸切り
10 18	内黒土器 埴	9.0	体部欠	ロクロナデ, つけ高台
10 19	灰釉 埴	8.4	体部欠	ロクロナデ, つけ高台
10 20	磁器(明治) 碗	4.0	体部欠	混入攪乱か
10 21	須恵器 坏蓋	17.4 —	天井部, つまみ欠	ロクロナデ
10 22	須恵器 短頸壺	9.6	胴部欠	ロクロナデ
10 23	須恵器 長頸壺	8.4	胴部以上欠	ロクロナデ, つけ高台
11 24	土師器 小形甕	12.6	胴部以下欠	ロクロナデ
11 25	土師器 甕	21.8	胴部以下欠	ハケメ, カキ目
11 26	土師器 甕	21.4	胴部以下欠	ハケ目, カキ目
11 27	土師器 甕	21.0	胴部以下欠	ハケ目, カキ目
11 28	土師器 甕	18.0	胴部以下欠	ハケメ, カキ目

第3号住居址出土土器観察表

No. 3

図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 高	残存度	備考
11 29	土師器 甕	7.6	胴部以上欠	ハケメ
11 30	土師器 甕	7.4	胴部以上欠	ハケメ
11 31	土師器 甕	8.9	胴部以上欠	ハケメ
11 32	土師器 甕	10	底部のみ	ハケメ
11 33	土師器 甕	7.6	胴部以上欠	ハケメ
11 34	土師器 小形甕	8.2	胴部以上欠	カキ目
11 35	土師器 小形甕	5.8	胴部以上欠	カキ目
11 36	土師器 小形甕	8.4	胴部以上欠	カキ目
11 37	土師器 甕	7.8	胴部以上欠	ハケメ
11 38	土師器 小形甕	9.4		カキ目
12 39	土師器 甕	20 (10.4) (30.5)	胴下部欠	ハケメ、カキ目 図上復元
12 40	土師器 甕	21.0 9.2 35.1	90%残存	ハケメ、カキ目、オサエ痕 図上復元
12 41	土師器 甕	27.2 (10.4) (34)	胴下部欠	ハケ目、カキ目 図上復元
12 42 9	須恵器 四耳壺	(21.0) 14.4 (34.5)	口頸部欠	ロクロナデ、タタキ目 図上復元

第3号住居址出土土器観察表

No.4

図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底径 器高	残存度	備考
13 43	土師器 甕	(24.2) (11.0) (40.0)	口縁, 胴部 所々欠	ハケメ 図上復元
13 44	土師器 甕	26.8 (10.4) (35.0)	胴中央欠	ハケメ 図上復元

(4) 第4号住居址

遺構 (第14図) 調査区東端に礫群を切る形で検出された遺構で、調査区域外にかかる。形態により、一応住居址として扱った。長辺4.4m、区域外にかかる短辺は1.5~1.7mを測る。壁はかなり垂直に近いが、礫群に接する部分は礫群の石が顔を出している。床面は平坦であるが、全く軟弱で床らしくない。ピットは北西隅に浅いものが1ヶあったが柱穴といえるものではなかった。

遺物 覆土上層部より少量の土器片が出土した。土師器、須恵器及び中世陶器でいずれも小破片である。

2 ピット群 (第14図)

P₁からP₁₀まで10ヶ検出された。形態は径30~50cmの円形を呈す。内部に多くの礫をもち浅いもの(P₅、P₈~P₁₀)、内部の礫の数が少く深いもの(P₃、P₇)、全く礫を持たず深いもの(P₁、P₂、P₄、P₆)の3種類がある。深さは、浅いものが10cm内外、深いものは30~40cm程である。いずれも黄褐色シルト細砂層上から掘り込まれており、上面は耕作等の攪乱によってかなり不明瞭になっていた。P₄は土壇3を切って掘り込まれている。

ピット内部からの出土遺物はない。

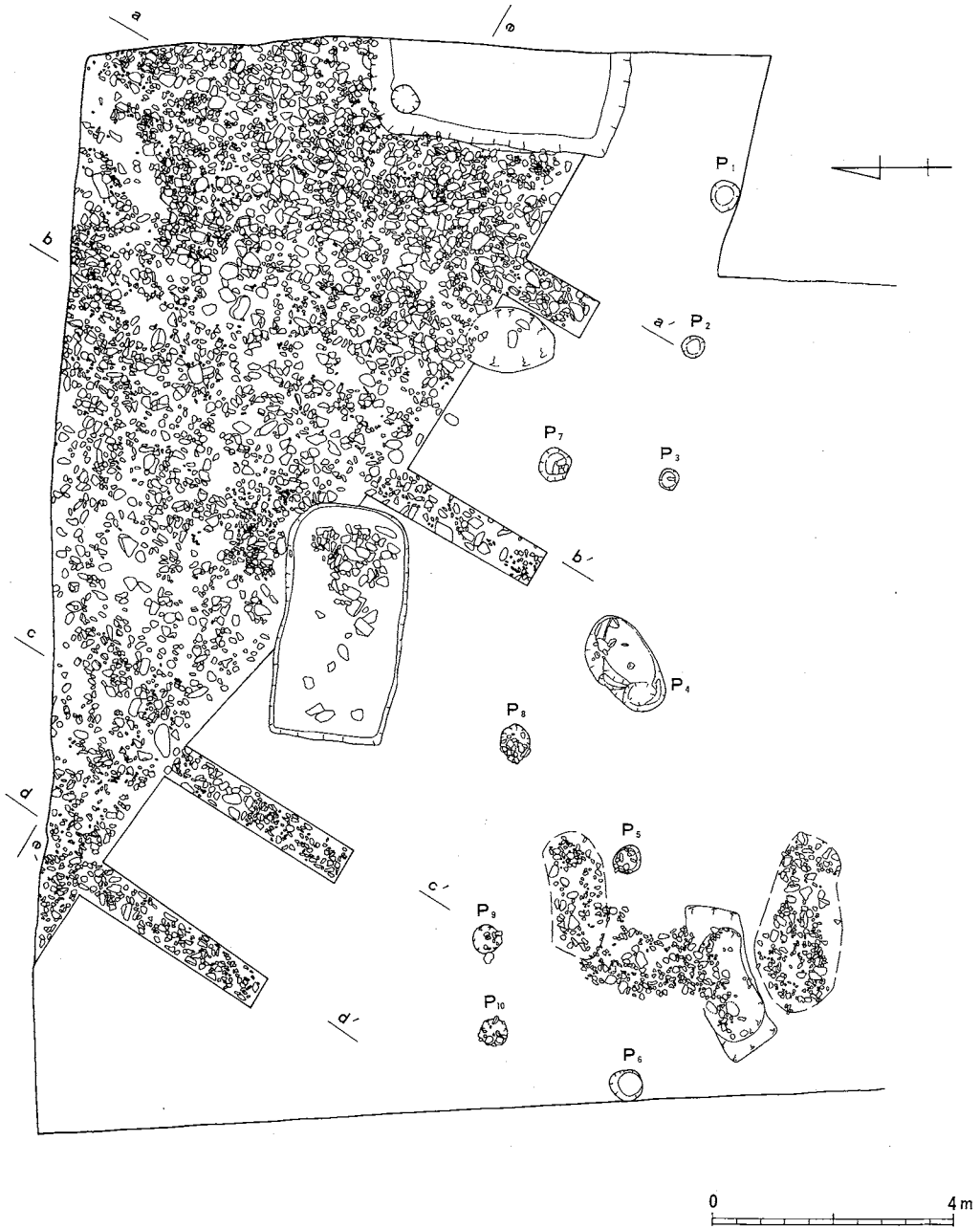
3 土壇

(1) 土壇1 (第5図)

調査区中央部東寄りに位置する。礫群、溝の上層にあたる。平面形は1.5×1.1mの楕円形で、深さは10cm程のごく浅いものである。一部に多量の焼土と炭化物があり、内部から完形に近い土師器の皿(第16図3.6)が出土した。

(2) 土壇2 (第14図)

調査区北寄り中央に位置する。黄褐色シルト細砂層上面から掘り込まれており、一部礫群を切っている。平面形は長辺3.9m、短辺2.0mの長方形を呈すが、北東・南東隅は隅丸になっている。掘り込みは垂直に近く、深さは一様に約30cmを測る。底面はかなり平坦である。内部に隣接する礫群と同様の礫が多数入っていた。



(第14図) 第4号住居址 土壇2~4、ピット群、礫群、溝平面図

遺物は、覆土から土師器、須恵器の破片が少量あるが、底面付近からは陶磁器片が出土している。

(3) 土壇3 (第14図)

調査区中央に位置する。黄褐色シルト細砂層上面から掘り込まれており、平面形は1.7×1.0mでやや不整の楕円形をとる。掘り込みは垂直に近いが底面近くで段をもつ部分もある。底面は平らになっている。本址の覆土中にはP₄が掘り込まれていた。

本址から遺物の出土はない。

(4) 土壇4 (第14図)

調査区西寄り、第3号住居址北側に位置する。周辺は黄褐色シルト細砂層が浅く下層の砂礫層が部分的に上まであがっている。長径2.5m、巾0.9mのやや弓なりに反る不整な長方形を呈す。両短辺、北辺の壁はかなり緩かで丸底気味の底部へ続いている。

本址の覆土から少量の土師器、須恵器破片が出土した。

(5) 土壇5 (第6図)

第2号住居址下部にあたる。3.1×1.4mの長方形を呈す。壁の傾きは緩かだが、底部は長軸方向の中央部が浅く両端が深い特徴的な形態をもち、2ヶの土壇が並んだ如くの状態となっている。最深部で約40cmの深さをもつ。

本址からは少量の遺物が出土している。本址最上面乃至その周辺よりは2～3点の土師器、須恵器片、覆土中よりは楡描波状文を施された弥生土器片1点及び口唇が面取りされ体部がやや内湾する鉢形土器になると思われる破片が1点出土した。土師器、須恵器の類は、本址を覆っていた2号住居址の床面構築の際の産物と思われ、本址の時期を決定するものは後者2点の土器片と考える。即ち、楡描波状文からみて弥生時代後期、もう一片はあまり類例がないが一応該期伴出と捉えておく。

本址は当初、第2号住居址のいわゆる「床下土壇」と考えていたが、出土遺物等から、弥生期の土壇の可能性も強い。

4. 礫群及び溝

礫群は調査区北部に広く検出された。区域外の北部へ更に続いている。上面の観察では径5～30cm程の垂円礫の集合である。この礫群は、絶対高が高い部分は黄褐色シルト細砂層上へ顔を出していたが、南方へ行くに従い同層の下部へ徐々にもぐり込んでいく様子にみえた。この礫群が自然堆積か、人為的なものであるかを判断するために、礫群の上面を追求する形で4本のトレンチを南へ向って掘り進めた。この結果、礫群の上面は徐々に下向したのち上向し、その部分の断面形が巾4～6mの溝状を呈していることが判明した。そして本遺跡を覆っている黄褐色シルト細砂層が溝状部分を厚く埋めていた。また平面的にみても4本のトレンチの観察から、この溝状部分は巾4～6mで東南東から西北西の方角へ礫群に平行して調査区を横切っていることがわかった。この溝状部分は

その成因について、自然的なものだと見る向きもあったが、その一方、地質学的な見地から人為的なものである可能性が強く指摘されている(第3章第3節)。礫群についてもその下部は自然的堆積の風があるが、上面は人の手が加わっている感もする。このため名称については、「集石」、「礫敷」等も考えられるが、一応礫群を用いた。

礫群上面からは少量であるが土師器、須恵器の破片が出土している(第16図5.14)。溝ではトレンチの深部からの遺物出土はない。ただし、礫群上面が下向する部分からは1、2片の須恵器破片が得られている。

5. 遺構外出土遺物(第16図,第17図)

表土(耕作土)中及び遺構検出面(黄褐色シルト細砂層)上からも遺物が得られている。土師器、須恵器、灰釉陶器、陶磁器等があり、いずれも小破片である。かなり磨滅しているものも多く、それらは何らかの遺構に伴ったものではなく、流れ込みによるものと考えている。陶磁器等には近代、現代のものもある。図化したものについて詳細は観察表に譲る(第3表)。

6. 試掘グリット

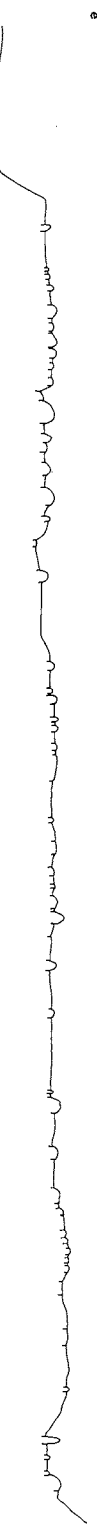
(1) 調査区東側桑園内(第18図)

今後の桑園内調査の参考資料とするため、第1～4グリットを4ヶ所に設定し、土層観察と遺構確認を行った。どのグリットからも遺構の検出はなかったが、第1、第4グリットには部分的に礫が多量にあった。土層については第18図中で解説してあるが、総括的にみると表土は暗褐色土で黒味を増して下層に移り、最下層の黄褐色土との間に上下層の土がブロック状に入り混る層をおくという形で捉えられる。

各グリットからは少量の土器片が得られたが、種別としては、土師器、須恵器、灰釉陶器、陶磁器等で、発掘調査区の表土、検出面から出土したものとその組成は類似する。小破片が多く図化できたものは2点にすぎない。

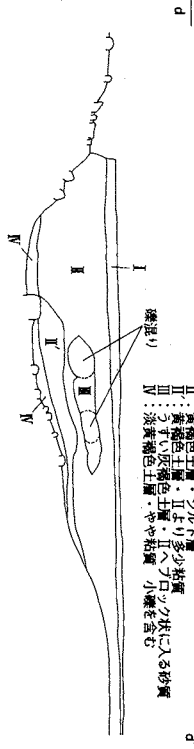
(2) 市道建設予定地

市道が新たに敷設される部分に3ヶ所グリットを設定し遺構確認を行った。結果は少量の土器が得られたのみで遺構発見には至らなかった。土器は、土師器、須恵器、灰釉陶器及び近代の陶磁器で図化できたものは6点である。

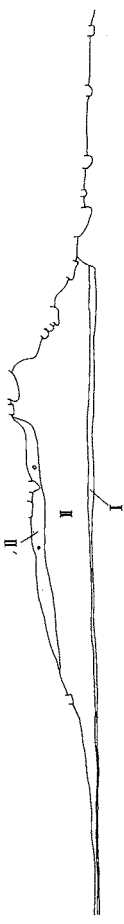


o

p

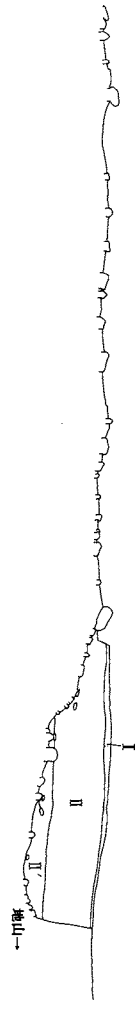


p



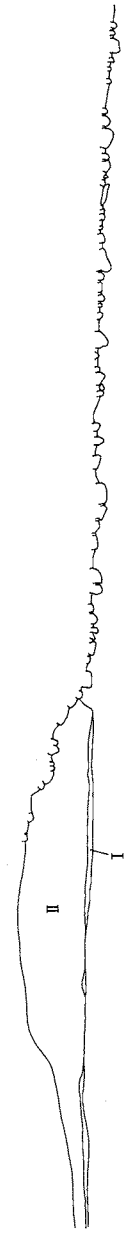
o

p



o

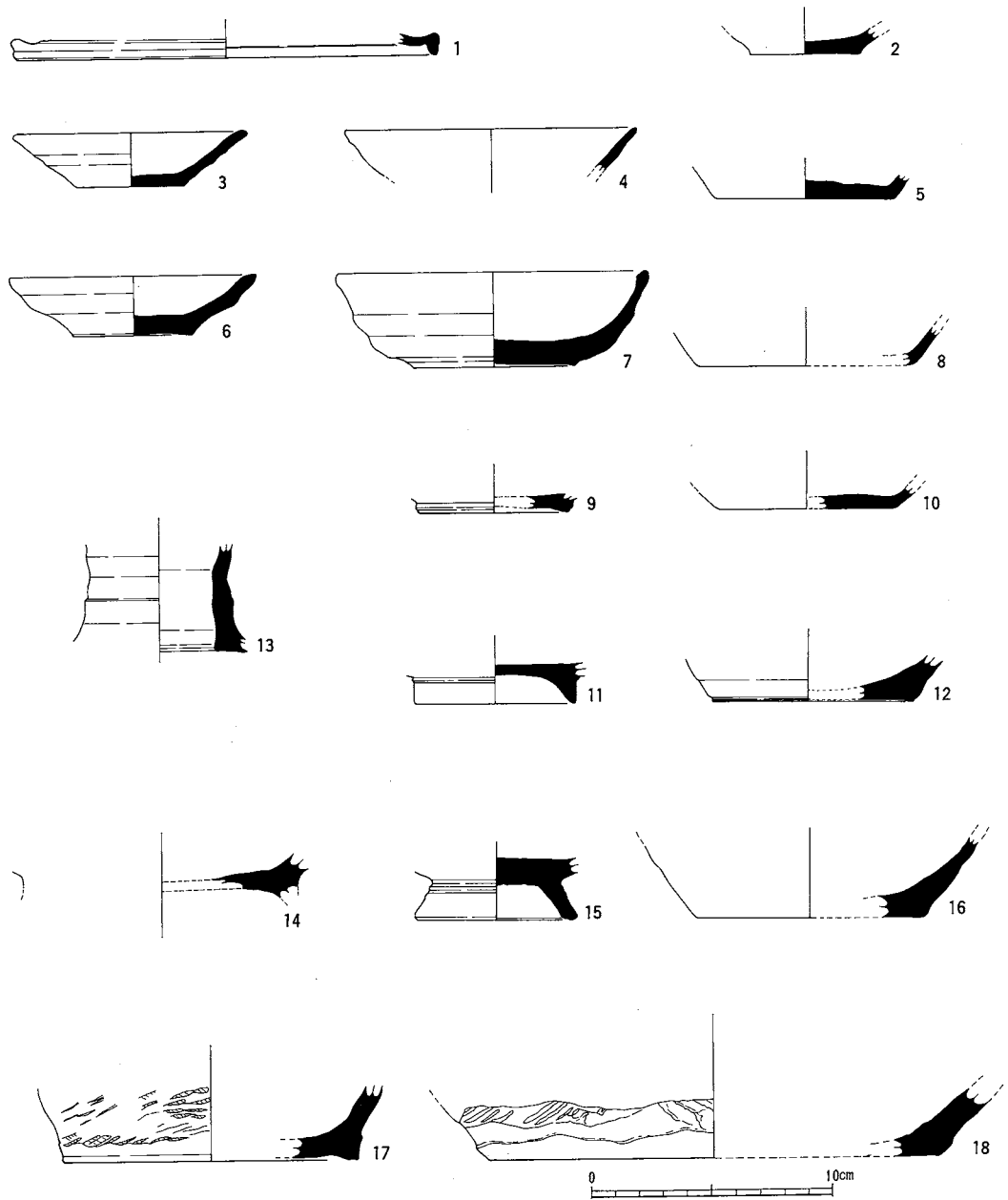
p



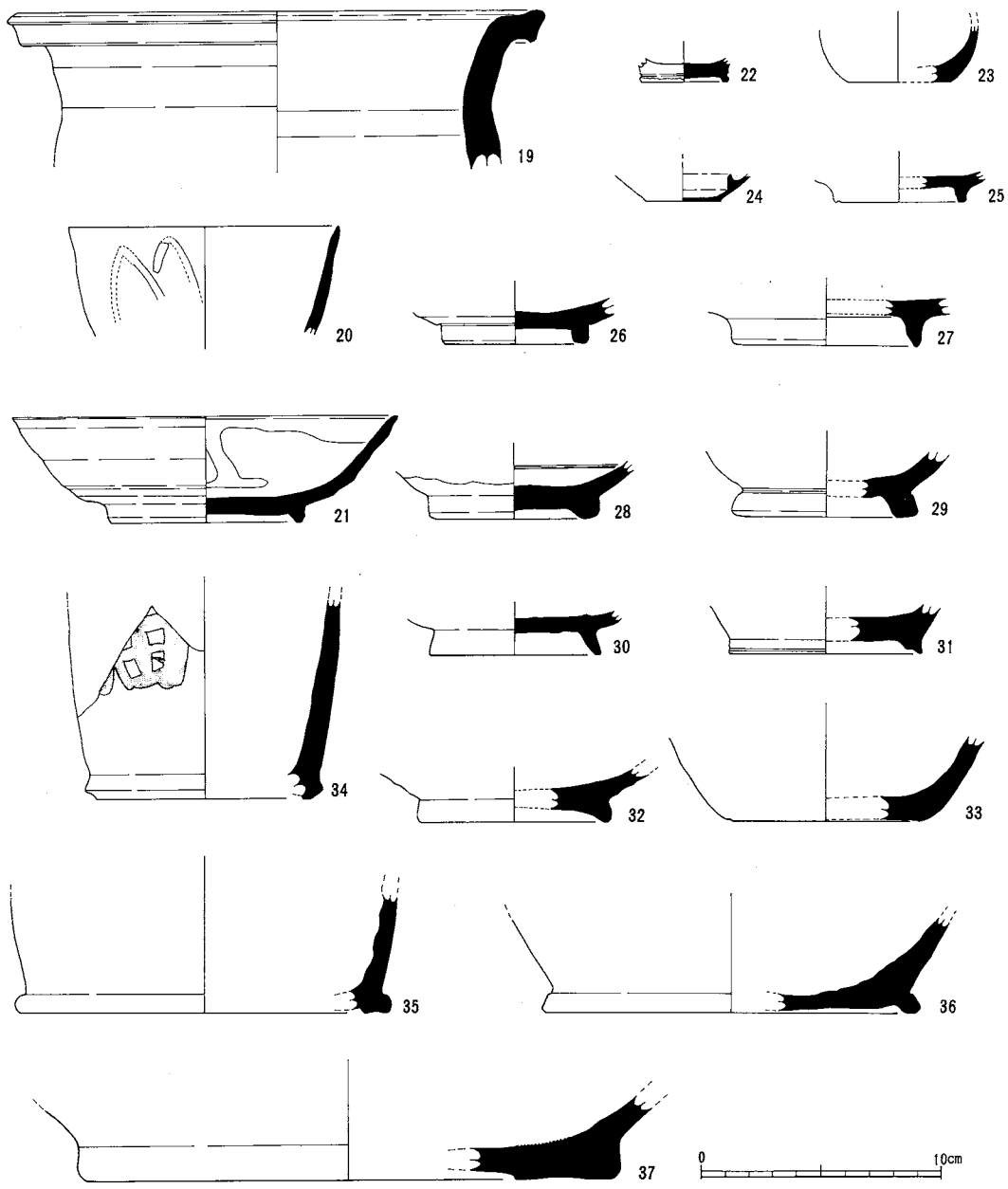
o

p

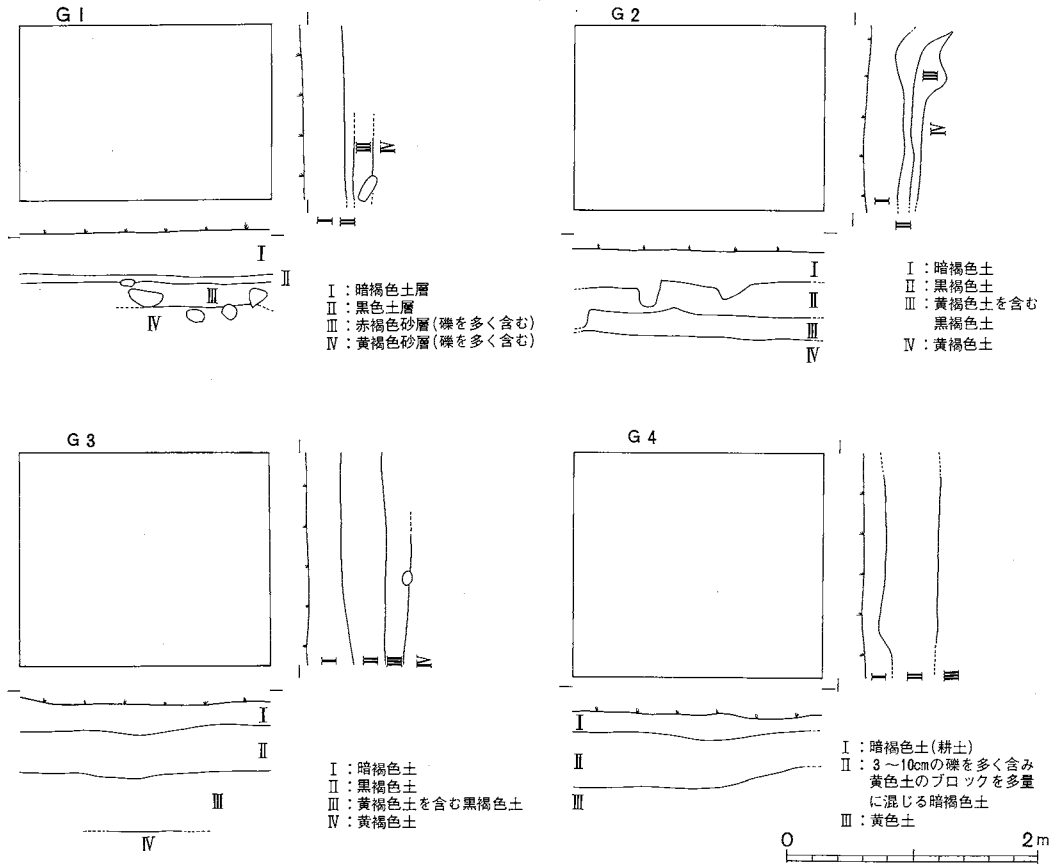
(第15図) 溝断面図



(第16図) 第1、4号住居址 土壇及びその他の遺物 (1)



(第17図) 第1、4号住居址 土壇及びその他の遺物(2)



(第18図) 東側桑園内試掘グリット土層図

第3表

その他の出土土器観察表(単位cm)

No.1

	図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底径 器高	残存度	備考
第一号住居址	16 6	土師器 皿	10.2 5.0 2.5	ほぼ完形	ロクロナデ, 回転糸切り 第1号住居址脇, 土塚1出土
	17 31	灰釉陶器 瓶	8.1	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台
第四号住居址	16 4	須恵器 坏	12.0	底部欠	ロクロナデ
	17 19	陶器 甕	21.8	口頸部のみ	常滑
西側市道建設予定地グリット	16 12	須恵器 坏?	8.4	体部欠	ロクロナデ
	16 16	土師器 鉢?	9.2	体部欠	ロクロナデ
	17 26	磁器 碗	6.0	底部のみ	江戸中期以後 御深井釉(美濃系)
	17 36	灰釉陶器 瓶	15.6	胴以上欠	ロクロナデ, つけ高台
	17 28	白瓷系? 碗	6.4	底部のみ	中・近世?
	17 30	灰釉陶器 碗	7.2	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台 重ね焼き痕あり
東側桑園内 グリット	16 11	内黒土器 碗	6.6	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台
	17 24	陶磁器 乗燭	3.1		中世?
その他	16 1	須恵器 坏蓋	17.4	端部のみ	ロクロナデ
	16 2	土師質土器 坏	4.5	底部のみ	ロクロナデ

その他の出土土器観察表

No.2

図 番号 遺物番号 図版番号	種 別 器 種	口 径 底 器	径 高	残 存 度	備 考
その他	16 3 9	土 師 器 皿	9.4 4.4 2.2	ほぼ完形	ロクロナデ, 回転糸切り 土壇1より出土
	16 5	須 恵 器 坏	7.4	体部欠	ロクロナデ
	16 7	土 師 器 坏	13.0 6.6 4.0	体部一部 欠	ロクロナデ, 回転糸切り
	16 8	須 恵 器 坏	9.0	体部, 底 部欠	
	16 9	須恵器(?) 皿(?)	6.2	底部一部	
	16 10	土師器(?) 坏	7.2	底部のみ	回転糸切り
	16 13	灰釉陶器 長 頸 瓶		頸部のみ	ロクロナデ
	16 14	土 師 器 壺		底部一部	
	16 15	土 師 器 壺	6.4	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台
	16 17	須 恵 器 甕?	12.2	胴以上欠	外面 平行タタキ目の上よりナデ
	16 18	須 恵 器 甕	19.0	胴以上欠	外面タタキのちナデ 内面 釉あり
	17 20	青 磁 碗	11.4	底部欠	鎬蓮弁, 中国製(?)
	17 21	灰釉陶器 壺	16.0 8.0 4.5	体部一部 欠	ロクロナデ, つけ高台
	17 22	陶 磁 器 碗	3.6	底部のみ	天目茶碗, 中世

その他の出土土器観察表

No.3

図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径高	残存度	備考	
その他	17 23	陶磁器 徳利?	4.2	胴下半部片	鉄釉(天目) 中世
	17 25	陶磁器 茶碗	5.4	底部のみ	緑色釉 中世
	17 27	灰釉陶器 碗	7.6	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台 重ね焼き痕あり
	17 29	陶磁器 壺	8.0	底部付近	中世?
	17 23	灰釉陶器 碗	7.8	底部付近	ロクロナデ, つけ高台
	17 33	陶磁器 甕	7.8	胴下半片	中世
	17 34	陶器 徳利	9.0	胴下半	文字あり
	17 35	灰釉陶器 瓶	15.4		
	17 37	陶磁器 かぶと鉢	22		重ね焼きの痕跡あり 中世

第3節 地質学的所見

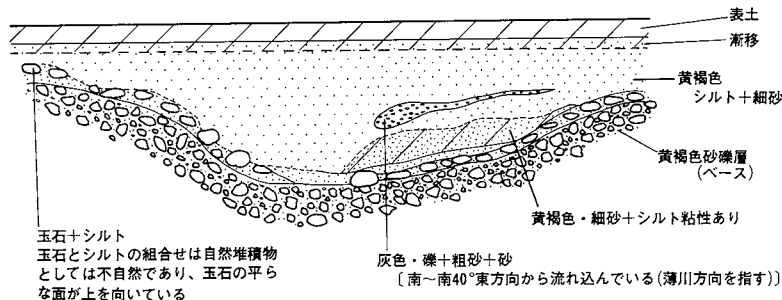
本遺跡と河川との関係

本遺跡は地形上薄川、湯川、女鳥羽川の三河川の影響を受ける位置にあるが、このうち、湯川は薄川からのセギの水と東北の山間部から流れ出るわずかな水を集めたもので、本遺跡には殆んど影響がないものと考えられる。地表下150cm付近までの堆積物についてみれば、緑色変質火山岩、安山岩、石英閃緑岩などが多く、また、堆積状況から流路を推定すると、S～S40°E方向から流入しており、薄川系の堆積物であることを物語っている。なお、本遺跡の東300m付近、伊和神社の北東裏で深さ10mまでのボーリングでは花こう閃緑岩、玢岩などの礫を主体とした、薄川系の堆積物となっている。

本遺跡付近の地質柱状図は別図に示す如くであるが、表土は黒～黒灰色の畠土（いわゆる壤土）で、深さ30cmくらいから黄褐色のシルト+細砂の層となるが、表土との境は漸移しており黒褐色を呈している。このシルト層の底部は-40cm～-50cmと変化しており、この土層中の底部から上部にかけて一部人工的と見られる配石もあり土器片も散在する。シルト層より下は暗黄褐色～黄褐色の砂礫層となり、φ10cm以下の礫が多く、φ3cm～5cmの礫が主体となっているが、φ30cm前後の巨礫も存在する。この砂礫中には、上部から掘込んだもの以外遺物は存在していない。

溝状の凹地について

ほぼ東西に走る幅数m、最深1.1m程の凹地は、本地点の東150m前後の試掘孔二つの結果と総合して考えると、ほぼN80°～82°W方向に伸びているものと推定され、堆積物の上からは水が定期的には流れたものでないことが断定できる。



(第19図) 溝の断面概念図

この溝状地形は東で浅く西に行く程深くなっていたらしいことは、発掘地点と東側の試掘地点2ヶ所の溝の深さから推定できる。東側の試掘孔（二つある中の西側のもの）の溝底から、平安期の土器片が出土しており、溝の年代もその頃と推定される。

溝の存続期間については、溝底などに埴土が全く存在せず、堆積物も概念図に示す如くはっきりした層状をなさず、S～S40°E方向からの流れにより、比較的短期間に埋没したことを物語っている。

溝状凹地の成因について

上述した如く定常的に流れた跡や、埴土がなく底部や側面に玉石状の礫の平面が上を向いており、その間をシルトがつまっているなど、巨礫+シルトという組合せになっていることは堆積上不自然であり、その下の砂礫層は、小～大までの礫が存在していることから、人工的なものを否定することは困難である。

溝北側の巨石群について

深さ45cm～50cm付近のシルト層下部に分布する巨礫は、間にシルトがつまった存在であり、その下にも巨礫を含む砂礫層が続くが、小～大までのふるい分けの悪い砂礫が存在し、上部のものとは堆積上異質である。下部の砂礫層は付近一帯の自然堆積物と共通している。なお、上部の巨礫間を埋めているシルト中に、須恵器片などが存在する。

まとめ

幅数mの溝の方向は、伊和神社の向きと同じで、N80°W～N82°Wであり、溝中の巨礫の存在の仕方や、この付近は、セギを造る以前には、これだけの溝をつくる流れが存在しがたく、また、流れた跡がみられないなど不自然な点が多い。したがって、単なる自然地形とは断定し難い。

溝の北側に広がる玉石状の巨礫も、前述した如く、上部は自然堆積物とするには不自然であり、何等かの人の手が入っていると見た方が自然である。

(森 義直)

第4章 分布調査

惣社の発掘地点の東、北部を中心として分布調査を行った。西、南部については既に周知の遺跡としてとらえられているため、主力は東、北部においた。

調査は三千分の一の地図にある畑を一枚一枚歩いて遺物の採集を行い、地点をおとした。しかし、表面採集という調査方法のため見落としや、人家の庭、あるいは周柵内の畑など入れなかった畑もあり、また水田では表面採集がしにくいなどの欠点もあるので、今回の調査が必ずしも万全とは言えないが、資料の集取という点では重要なことであり、既出遺物と合せて、一応のまとめを試みてみたい。

(1) 東地区（里山辺地区）

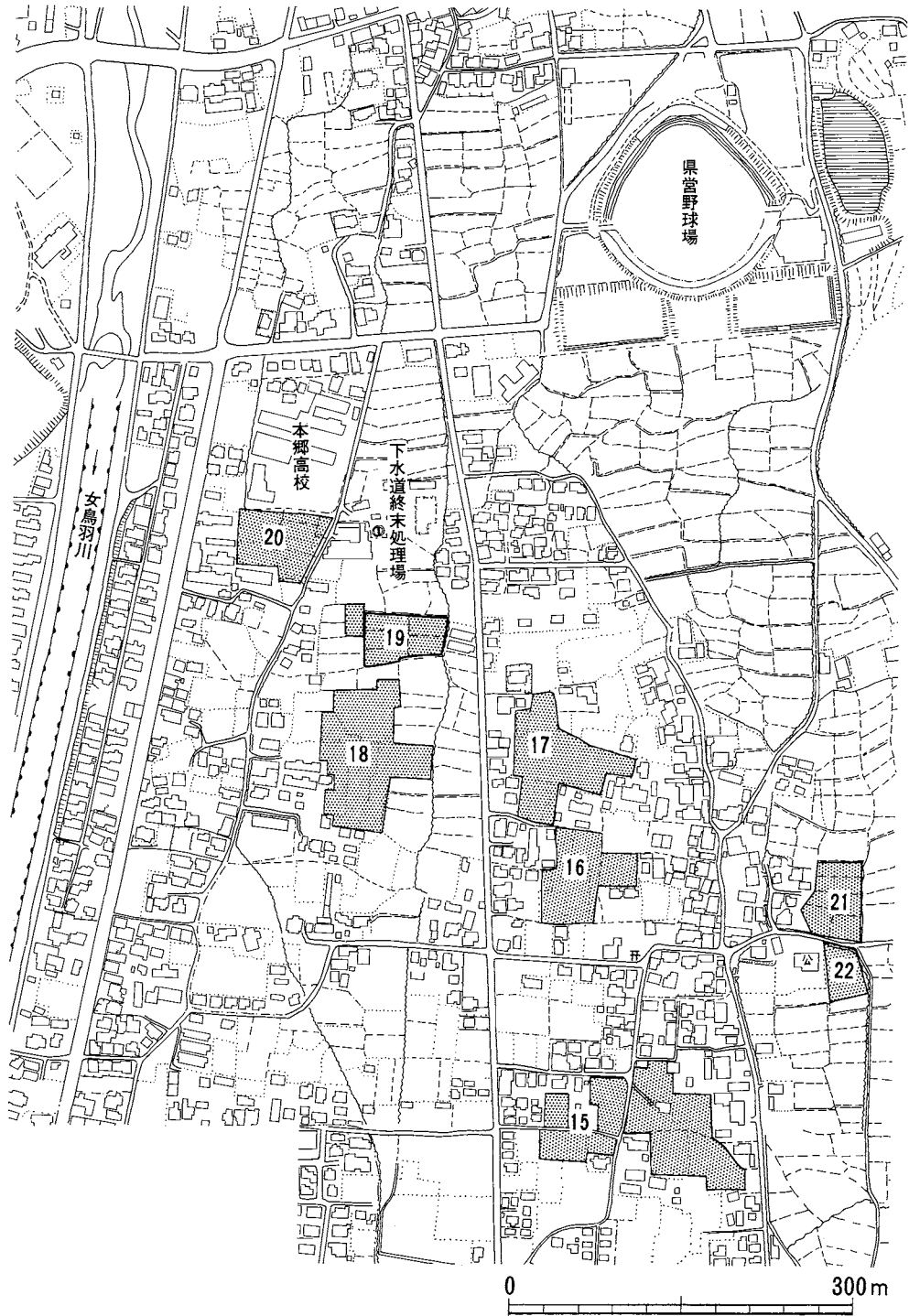
本址より東は薄川右岸を遡る形となり、里山辺中学校へは550m隔てて、比高差は約15mである。中学校一帯は以前より土師器、須恵器片が採集されており、下原遺跡として知られている。今回の調査でも土師器、須恵器片のほか中世陶器片が採集されている。なお中学校南側の住宅地の中には小さな段があり、その下側（西側）（No. 2）に遺物の散布が多い。この住宅地の中の教員住宅建築の際に、平安時代後半と思われる、見込みに花卉の描かれた黒色坏が出土している。山辺中学校敷地内でも、ゴミ溜の穴を掘った時に土師の長胴甕が出土している。第20図1～4地点は下原遺跡としてまとめられ、その南限は人家の南端の東西に流れる小水路とみられる。その以南は水田になっており、遺物は採集されなかった。

中学校の東北地域も一つの範囲としてとらえることができるが、その範囲は広く図のNo. 5～7、11、12地点が含まれる。周知の遺跡としては新井遺跡に含まれるが、その範囲は南に大きく広がって、荒町遺跡に接している。中学校東裏の南北に連なる住宅地（No. 11）で打製石斧や土師器片が採集され、その東側の荒地を含んだブド一畑では、境界に石垣を積んであり、これらは畑周辺より出た石らしく、他にもいわゆるヤツカとよばれる石の山が数ヶ所見受けられる。これに隣接する畑（No. 12）からは土師器、須恵器片がかなり採集された。その北の新井地区では金子仲興氏宅南角の小さな畑（No. 5）から土師器、須恵器、灰釉陶器、中世以降の遺物破片が多量に採集され、あるいは住居址があるのではないかと思われた。その北側の道添いに東西に細長い畑が続き（No. 6）土師器、須恵器、灰釉陶器、中世以降遺物が採集された。これより東側は人家を隔てて水田となるが遺物は採集されなかった。

惣社の東北地域は周知の遺跡としては惣社神社周辺遺跡に続くもので第20図No. 8～10、13が含



(第20図) 分布調査 (東地区、里山辺地区)



(第21図) 分布調査 (北地区、本郷地区)

まれるが須恵器，土師器等の破片が散見する程度である。その北限は湯川と思われる。

惣社周辺では昨年度調査の惣社宮北遺跡より，弥生，土師，須恵，灰釉陶器片等の出土をみており，その後の表採でもC地区（No. 14）から灰釉陶器片を得ている。

(2)北地区（本郷地区）

本址のほぼ真北からみると，大村のカラシ畑（No. 15）からは縄文時代の石器のほか須恵器，中世陶器片の採集をみており，この地の道一つ隔てた原畑では，同所横田作重氏畑より縄文中，後，晩期の土器のほか，土師，須恵器片の出土があり，その南の畑では縄文中期土器，石器のほか土師器の甗，甕，須恵器，灰釉陶器等が大村256の上原新平氏により採集されている。

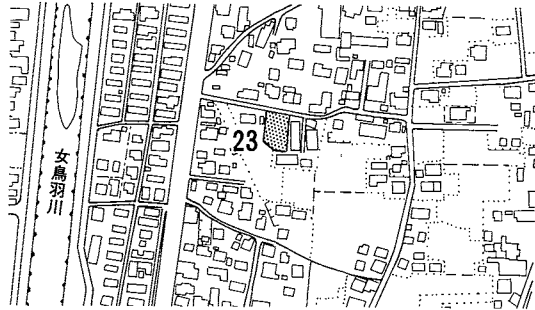
大宮神社北側（No. 16. 17）一帯には土師器，須恵器，灰釉陶器，中世陶器片等多数が採集され，特に須恵器の多いことが特筆される。この地一帯は僅かに南に傾斜しているが，神社周辺は，東に小河川が南流し，西に人家を隔てて水田があるため，低いながらも小段丘の丘頂にも似て，高くなっている。この地形と採集遺物の多さから，住居址などの遺構の存在も考えられる。

本郷高校をも含めて西側の水田地帯（No. 18～20）もかなりの須恵器片を主として採集されている。特にNo. 18のタイホー原は他の水田より一段と高くなっている。東側には用水路があり現在の南北に走る道路あたりが一番低くなっている。No. 19はNo. 18の北に接するが，水田耕作によって採集された破片で皆小さくなっている。No. 20は本郷高校校庭南であるが，かなりの土師器，須恵器が採集されている。

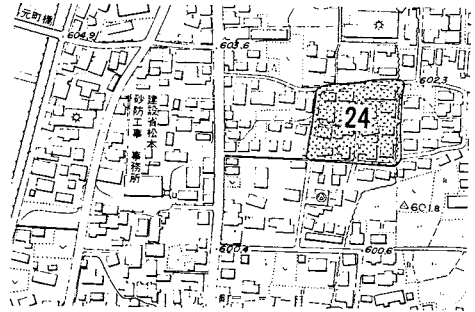
大宮神社の東側の横田公民館周辺（No. 21・22）では水田より土師器，須恵器片が採集されている。この地点から北へ約300m 遡ると大村廃寺址があり，掘立柱建物と礎石が検出されており，昭和41年の発掘調査では布目瓦，土師器，須恵器が出土している。この廃寺址の東側250m，標高650mの山麓の北の沢には土師器が表採されているほか，古窯址1基があり，少数の須恵器片を出土しており，近くからは土師坏も出土している。

(3)西地区

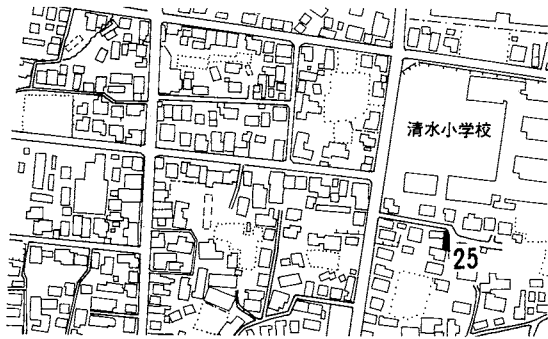
本址より1km北西の元町と横田にまたがる位置に横田遺跡があり，これが南へ200m程の範囲に広がっている。この内元町2丁目9番2号石田芳氏所有の畑（No. 23）では-45cmで土師器，須恵器片が出土しており，家人の話では周辺からも同様遺物の出土をみているという。ここより南400mあまりの元町1丁目七本松周辺（No. 24）で下水道工事の排土の中より多量の弥生土器片を採集している。遺物包含層の深さは不明であるが，黒色土中に破片があり，この地が湿地か水辺であったことを伺わせる。同様黒色土層の遺物包含層は女鳥羽川河川内の女鳥羽川遺跡（縄文晩期）にもあり，その範囲は広い。本址の南西500mの清水小学校南の住宅の一角に石碑があるが（No. 25）ここでは以前は小さな墳丘があり明治末年の破壊で，小形の八稜鏡と灰釉のかかった壺，坏が発見



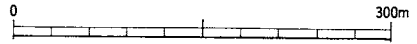
23 横田、元町遺跡



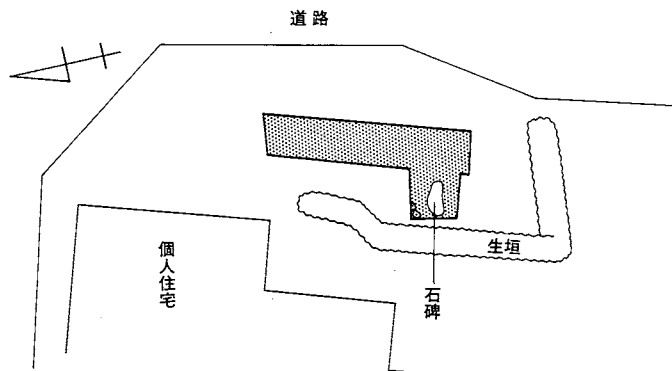
24 元町、元屋敷遺跡



25 瀬川氏所有地



(第22図) 分布調査 (西地区)



(第23図) 分布調査 瀬川氏所有地トレンチ設定図

されている⁽¹⁾とあり、地主瀬川長広氏の好意で今回調査させていただいた。現地は4m²程で荒地となっており、そこには下記銘文の石碑が立っている。

(表) 畑出大人繁桑神霊
(裏) 明治十年五月四日 有址
桑畑耕穿出古墳不知其
何人因以謚而祀之析段我
榮云爾

瀬川長衛謹建之

「松本市、塩尻市、東筑摩郡誌」では明治末年とあるが、ここでは明治10年となっている。瀬川氏共々石碑の下を掘ったが何ら遺構はなく、ただ近代の茶碗や徳利などの破片が出たにすぎない。

(4)南地区

調査地図に入れては無い。しかし既出遺物を中心として述べるが、周辺遺跡の項と重複するので遺跡名を羅列する。

本址の200m南西の清水小学校裏一帯に土師器片出土。それより南はあがた遺跡をはじめ、薄川右岸一帯より全面的に土師器を中心として出土をみている。その直径は約600mにおよぶ。含まれる遺跡名は、松商学園、あがた、県ヶ丘高校、蚕糸公園(蚕業試験場桑園)、西小松などである。その南限は薄川を渡って筑摩、三才、神田におよび、中山入口の仁能田山西麓まで続く。いずれもが土師器を中心とする遺跡である。

(5)分布調査のまとめ

既出遺物を含めて、今回表面採集した遺物の分布状況をもって一応の判断を示してみたい。しかし、傍証とも言える資料を元としての判断であるので多分に推測の域を出ないが、その点をご了解いただきたい。

(1) 時代的にみた場合

今回の調査範囲の中で縄文、弥生時代を除くと最古のものはNo. 13地点の車塚周辺より採集された甕、横瓶にみることができる。(第26図37, 43)甕の太く短目にひらく頸からみて6世紀頃ではないかと思われる。次いで本郷大宮神社北側のNo.17でも甕(第24図28)があり、これは体部が小さ目になり、頸部が細長く立つものと思われるので前者よりやや時代的には下るものと思われる。この二者以外はほとんど奈良、平安時代で土師高坏の採集された里山辺荒町(No. 11)、大村

公民館北側 (No. 21) などが注目される他、北の沢で採集された土師坏が、須恵器を真似た古い形態を示すものである。既出遺跡のあがた遺跡周辺をも含めて、本址周辺には奈良、平安時代の遺跡が多いことは確かであるが、これが、本址を中心として分布されているか否かは、地形的な環境もあり定かでない。

(2) 採集遺物を量的にみた場合

奈良、平安時代に限ってみると、東側は里山辺中学校南側の No. 2、北東の No. 12、No. 6 の荒町から新井遺跡へかけてに多く、あるいは住居址があるのかも知れない。北側では No. 15~17にかけての大宮神社周辺と、No. 18~20にかけての本郷高校周辺にも住居址の存在が感じられるが、特に No. 15のカラシ畑、原畑周辺と、大宮神社周辺は住居址があると想像される。西側ではやや北西になるが横田遺跡に続く元町の No. 23周辺にも住居址の存在を感じる。南側ではあがた遺跡で既に住居址を検出しているが、これを含めて集落の存在をも考えたい。

信濃国府の範囲は方八町といわれており、それはおよそ880m四方である。惣社を中心に円を描くと半径500m以内に里山辺中学校周辺の No. 2が入り、同1km以内にはあがた遺跡周辺、荒町遺跡周辺の No. 6、No. 12、2km以内に本郷高校周辺の No. 20などが入る。このことは惣社周辺が国府という証明にはなり得ないが、周辺に国府所在時期と同時期の遺跡が存在することは、国府の所在を探る上でプラスになることは確かである。

これにより松本市の市街地と農村部の接する東側地域には一面に奈良、平安期の遺物包含層が続くと言っても過言ではない。翻って松本市街地の中央から西側にかけて同時期の遺跡をみると、北西の城山山麓一帯に在るだけである。してみると、信濃国府は市街地の東方にあったであろうことは間違いなく、更に精査することによって、所在地を究明できるのではないかと思われる。

(神沢昌二郎)

注(1)「東筑摩郡・松本市・塩尻市誌」第2巻歴史上 東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会 昭48

第4表

分布調査採集土器一覽表(単位cm)

No.1

	図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径高	残存度	備考
本郷 ①	24 5	須恵器 坏蓋	10.0 —	天井部, つまみ欠	ロクロナデ
	24 6	須恵器 坏蓋	14.6 —	天井部, つまみ欠	ロクロナデ
	24 8	須恵器 坏	10.8	底部欠	ロクロナデ
	24 9	須恵器? 坏	11.0	底部欠	ロクロナデ
	24 10	須恵器 坏	10.8	底部欠	ロクロナデ
	24 16	須恵器 坏	9.0	体部欠	ロクロナデ, つけ高台
	24 17	須恵器 坏	7.0	体部欠	ロクロナデ, つけ高台
	24 22	灰釉質 壺	8.0	底部付近	ロクロナデ, つけ高台 釉
	24 24	須恵器 坏	11.0	底部のみ	
24 26	須恵器 壺?	11.7	底部付近		
本郷 ②	24 4	須恵器 坏蓋つまみ	—	つまみの み	
	24 7	磁器 坏	10.2	底部欠	
	24 11	須恵器 坏	12.6	底部欠	ロクロナデ
	24 14	須恵器 短頸壺?	14.8	口縁のみ	ロクロナデ

分布調査採集土器一覧表

No.2

	図 番号 遺物番号 図版番号	種 別 器 種	口 径 底 器 高	残 存 度	備 考
本郷②	24 28	須 恵 器 甕? 壺		胴部上半	櫛描列点文
本郷③	24 19	須 恵 器 坏	6.8	底部付近	ロクロナデ, つけ高台
	24 20	緑釉陶器 皿	7.8	底部のみ	ロクロナデ 緑 釉
	24 21	須 恵 器 坏	12.0	底部付近	ロクロナデ, つけ高台
本郷④	24 12	土 師 器 坏	12.8	底部欠	ロクロナデ
	24 15	土 師 質 鍋	13.8	口縁小片	復元実測のため, 径に誤差がある 内耳か?
	24 23	須 恵 質 坏?	7.4	底部付近	ロクロナデ, つけ高台 施釉?
	24 27	須 恵 器 坏	12.0	底部のみ	ロクロナデ
本郷⑤	24 1	須 恵 器 坏蓋つまみ	—		
	24 2	須 恵 器 坏蓋つまみ	—		ロクロナデ, 回転ヘラケケズリ
	24 3	須 恵 器 坏 蓋	13.8 —	つまみ欠	ロクロナデ
	24 13	土 師 器 不 明	9.8	口縁片	ロクロナデ
	24 18	土 師 質 不 明	6.2	底部片	
	24 25	須 恵 器 坏	9.0	底部付近	ロクロナデ

分布調査採集土器一覧表

No.3

	図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径高	残存度	備考
本郷⑤	25 29	須恵器 坏蓋	13.8 —	端部のみ	ロクロナデ 僅かにかえりあり。
	25 30	須恵器 坏蓋	18.0 —	端部のみ	ロクロナデ
	25 31	須恵器 坏蓋	18.8 —	端部のみ	ロクロナデ
	25 32	須恵器 坏	8.4	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台
	25 33	須恵器 坏	9.0	底部付近	ロクロナデ
	25 34	土師質 坏	7.9	底部付近	ロクロナデ
	25 35	灰釉質 壺		胴下半片	ロクロナデ, 回転ヘラケズリ
	25 36	土師器 広口壺?	20.0	口縁のみ	ロクロナデ
車塚	26 37	須恵質 罅?		頸部のみ	頸部しぼり痕, ロクロナデ
	26 43	須恵器 横瓶		胴部小片	円板状粘土の接合痕あり
湯の原	26 38	灰釉 長頸瓶		頸部	ロクロナデ, 頸部2段成形 釉
横田公北	26 39	陶磁器 ? 小壺	7.4	胴下半欠	施釉
	26 46	須恵器 坏	20.0	口縁のみ	ロクロナデ
	26 50	須恵器 坏	8.0	底部付近	ロクロナデ

分布調査採集土器一覧表

No.4

図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径 高	残存度	備考
横 田	26 45 内黒土器 坏	12.6	底部欠	ロクロナデ, 内面ヘラミガキ
大北 村 沢	26 40 土師器 坏	12.6	体部下 半欠	ロクロナデ 須恵器模倣品
大村公 北畑	26 41 土師器 高坏		脚部のみ	マキアゲ痕
	26 44 須恵器 坏蓋	14.4 —	端部のみ	ロクロナデ
	26 49 土師質 坏	6.4	底部付近	
大 4 村 9 6	26 51 須恵器 甕		頸部のみ	ロクロナデ 自然釉
カラ ン畑	26 42 土製品 不明			
	26 47 陶磁器 どんぶり鉢	10.6	底部付近	ロクロナデ, つけ高台 施釉(鉄釉)
	26 48 須恵器 坏	9.8	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台
里山 辺 ①	27 53 須恵器 坏	5.6	底部のみ	底部雑な回転ヘラケズリ, つけ高台
里山 辺 ②	27 54 土師器 埴	6.2	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台
	27 55 須恵器 坏	5.6	底部付近	ロクロナデ
	27 59 土師器 坏	6.4	底部付近	内面ヘラミガキ, ロクロナデ 底部墨書
	27 63 須恵器? 器種不明			型押しによる成形か?

分布調査採集土器一覧表

No.5

図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径高	残存度	備考	
里山辺② 27 66	土師質土器 甕	31.8	口縁付近	現代?	
里山辺③ 27 62	陶磁器 甕	7.6	底部のみ	常滑あるいは備前	
里山辺④ 27 56	須恵器 坏	9.0	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台	
里山辺⑤	27 52	須恵器 坏	15.0	底部欠	ロクロナデ
	27 58	須恵器 坏	7.0	底部付近	ロクロナデ
里山辺⑥	27 57	灰釉陶器 碗	5.6	底部のみ	ロクロナデ, つけ高台
	27 65	陶磁器 甕	27.0	口縁のみ	中世?
里山辺⑦ 27 60	陶磁器 茶碗	6.1	底部付近	天目茶碗 中世	
里山辺⑨ 27 64	陶磁器 片口鉢	23.0	口縁のみ	中世?	
里山辺⑫ 27 61	須恵器 坏	10.6	底部付近	ロクロナデ	
石田畑	28 70	須恵器 坏	15	口縁のみ	ロクロナデ
	28 71	内黒土器 坏	11.8 5.8 3.8	体部一部 欠	ロクロナデ 内面見込み部にヘラミガキ
	28 72	土師器 坏	15.6	底部欠	ロクロナデ
	28 74	灰釉陶器 碗	15.9	底部欠	ロクロナデ

分布調査採集土器一覧表

No.6

石田畑	28 75	土師器 坏	6.4	底部付近	ロクロナデ
	28 76	内黒土器 坏	5.6	底部付近	ロクロナデ
	28 77	内黒土器 坏	6.2	底部付近	ロクロナデ
	28 78	内黒土器 坏	6.0	底部付近	ロクロナデ
	28 82	陶器 茶碗	5.0	底部付近	つけ高台 線、絵など描いてあった 青釉 中世
	28 84	灰釉陶器 碗	7.6	底部付近	つけ高台
	28 85	土師器 甕	20.0	胴以下欠	ハケメ、カキ目
	28 86	土師器 甕	24.4	胴以下欠	ハケメ調整はなし
大ホウ原	28 67	須恵器 坏 蓋	9.6 —	端部のみ	ロクロナデ
	28 73	灰釉陶器 段 皿	14.2	底部欠	ロクロナデ
	28 83	須恵器 碗	10.0	底部付近	ロクロナデ、つけ高台
里山辺中前	28 68	須恵器 坏 蓋	10.0 —	天井部欠	ロクロナデ
	28 69	須恵器 坏 蓋	14.0 —	天井部欠	ロクロナデ
	28 80	内黒土器 坏	6.0	底部付近	ロクロナデ
瀬川氏畑	28 79	土師質土器 碗	5.6		中世以降

分布調査採集土器一覧表

No.7

瀬川氏畑	28 81	灰釉陶器 碗	6.4	底部付近	ロクロナデ、つけ高台 重ね焼き痕あり
	28 88 9	陶磁器 徳利	8.0 (18.5)	口縁部欠	鉄釉
県合宿所 陵	28 87	土師器 甕	9.8	底部付近	ハケメ
元屋敷	30 103	弥生土器 甕	6.0	胴下端	外面タテに調整痕
	30 104	弥生土器 甕	6.4	底部付近	
	30 105	弥生土器 甕	6.0	底部付近	底にくびれあり
	30 106	弥生土器 甕	5.6	底部付近	底部(外)靱痕あり
	30 107	弥生土器 甕	7.4	底部付近	タテに調整
	30 108	弥生土器 甕	8.7	底部付近	外面底部少し上調整痕(平らなへら状工具)
	30 109	弥生土器 壺	8.6	底部付近	外面へラミガキ(凸凹あり)
	30 110	弥生土器 甕	13.3	底部付近	底部指状のもので押えたらしい痕, その上 ナデ
	30 111	弥生土器 壺	4.4	胴下半	底部へラケズリ、へらナデ 外面へラケズリ(タテ)のちへラミガキ 外面全面及び内面一部に赤色塗料付着
	30 112	弥生土器 甕	7.0	台 部	オサエ 台付甕
	30 113	弥生土器 (台付甕)			台部分 台部外面に浅い沈線とタテの刻み目をもつ 欠部をすってある。

分布調査採集土器一覧表

No. 8

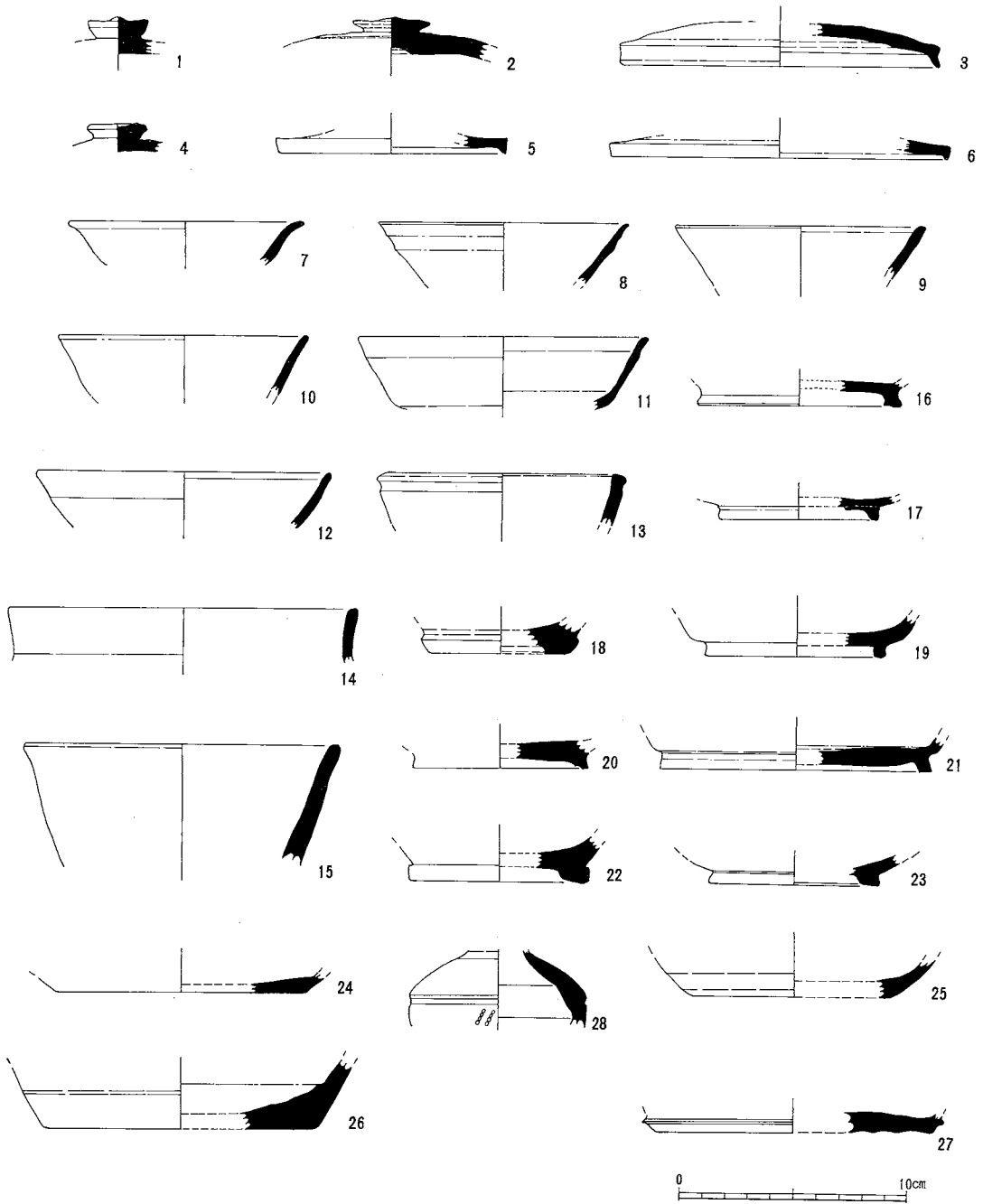
	図番号 遺物番号 図版番号	種別 器種	口径 底器 径高	残存度	備考
元 屋 敷	30 89	弥生土器			波状沈線
	30 90	弥生土器			
	30 91	弥生土器			楕描波状文
	30 92	弥生土器			縄文の上に山形沈線
	30 93	弥生土器			楕描波状文、楕描沈線(ヨコ) 口縁部刺突文
	30 94	弥生土器			平行沈線(ヨコ)
	30 95	弥生土器			波状沈線(楕描波状文)
	30 96	弥生土器			平行沈線(ヨコ)刺突文
	30 97	弥生土器			楕描平行沈線(斜方向)
	30 98	弥生土器			縄文の上に沈線(ヨコ)山形沈線 ボタン状貼付文
	30 99	弥生土器			沈線(ヨコ)山形沈線 刺突文
	30 100	弥生土器			縄文の上に平行沈線(ヨコ)
	30 101	弥生土器			楕描波状文
	30 102	弥生土器			楕描沈線(ヨコ)

第5表 分布調査採集遺物数表

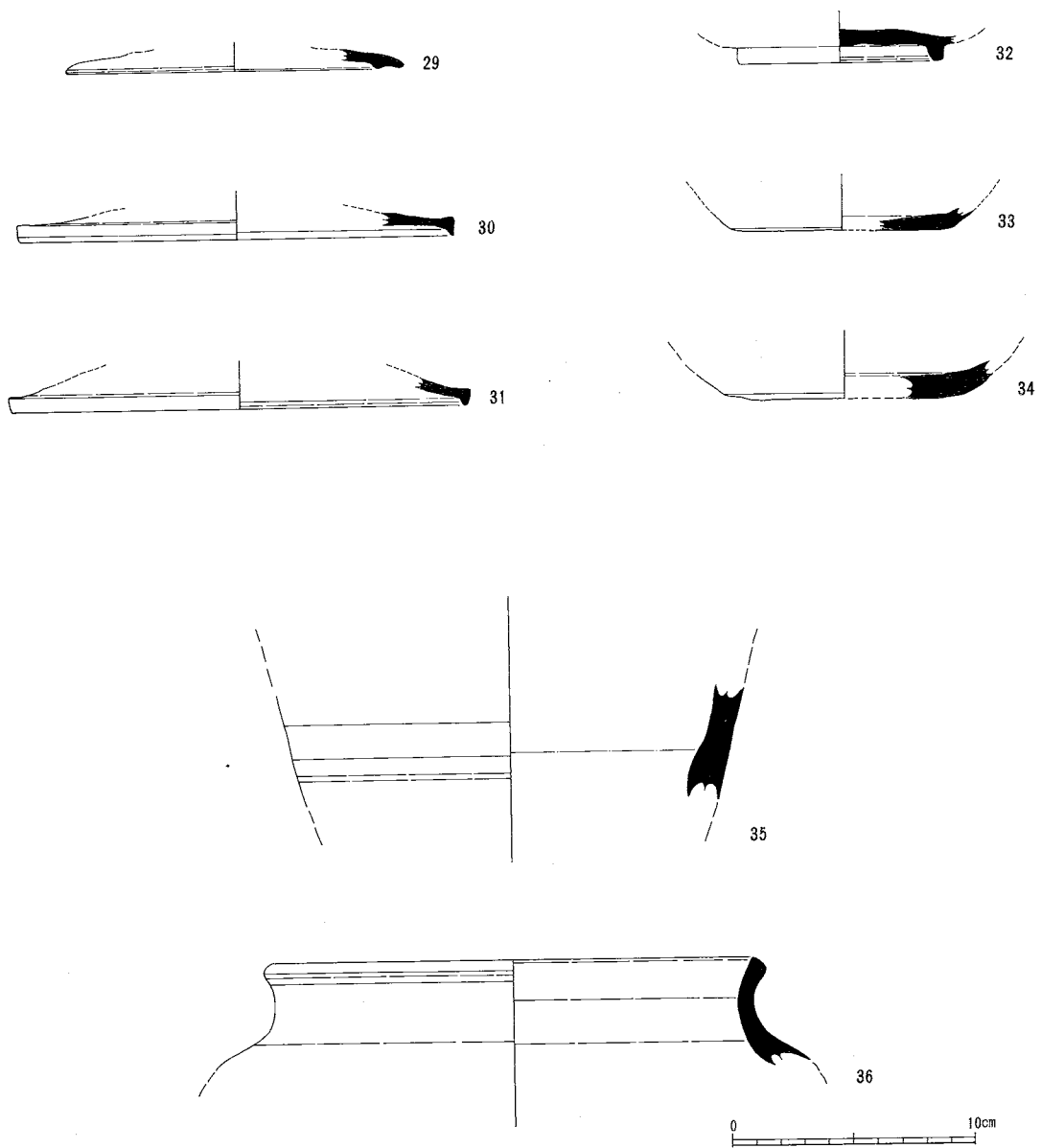
		縄文	弥生	土 師					須 恵							
				坏	甕	壺	高坏	不明	計	坏	甕	壺	横瓶	甌	蓋	不明
里山辺採①	1	1		2					2	3	1	1				
表採②	2			24	7	1		3	35	16	18	1			2	1
表採③	3															
表採④	4			2					2	4						
表採⑤	5			3	15			2	20	12	7					
表採⑥	6	2		4	8			2	14	5	6	4				
表採⑦	7										1					
表採⑧	8															
表採⑨	9									1						
表採⑩	10							4	4	2						
表採⑪	11				2		1	1	4	2						1
表採⑫	12			1	12			4	17	4	5					3
車塚採	13	2		2	7			1	10	2	5	5	1	1		2
宮北地区	14															
カラシ畑	15									5	5	2				
本郷採①	16			2				8	10	40	16	8			2	8
本郷採②	17	1			1			1	2	8	23	4		1	2	3
本郷採③	18			5	2			11	18	13	5	1			1	3
本郷採④	19			10				6	16	31	9	6			4	2
本郷採⑤	20		1	4	8			14	26	9	12	2			8	
本郷横田公民館北	21			11	9		1		21	12	8	7			4	4
本郷横田公民館東	22	5														
横田採	23			5					5	4	2	2				
元屋敷	24		80													
瀬川氏畑	25															
大村ノ沢				1					1							
計		11	81	76	71	1	2	57	207	173	123	43	1	2	23	27

計	灰 釉				中 世 以 降						不明	その他	石器	総 数	
	瓶	椀	壺	不明	計	碗	甗	播鉢	その他	不明					計
5										2	2	1			11
38	1				1	2	1	1		2	6				80
							1				1				1
4							1			1	1				8
19	1				1	1	1				2				42
15		2			2		2	(内耳鍋) 1		4	7				40
1						1					1				2
															0
1							1	1		3	5				6
2										2	2				8
3															7
12										1	1				30
16	1			2	3	1				3	4			石鉢 1	36
		1			1										1
12						1		鉢 3			4	4		凹石 1 石鉢 3	24
74		3	8		11	2		1		4	7				102
41						6				3	9				53
23						1		(内耳鍋) 1		7	9	1	緑釉 1		52
52	1				1					1	1				70
31			1		1					5	5	5	瓦 1		70
35							1			1	2	1			59
											1				5
8								香炉 1			1				14
															80
						2		徳利 1		4	7	9			16
															1
392	4	6	9	2	21	17	8	3	7	42	77	22	2	5	818

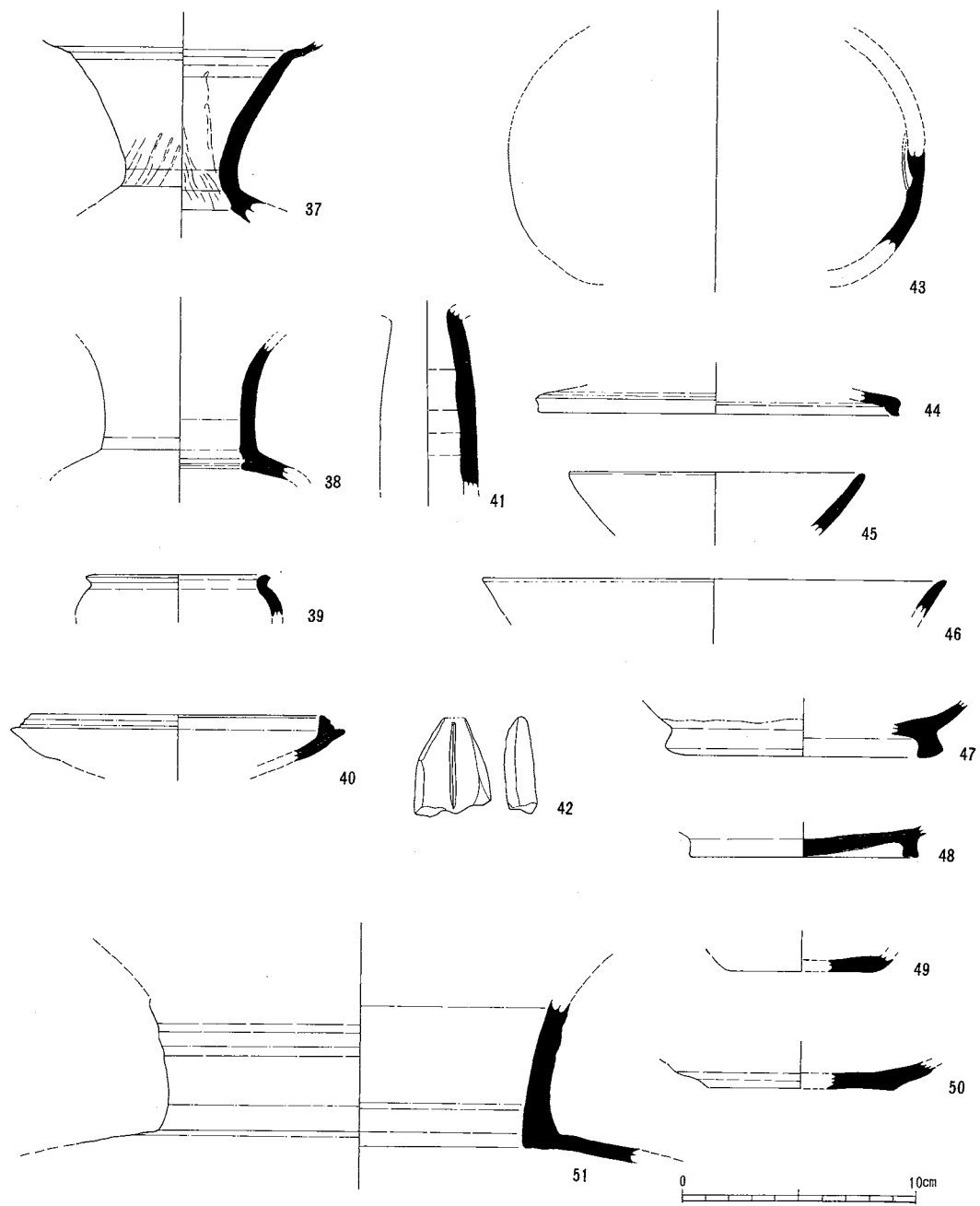
内耳鍋 2, 鉢 3, 香炉 1, 徳利 1, 緑釉 1, 瓦 1



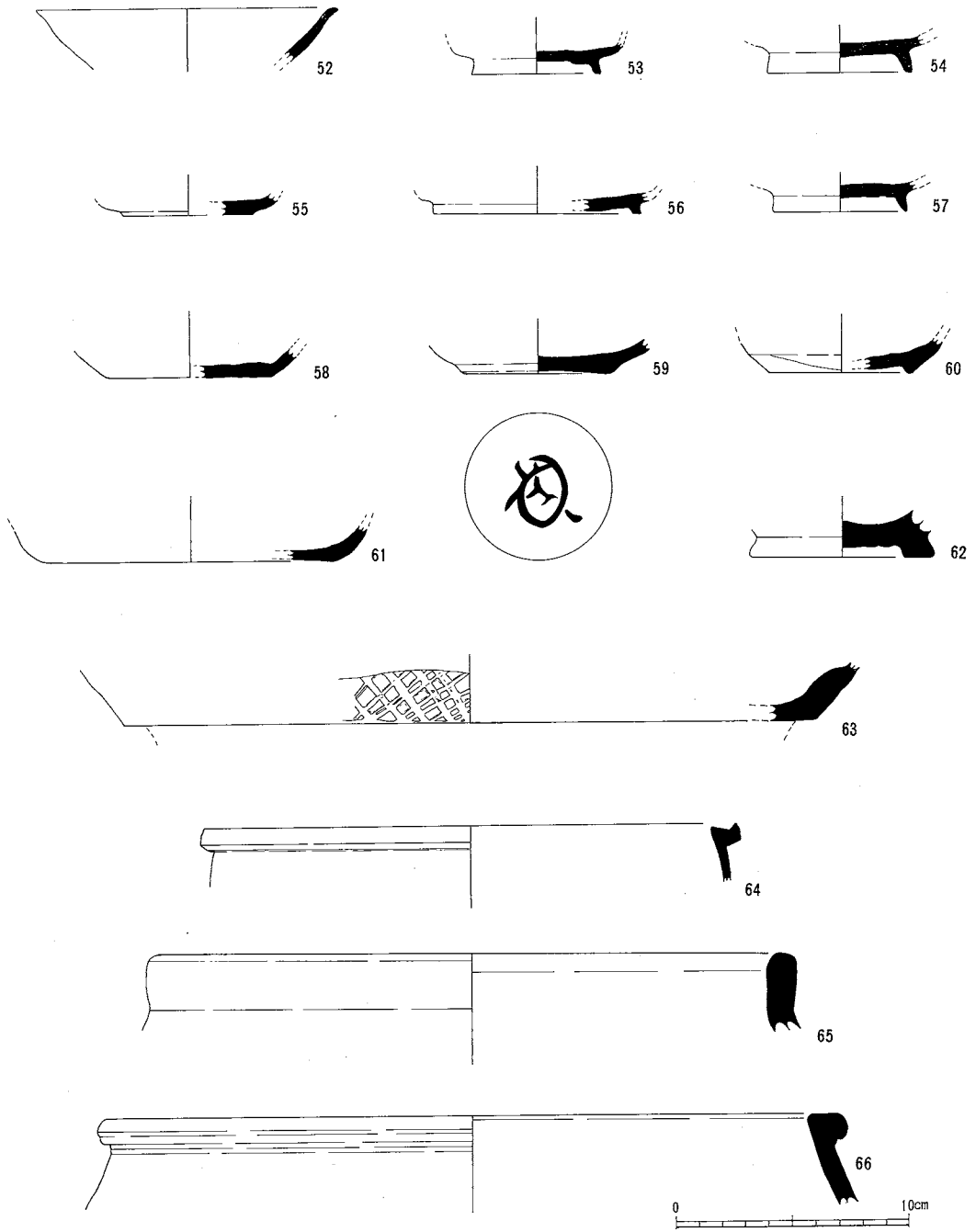
(第24図) 分布調査 採集遺物(1)



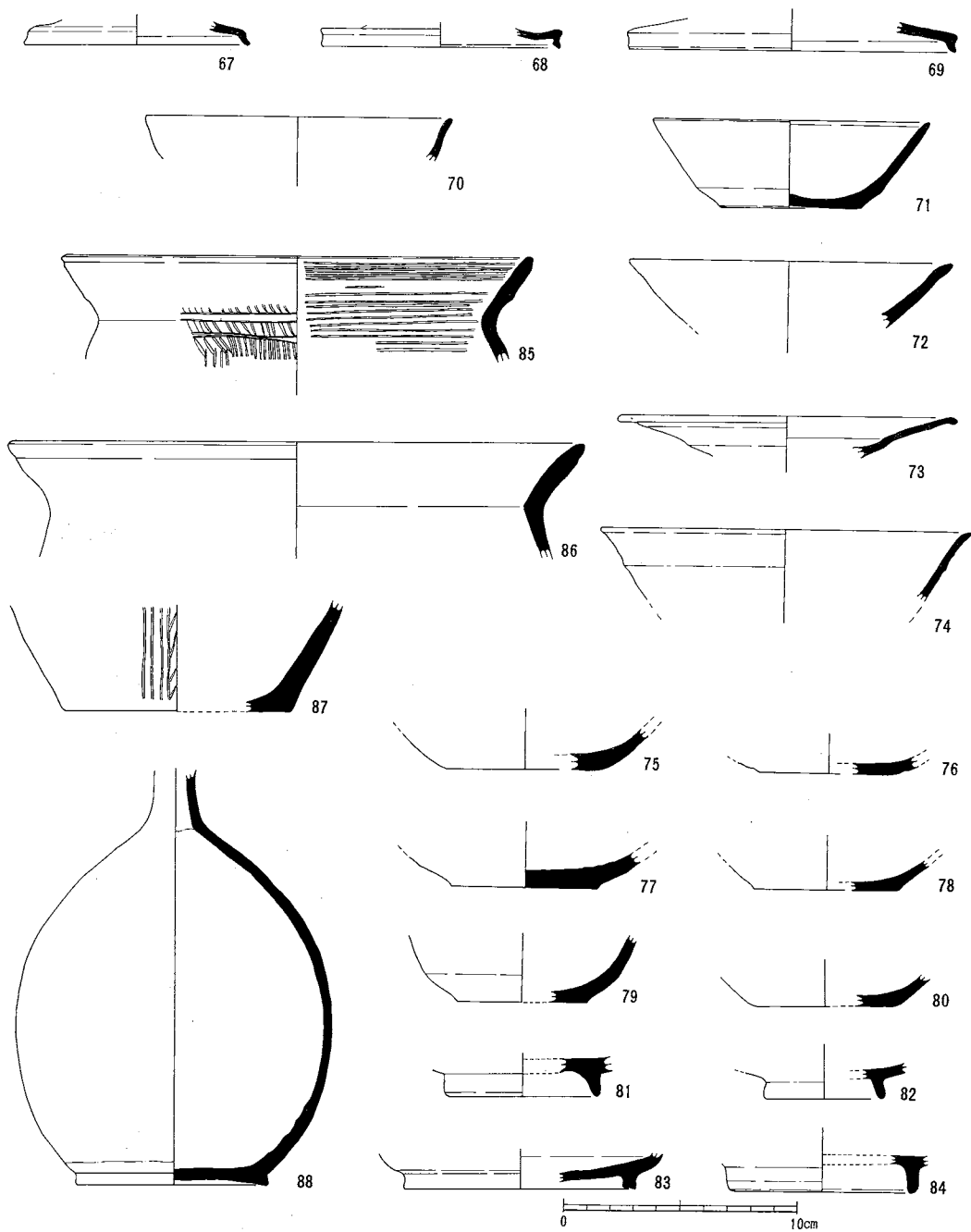
(第25図) 分布調査 採集遺物2)



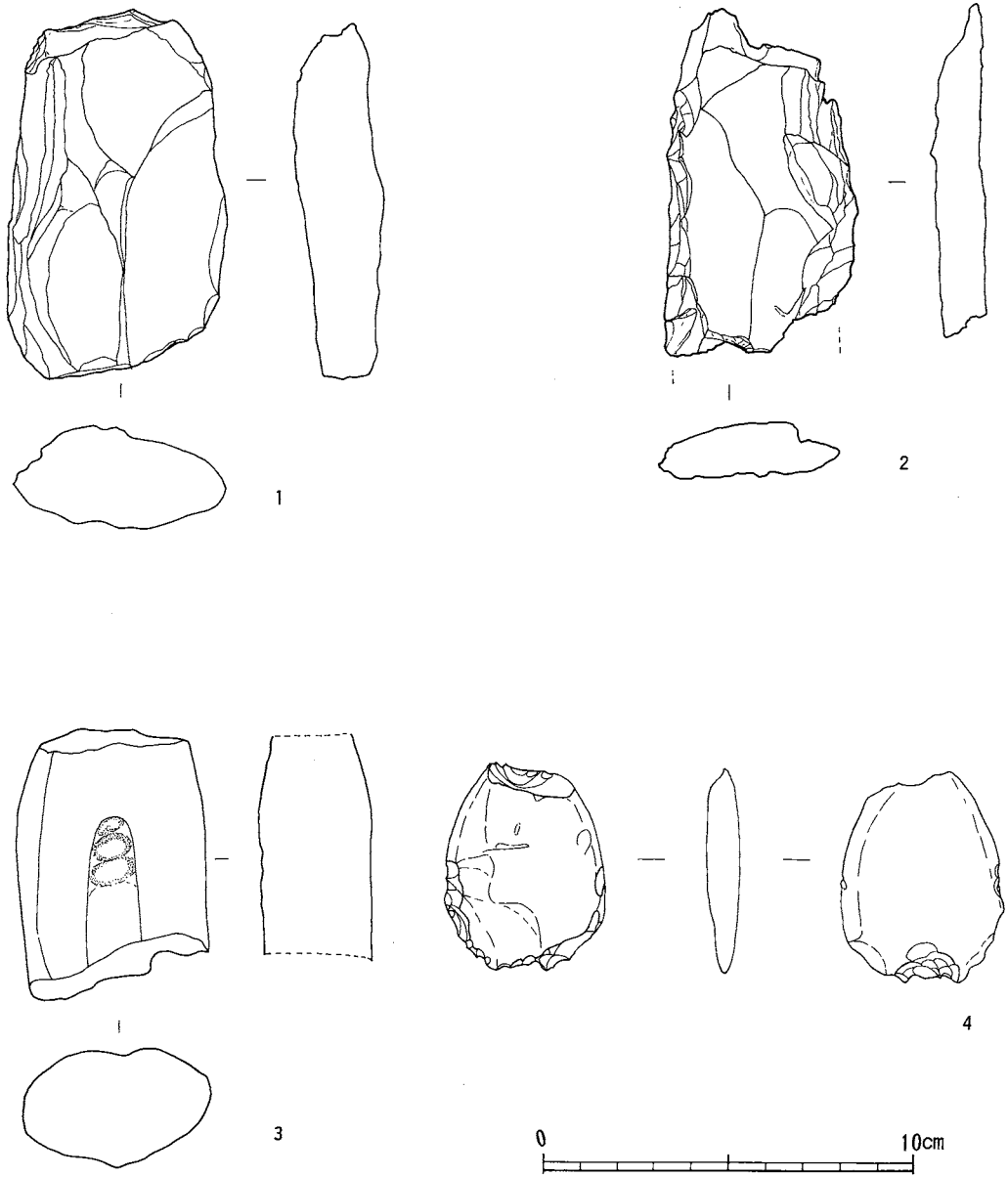
(第26図) 分布調査 採集遺物3)



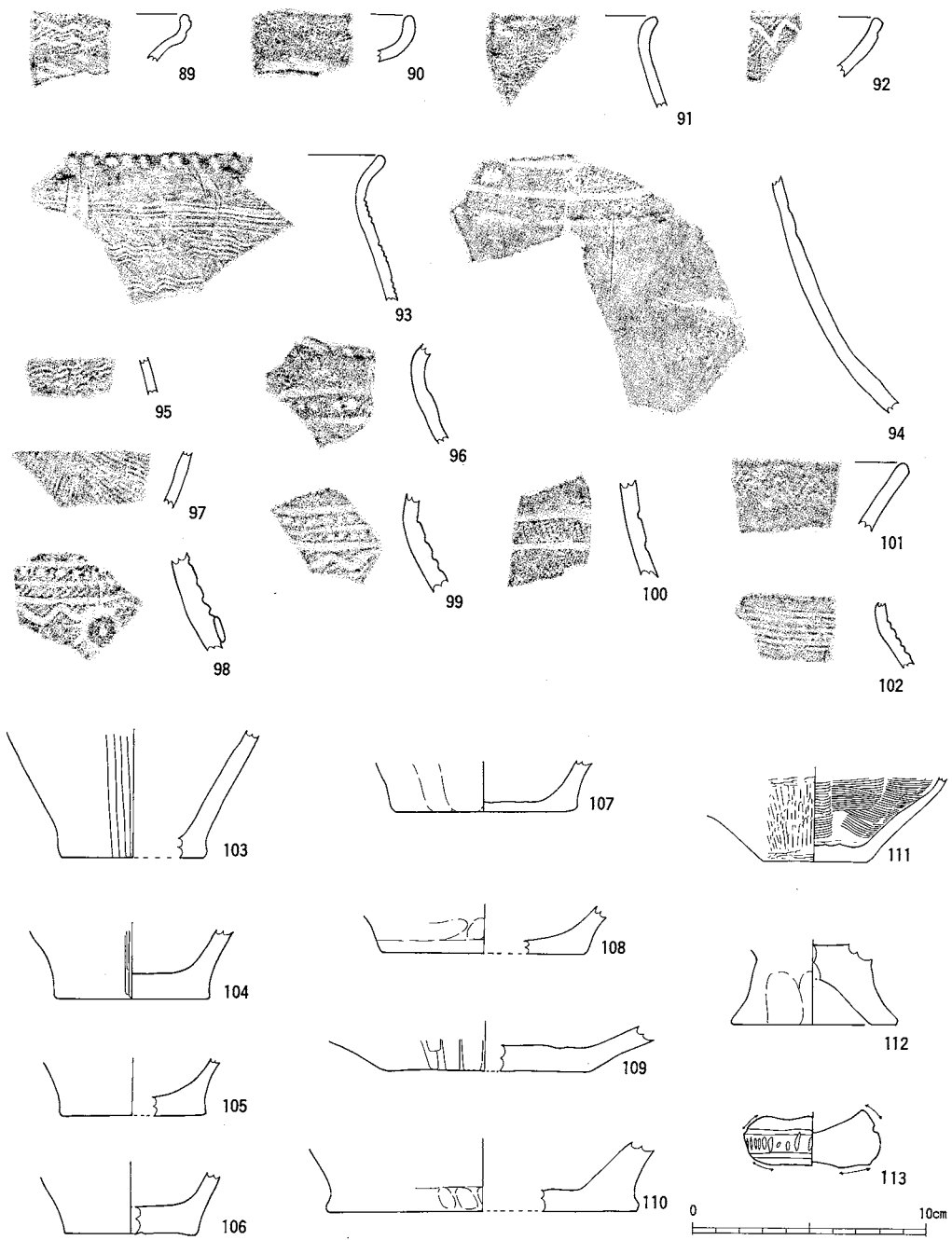
(第27図) 分布調査 採集遺物4)



(第28図) 分布調査 採集遺物5)



(第29図) 分布調査 採集遺物(6)



(第30图) 分布調査 採集遺物7)

第5章 国府について

1. 国府とはなにか

7世紀後半の頃から天皇を中心とした中央集権的国家が形成されつつあったが、大宝元年（西暦701年）に大宝律令が制定、施行されて、日本古代の律令による国家が確立することになった。律とは刑法、令とは法典のことで、律令を中心とした政治制度は、奈良・平安時代を通じて存続した。然し信濃国の場合は、諸史料により律令制の廃退したといわれる鎌倉時代を通じて、在庁官人又は留守所があって衰退したとは言え、その機能の全部が停止していないことが判明している。鎌倉時代にあっても国宣を出している。建武中興に際しても国守は任命され、国政の一端を実行し、国守もまた任国へ下向している。

奈良・平安時代には、日本国の政府として宮都城がおかれ、天皇を中心として太政官・神祇官・八省などの官庁が設けられ、上級官僚が政治を司り、地方には国、郡、郷（里）からなる行政組織がおかれ、それぞれ国司、郡司、郷長（里正）が置かれた。

国司の政庁が国庁（後に衙）であり、郡司の政庁が郡衙（郡家）で、郷長の政庁が郷庁とよばれている。

2. 国府の規模

国府は、中央の都城を小規模化したもので国庁を囲む主要の小都城である。

この国府域は、一般には8町（872m）、6町（654m）四方の市街地をなしている。この市街地の正中線には巾広い大路が南北に貫き、この中央の大路を以て堺し、右側を右（東）府、左側を左（西）府と呼ばれた形跡がある。中央の大路は京の朱雀大路に相当するもので、国国によっては朱雀の地名が残っている所がある。

この中央の大路に沿って左・右とも南北に、1町（109m）ごとに立（縦）の小路が作られ、また東西に1町ごとに横の小路が設けられ、直交して碁盤の目のように整然と区切られていたものといわれている。

この市街地の北部か中央（国によっては左右南北どちらかに片寄っているところもある。）に2町（218m）四方の範囲に国司の政庁となる国庁（衙）がおかれる。

この6～9町四方の府域の外側は堀を掘って内側に土をあげ土居を築き、その上に築地塀を設けるか、又は木柵によって囲まれ防護されていたものと推定されている。

この府域の1辺6～9町の東、西、南、北それぞれの中央には、国府へ出入りする大門がある。大門は、各東・西・南・北の方位が付けられて南・北・東・西・の大門と呼ばれ、承平年中（931～937）

土佐守となった歌人紀貫之の「土佐日記」によれば、貫之は国府または国衙を「遠の朝廷→遠の御所」と呼んでいることから、この大門を南御門・北御門・東御門・西御門などとも呼んでいたらしく、「みかど」は帝・朝廷・国家の訓にあてられる言葉であるが、それは南門（みなみかど）を意味し、南門を開いて政治を行うところで、政庁を指している。

次に国府より一級下の郡衙の推定所在地にも「御門」の地名が使われていたらしく、お隣の群馬県の場合は「上野国の古墳と文化」と「多胡碑」によれば、旧13郡のうち7郡に、「御門」の地名が認められ、いずれも古墳群や奈良時代の寺院跡を伴っている。このなかでも日本の3古碑として有名な「多胡碑」は、多野（多胡・緑野郡合併）郡吉井町大字池字御門の地に立っていることよって、郡衙の位置は決定づけられている。

この外「御門」の地名は利根、勢多、群馬（西部）、碓氷、那波、新田の各郡に認められ、なかでも北群馬郡榛原村大字長岡には「西御門」の地名が残っている。

長野県内の場合も南安曇郡穂高町柏原には「北三角」又は「北みかど」の地名が慶安4年（1651）及び明暦2年（1656）の柏原村検地帳に見られ、同帳の寛文13年（1673）の新切帳には、平安時代の郡衙と関係深い「長者が池」の地名が見られ、この北方には安曇郡を建郡した安曇氏の祖先を祀る延喜式内（927）名神大社穂高神社が鎮座しており、その南に位置している。古墳群は近くにあつて、郡衙として最適地にある。以上は信濃国府跡の推定地惣社にも「御所前・御所北」の地名があるところから、参考のために引用した。

3. 国庁（衙）の大きさ

既に発掘調査された出雲国（島根県松江市）では、6町四方の府域の中央南よりに、2町（218m）四方の国衙址が推定されている。（出雲国庁跡発掘調査概報）

常陸国では9町（981m）四方の府域、西端の南寄りに2町四方に国衙址が認められている。（常陸国府・郡家の研究）

周防国では8町（872m）四方の府域の中央より北寄りに2町四方の国庁址が認められている。（日本考古学の視点・下）

近江国では8町四方の府域の中央より南寄りに2町四方の国庁址が想定されている。

以上のように諸国の例から国庁（国衙）域は2町四方であったものと推定する。

4. 国庁内の庁屋建物

国庁内の政庁の配置状態については、出雲国庁の場合は、中軸線の中央より後方に東西棟の正殿とその後ろに平行して廊下で結ぶ後殿がある。正殿の前方には、中軸線に平行した南北棟の西殿と東殿とがあつて相対している。この西殿・正殿・東殿はコの字形に配置され広庭となっている。こ

の4つの舎殿の四囲は築地で囲まれ、南に中門がある。

近江国庁跡発掘調査図によれば、この庁舎の配置はほとんど同じであるが、ただ4つの庁舎は廊下によって総て結ばれていた。

この政庁敷は一町四方であって、政庁築地の外には、国印・鑰・駅鈴を入れる印鑰庫、国庁の文書関係を入れる府庫、税所・田所・朝集所・国学所・兵庫（兵器庫）・厨屋、厩舎・官舎（国司の役人の宿舎）・正倉など数多くの建物があったものと推定されている。

一般には、この国庁（国衙）をもって、国府全体と混同している向があり、国司をもって国の守と混同しているむきが多いのである。

5. 国庁（国衙）の役人

国庁の役人四等官を国司といい、国司の長官^{かみ こんのかみ}を守（権守）、次官^{すけ こんのすけ}を介（権介）、三等官^{じょう こんの}を掾（権掾^{じよう}）といい、掾には大掾^{だいにじよう}と少掾^{しょうじよう}がある。四等官^{きかん}を目^めといい、大目^{だいまく}と少目^{しょうまく}とがあり、目の代^{だい}行^{ぎょう}を目代^{めだい}と言う。この下に史生^{しせい}があつて、国政を担当したのである。

これら官職の員数は国の等級によって異つたが、その任期は始め6年、後に4年となつたが、しかし、実際には中央の官職と同列に頻繁に交替が行われ、なかには任国へ下ることなく遙任のものが多かつた。

当時の官職は位階と不可分の関係にあつた。

すなわち官職には、それ相当の位階があつて、位階は官職の前提であつた。

親王には一品^{ひん}から四品に至る4階、諸王は正一位から従五位下に至る14階、諸臣には正一位から少初位に至る30階位である。

国には大・上・中・下の四等に分れる。この等級は式によって定められた様子であるが、現在の式は伝わらないので、その等級の規準については不明である。信濃国は上国に定められている。この国の等級に応じて国司の員数や、下級雑員の員数が定められている。各等級別国司の員数・位階職分田・事力・公廩稻配分と各等級国の下級雑員員数を第6・7表に示す。

第6表

各等級別国司の員数・位階職分田・事力・公廩稻配分

等級	職員員数	位階	職分田	事力	公廩稻配分	
大 国	守 1	従5位上	2町6段	8	6分	
	介 1	正6位下	2町2段	7	4分	
	掾	大掾1	正7位下	1町6段	5	3分
		小掾1	従7位上			
	目	大目1	従8位上	1町2段	4	2分
		小目1				
	史生 3		6段	2	1分	
上 国	守 1	従5位下	2町2段	7	6分	
	介 1	従6位上	2町	6	4分	
	掾 1	従7位上	1町6段	5	3分	
	目 1	従8位下	1町2段	4	2分	
	史生 3		6段	2	1分	
中 国	守 1	正6位下	2町	6	6分	
	掾 1	正8位上	1町2段	4	3分	
	目 1	大初位下	1町	3	2分	
	史生 3		6段	2	1分	
下 国	守 1	従6位下	1町6段	5	6分	
	目 1	小初位上	1町	3	2分	
	史生 3		6段	2	1分	

(更級埴科地方誌第2巻より収録)

第7表

各等級別国の下級雑員員数

国に属するもの	大 国	上 国	中 国	下 国
四 度 使 雑 事 廝 丁	10	10	10	10
大 帳 税 帳 所 書 手	18	16	14	12
造 国 料 紙 丁	60	50	40	30
造 筆 丁	2	2	2	2
造 墨 丁	1	1	1	1
装 潢 丁	6	5	4	3
造 函 竝 札 丁	6	5	4	2
造 年 料 器 仗 長	1	1	1	1
同 丁	120	90	60	30
国 駟 使	320	260	200	150
採墨葛丁 不貢御贄国 不在此限	2	2	2	2
事 力 廝 丁	156	112	76	56
計	702	554	414	296

(更埴地方誌第2巻より収録)

第 8 表 信濃国国司補任表

西曆	和年月日	氏名	位階	任官	典拠	備考
708	和銅 1. 3.13	小治田朝臣宅持	従五位下	任守	統紀4	信濃守ノ初見
714	" 7.10.13	佐伯宿祢沙弥麻呂	"	任守	統紀6	
721	養老 5. 0. 0					
731	天平 3. 0. 0				信濃・諏訪兩國分立欠史	
731	" 3. 5.14	巨勢朝臣又兄	従五位下	任守	統記12	
738	" 10. 4. 0	谷綿万呂		現守	正倉院文書	
746	" 18. 6.21	物部依羅朝臣人會	従五位下	任守	統紀16	
747	" 19.11. 4	坂合部宿禰金綱	"	"	" 17	
754	天平勝宝 6. 9. 0	佐伯大成	"	"	"	
757	天平宝字 1. 7. 4	"	"	現守	" 20	橘良磨呂ノ謀反ニ坐シテ任國ニ流サレ
757	" 1. 7. 8	忌部宿禰鳥麻呂	"	任守	" 20	
761	" 5. 1.16	紀朝臣僧麻呂		任介	" 23	
764	" 8. 1.21	藤原朝臣繼繩	従五位下	任守	" 25 補任	9月越前守ニ転ズ
764	" 8.10. 3	三川王	"	"	" 25	
766	天平神護 2. 7.22	太朝臣犬養	"	"	" 27	
767	神護景雲 1. 7. 3	当麻王	"	兼任介	" 28	
768	" 2. 7. 1	濃宜公水通	外従五位下	任介	" 29	
769	" 3. 8.19	弓削宿禰大成		任員外介	" 30	
769	" 3. 9.17	藤原朝臣楓麻呂	従四位下	任守	" 30 補任	宝龜 1. 10.9 従四位上ニ叙セラレ
770	宝龜 1.10.23	田口朝臣水直	従五位上	任員外介	" 31	
772	" 3. 2.16	管生王	"	現守	" 32	同年10月、小室内親王ヲ奸スルニ坐シテ除名セラレ
772	" 3. 9.23	多治比真人豊浜	従五位下	任守	" 32	
772	" 5. 3. 5	石川朝臣望足	"	"	" 33	
778	" 9. 2. 4	大原真人浄貞	"	"	" 35	
778	" 9. 8.20	大伴宿禰不破麻呂	正五位下	"	" 35	
781	天応 1. 5.25	紀朝臣百繼	従五位下	"	" 36	
784	延暦 3. 4.30	巨勢朝臣苗麻呂	正五位下	"	" 38	
785	" 4. 1.27	中臣朝臣鷹主	従五位下	"	" 38	
786	" 5. 1.24	多治比真人賀智	" (上)	任介	" 39	
786	" 5.10. 8	県大養宿禰堅魚麻呂	" (上)	任守	" 39	
790	" 9. 3.10	藤原朝臣乙叡	正五位下	兼任守	" 40 補任	守ト介同時任命サレル国府筑摩郡へ移転コノ時カ
790	" 9. 3.10	平群朝臣清麻呂	従五位下	任介	" 40	
795	" 14. 4. 1	石川朝臣清主	正六位上	現介	類史87	小泉郡人久米舍人望足ノクメニ射ラレトモ中ラズ
797	" 16. 3.27	笠朝臣江人	従五位下	現守	後紀5, 類史107	
799	" 18. 4.11	藤原朝臣繼業	"	現介後任守	" 12	大同5年兼大和守ニ移ル
804	" 23. 1.24	和朝臣弟長	従五位下	任介	" 12	
806	大同 1. 1.28	坂本朝臣佐太氣麻呂	" 上	"	" 13	
813	弘仁 4. 1.10	宇智王	従五位下	兼任守	" 22	
826	天長 3. 3. 0	菅原朝臣清公	従四位下	"	統後記12	
828	" 5. 1. 7	紀朝臣百繼	従三位	"	補任	守ト介同時任命サレル国府筑摩郡へ移転コノ時カ
828	" 5. 1. 7	安部朝臣安仁	従五位下	任介	三実2 補任	
829	" 6. 1.11	出雲広貞	正五位下	権守		松本市史ヨリ補入
833	" 10. 1.11	南瀾朝臣弘貞	従三位	兼任守	補任	

西曆	和年月日	氏名	位階	任官	典拠	備考
833	天長10. 3. 24	源朝臣弘	從四位上(下)	任 守	続後紀ノ三実補任	
833	" 10.11. 1	清原真人長谷	從四位上	兼 任 守	補任, 続後紀3要記	在任一年ニシテ卒ス
835	承和 2. 1. 11	源朝臣弘	正 三 位	再 任 守	続後紀4	
836	" 3. 0. 0	藤原朝臣大津	從五位下	任 守	文実 6	
840	" 7. 1. 30	興世朝臣書主	從五位上	"	続後紀9 文実2	
841	" 8. 1. 13	藤原朝臣貞守	從五位下	兼 任 守	" 10, 三実2, 補任	
841	" 8. 4. 5	紀朝臣綱麻呂	"	任 權 守	" 11	
842	" 9. 8. 11	下毛野朝臣文繼	"	任 介	" 11	
846	" 13. 1. 13	伴宿禰御園	"	"	" 16	
848	嘉祥 1. 1. 13	小野朝臣篁	從四位下	兼 任 守	" 18, 文実4, 補任	
848	" 1. 8. 26	佐伯宿禰雄勝	從五位下	任 介	"	
851	仁寿 1. 1. 13	藤原朝臣助	正四位下	兼 任 介	文実3.5, 補任, 類 2	
852	" 2. 1. 15	久賀朝臣三夏	正五位下	任 守	" 4.5	
852	" 2. 1. 15	紀朝臣最弟	從五位下	任 介	" "	
852	" 2. 2. 28	清原真人秋雄	"	任介, 後兼任守	" 4. 三実25	
853	" 3. 7. 21	平朝臣実雄	從五位下	任 守	" 5	
854	齊衡 1. 1. 16	紀朝臣道茂	"	任 介	" 6	
857	天安 1. 2. 23	藤原朝臣秀道	"	"	" 9, 三実1.3	
858	" 2. 1. 16	源朝臣多	從四位下	任 守	" 10 補任	
858	" 2. 1. 16	田口朝臣統範	從五位下	任 權 介	"	
858	" 2. 9. 14	南瀨朝臣年名	正四位下	任 守	三実1.2.5 補任	
861	貞觀 3. 1. 13	橋朝臣安吉雄	從五位下	任 權 守	" 5.7.8	
861	" 3. 1. 13	紀朝臣冬雄	"	任 介	" 5.7.8	
862	" 4. 1. 13	在原朝臣行平	從四位下(上)	任 守	" 6.7 補任	
864	" 6. 1. 16	橋朝臣安吉雄		"	" 8.	
864	" 6. 3. 8	藤原朝臣是繩		任權介	" 8.	
865	" 7. 1. 27	有宗宿禰益門	從五位上	"	" 14	
865	" 7. 1. 27	大春日朝臣吉野	從五位下	任 介	"	
867	" 9. 1. 12	源朝臣穎	從五位上	任 守	"	
868	" 10. 1. 16	滋野朝臣恒蔭	從五位下	任 介	"	
869	" 11. 2. 16	藤原朝臣水谷	從五位上	任 權 介	" 16	
870	" 12. 1. 25	滋野朝臣善根	"	任 守	" 17	
870	" 12. 1. 25	興基王	從四位下	任 權 守	"	
870	" 12. 3. 30	出雲朝臣広貞		元 權 守	"	
871	" 13. 3. 0	紀朝臣有常	從五位上	"	" 30	
873	" 15. 4. 21	佐伯宿禰子房	"	現 權 介	" 23	
874	" 16. 1. 15	在原朝臣守平	從四位下	任 守	" 25	
878	元慶 2. 1. 11	源朝臣包	正五位下	"	" 33	
878	" 2. 1. 11	藤原朝臣恒実	從五位下	任 權 介	"	
879	" 3. 1. 7	橋朝臣茂蔭	從五位上	現 介	" 35	
881	" 5. 2. 0	藤原朝臣有蔭	"	現 守	" 45	
881	" 5. 2. 0	良岑唯実	從五位下	權 介		松本市史より
884	" 8. 2. 23	藤原朝臣有蔭	正五位下	現 守	" 45	

西曆	和年月日	氏名	位階	任官	典拠	備考
884	元慶 8. 3. 9	藤原朝臣有令	從五位下(上)	任 介	三実45	
884	" 8. 5. 26	橘朝臣良基	從四位下(上)	任 守	" 45, 補任, 三実50	巖巖を觀サス
884	" 8. 5. 26	源朝臣近善	從五位下(上)	現 權 守		
885	仁和 1. 1. 16	良岑朝臣唯実	從五位下	任 正 介	三実 47	
886	" 2. 2. 21	源朝臣道	"	任 權 守	" 49	
887	" 3. 2. 2	藤原朝臣忠房		任 掾	中古歌仙三十六人伝	
887	" 3. 6. 13	藤原朝臣諸房	從五位下	任 守	三実 50	
887	" 3. 6. 13	源朝臣定有		現 權 守	"	
892	寛平 4. 0. 0	藤原興嗣		守		松本市史
893	" 5. 3. 0	小野滋蔭		介		"
893	" 7. 1. 11	藤原朝臣扶幹	從五位下	任 守	補任	
898	昌泰 1. 1. 29	藤原朝臣恒佐	從五位	任 權 守	"	
899	" 2. 1. 11	源朝臣実		任 守	古今和歌集目録	
900	" 3. 2. 0	小野美材		權 介		松本市史
901	延喜 1. 2. 0	藤原朝臣経邦	從五位上	守		"
901	" 1. 0. 0	善渊王		守		"
907	" 7. 1. 13	源朝臣清蔭	從四位上	任 權 守	補任	
908	" 8. 1. 0	源 惠		任 守	古今和歌集目録	
912	" 12. 0. 0	小乃清貫		前 守	要略55	松本市史
913	" 13. 1. 0	紀 淑 望		權 介		
914	" 14. 1. 0	伴 春 原		任 權 少 目	要略55	
914	" 14. 1. 0	依智秦岑範		任 少 目	"	
915	" 15. 2. 25	源朝臣是茂	從四位上	任 權 守	補任	
916	" 16. 8. 29	藤原朝臣忠房		兼任權守	古今和歌集目録	
917	" 17. 1. 0	藤原朝臣俊蔭		權 守		松本市史
918	" 18. 1. 0	大江 朝綱		權 掾		"
923	延長 1. 4. 0	橘 公頼	從四位下	權 守		"
924	" 2. 2. 0	平朝臣時望	"	兼任權守	補任	
925	" 3. 1. 30	藤原朝臣顕忠	從五位	兼任權介	大鏡裏書, 補任	
925	" 3. 1. 30	藤原朝臣公葛		任 守	要略59. 外	
925	" 3. 1. 30	源 宗子		權 守		松本市史
927	" 5. 0. 0	源 師尚		前 守	要略56	
929	" 7. 10. 0	源 義延		現 守	" 59	
936	承平 6. 2. 27	高階真人師尚		"	類聚宣符抄8	
936	" 6. 10. 0	藤原朝臣良載		元 守	分脈	
938	天慶 1. 11. 22	源朝臣公象	從五位上	"	世紀2	
941	" 4. 3. 28	三統宿禰公忠		兼任權守	外記補任, 類聚宣符抄9	
944	" 7. 9. 3	紀朝臣文幹	從五位下	現 守	紀略・略記25	攝關を死ス 国守舎順
946	" 9. 10. 28	源朝臣師保		前 守	大嘗会御禊部類記	
950	天曆 4. 1. 30	源朝臣重光	從四位下	兼任權守	補任	
953	" 7. 1. 29	源朝臣信明		任 守	三十六歌仙伝	
956	" 年 中	源朝臣経基		守		松本市史
961	応和 1. 1. 25	源朝臣惟正	從五位下	任 守	補 任	

西曆	和年月日	氏名	位階	任官	典拠	備考
968-969	安和年中	源頼親		守		松本市史
973	天延 1. 0. 0	滋野朝臣幸経		介		〃
975	〃 3. 2. 0	安部 以重		守		〃
977	〃 5. 1. 0	美努 秀則		掾		〃
979	天元 2. 0. 0	高向朝臣行方		介		〃
981	〃 4. 0. 0	丹波 茂忠		守		〃
982	〃 5. 1. 25	美努 秀則		現 掾	要略61	
984	永観 2. 0. 0	平 保忠		介		松本市史
988	永延 2. 1. 29	藤原朝臣在国	従四位上	任 権 守	補任	
989	永祚 1. 12. 30	藤原朝臣永年		前 守	小右記, 朝野群載22	
992	正暦 3. 0. 0	藤原朝臣惟正	従四位上			松本市史
993	〃 4. 1. 13	藤原朝臣隆家	従四位下	任 権 守	補任	
995	長徳 1. 1. 13	菅野 貞頼		任 掾	除目大成抄2	
995	〃 1. 1. 13	秦 員友		任権少目	〃	
997	〃 3. 0. 0	大部 衆延		掾		松本市史
998	〃 4. 1. 25	中原朝臣致時		任 守	外記補任, 権記	
998	〃 4. 1. 25	大宅朝臣清則		任権少掾	〃 〃 略記	
998	〃 4. 3. 14	佐伯朝臣公行		前 守	権記, 略記, 紀略	
998	〃 4. 12. 9	(姓欠)景盛		現 権 介	権記	
999	長保 1. 9. 0	清岳光明		権 掾		松本市史
1000	〃 2. 11. 27	久米宿禰滋延		任 掾	除目大成抄2	
1001	〃 3. 1. 0	源朝臣道方		兼任権守	補任	
1002	〃 4. 2. 30	源朝臣濟政		任 守	権記, 分脈	
1003	〃 5. 11. 15	藤原朝臣陳忠	正五位下	元 守	〃 〃	
1004	寛弘 1. 11. 7	藤原朝臣佐光		任 守	御堂関白記, 権記等	
1007	〃 4. 1. 0	藤原朝臣弘道		権 守		松本市史
1012-1015	長和年中	源朝臣重之		守		〃
1022	治安 2. 11. 12	藤原朝臣惟任		現 守	左経記, 小右記	
1023	〃 3. 6. 23	源朝臣道成		前 守	紀略, 小右記, 分脈	
1023	〃 3. 6. 28	藤原 信理		元 守	小右記, 分派	
1027	万寿 4. 5. 0	藤原 保資		守		松本市史
1028	長元 1. 10. 0	山田 久光		掾		〃
1031	〃 4. 0. 0	宇治 信光		掾		〃
1032	〃 5. 2. 8	藤原朝臣家経		任 守	弁官補任	
1033	〃 6. 3. 0	伴 貞資		介		松本市史
1036	〃 9. 0. 0	藤原朝臣保近		介		〃
1040	長久 1. 6. 8	菅原朝臣忠貞		前 守	春記, 分脈	
1040	〃 1. 6. 8	(姓欠)孝義		任 守	〃	
1044	寛徳 1. 0. 0	秦 今武		掾		松本市史
1047	永承 2. 3. 25	源朝臣頼親		前 守	造興福寺記	
1047	〃 2. 3. 25	源朝臣経隆		現 守	〃	
1055	天喜 3. 10. 0	橘朝臣俊通		前 守		松本市史
1057	〃 5. 7. 30	〃		任 守	更科日記	再 任

西曆	和年月日	氏名	位階	任官	典拠	備考
1065-1068	治暦年中	源為公		守		松本市史
1069-1073	延久年中	平清長		守		〃
1077	承暦 1. 8. 1	藤原朝臣伊綱		前守	水左記, 補任, 分派	
1079	〃 3. 11. 0	源朝臣国信		任權守	補任	
1080	〃 4. 6. 25	藤原朝臣敦憲		現守	水左記, 分派	
1089	寛治 3. 3. 23	藤原朝臣家綱		現守	石清水文書, 江記, 外	
1095	嘉保 2. 3. 23	藤原朝臣定仲		現權守	〃	
1096	永長 1. 4. 18	藤原朝臣永清		現守	中右記, 拾遺往生伝等	
1096	〃 1. 6. 7	源朝臣師光		任守	〃, 分派	
1097-1099	承德年中	源朝臣国房	從五位下	守		松本市史
1100	康和 2. 7. 0	藤原朝臣永実		守		〃
1104	長治 2. 2. 22	藤原朝臣齊長		元守	寺門伝記補録等	
1107	嘉承 2. 5. 13	高階朝臣為行		現守	中右記	
1108	天仁 1. 1. 24	大江朝臣広房		任守	〃, 分派	
1112	天永 3. 1. 27	藤原朝臣惟明		任守	〃	
1116	永久 4. 1. 0	藤原朝臣兼定		權守		松本市史
1116	〃 4. 1. 0	努見包光		少掾		〃
1116	〃 年中	安倍泰種		介		〃
1118	元永 1. 9. 9	平朝臣盛基	從五位下	現守	中右記	
1120	保安 1. 1. 28	源朝臣重時		任守	〃, 分派	
1124	天治 1. 1. 0	〃		〃	重任	松本市史
1127	大治 2. 12. 20	藤原朝臣盛重		〃	中右記, 統南雜録, 等	
1128-1130	〃 年中	源仲重		守		松本市史
1130	〃 5. 2. 9	藤原朝臣重万		現權守	中右記	
1132	長承 1. 1. 22	大江朝臣季重		任權守	〃	
1132	〃 1. 12. 25	藤原朝臣親隆	從五位上	任守	補任	
1136	保延 2. 0. 0	〃		守	重任	松本市史
1139	〃 5. 1. 24	藤原朝臣朝隆	從五位上	任守	補任	
1142	康治 1. 1. 0	〃		〃	重任	
1143	〃 2. 1. 27	藤原朝臣賢行		〃	世紀26	
1146	久安 2. 4. 11	藤原朝臣親康		任權守	〃 30	
1148	〃 4. 10. 17	藤原朝臣清道	從五位下	任守	補任	
1149	〃 5. 10. 26	藤原朝臣長親		現權守	兵範記	
1151	仁平 1. 0. 0	藤原朝臣清道	從五位下	任守	重任	松本市史
1154-1155	久寿年中	中原兼遠		權守	吾妻鑑	〃
1156	保元 1. 7. 0	藤原行道		現守	参考保元物語	
1157	〃 2. 1. 24	藤原顯賢		任守	兵範記	
1158	〃 3. 11. 26	藤原高尹(是範)		〃	〃	
1159	平治 1. 12. 10	源重成		〃	参考平治物語1	
1160	永暦 1. 1. 21	藤原伊輔		〃	補任	
1160	〃 1. 1. 27	藤原親経		任權守	山槐記	
1163	長寛 1. 12. 0	藤原伊輔		任守	〃 補任(重任)	
1168	仁安 3. 1. 11	藤原隆雅	從五位下	〃	〃 〃 兵範記	

西曆	和年月日	氏名	位階	任官	典拠	備考
1172	承安2. 閏12.7	藤原 実教	從五位上	任 守	補任, 玉葉	
1174	" 4. 1. 21	大江 泰友		任 權 守	山槐記	
1175	安元 1. 12. 0	藤原 実教	從五位上		守 重任	松本市史
1176	" 2. 1. 30	平朝臣康清		任 介	玉葉	
1178	治承 2. 1. 27	大中臣朝臣盛実		任 權 守	"	
1179	" 3. 1. 19	藤井宿禰国兼		任 大 掾	"	
1179	" 3. 1. 19	藤原朝臣康義		任 掾	"	
1179	" 3. 3. 0	藤原 盛長		守		松本市史
1180	" 4. 1. 28	藤原朝臣俊康		任 少 掾	玉葉	
1180	" 4. 11. 0	藤原 景清		守		松本市史
1181	養和 1. 3. 26	中原 国盛		任 權 介	吉記	
1181	" 1. 11. 28	藤原 良広		"	"	
1182	寿永 1. 3. 11	大江 成棟		免 權 守	"	
1183	" 2. 1. 22	藤原 能成		任 權 守	補任	
1185	文治 1. 8. 16	加々美遠光		任 守	吾妻鑑, 百鍊抄	
1190	建久 1. 1. 24	藤原 資経		"	補任, 一代要記	
1194	" 5. 2. 0	(姓欠) 遠義		現 守	吾妻鑑	
1199	正治 1. 3. 24	卜部 兼直		任 權 守	明月記	
1202	建仁 2. 4. 15	藤原 長兼		任 守	"	
1203	" 3. 1. 13	藤原 公信(宣)	正四位下	任 權 守	" , 補任	
1203	" 3. 4. 25	藤原 資頼	從四位下	任 守	補任	
1205	元久 2. 1. 29	藤原 祐康		任 介	明月記	
1205	" 2. 4. 4	藤原 家時		任 守	良業記	
1206	建久 1. 1. 13	藤原 実嗣		任 介	補任	
1206	" 1. 1. 13	藤原 実親		任 權 介	"	
1206	" 1. 9. 22	藤原 基綱		任 守	明月記, 三長記, 不知記	
1208	承元 2. 3. 0	源 通頼	正三位	權 守		松本市史
1208	" 2. 3. 0	源 具守	正四位下	介		"
1210	" 4. 3. 19	藤原 隆綱		在 守	補任	
1213	建保 1. 11. 11	藤原 隆衡		現 守	明月記, 仲資王記	
1216	" 4. 1. 0	藤原 行光		守		松本市史
1217	" 5. 1. 28	藤原 親輔		任 權 守	補任	
1219	承久 1. 1. 22	藤原 盛兼	正五位下	任 介		松本市史
1225	嘉祿 1. 1. 23	藤原 親季		"	補任	
1226	" 2. 11. 4	藤原 隆雅		任 守	明月記	
1227	安貞 1. 10. 5	藤原 信忠		"	"	
1229	" 3. 1. 30	藤原 兼頼	從五位上	任 介	補任	
1231	寛喜 3. 1. 29	大江 景頼		任 權 介	民経記	
1231	" 3. 4. 14	源 頼俊		任 守	"	
1232	貞永 1. 12. 15	源 輔通		"	補任	
1233	天福 1. 1. 25	藤原 宗範		兼任權守	民経記	
1239	延応 1. 11. 1	諏訪 信重		現 權 守	吾妻鑑	
1241	仁治 2. 2. 1	藤原 雅平	從四位下	任 權 介	補任	

西曆	和年月日	氏名	位階	任官	典拠	備考
1245	寛元 3. 1. 10	源 季遠		任 権 守	平戸記	
1245	" 3. 1. 10	藤原 公斎		兼任権介	"	
1249	建長 1. 1. 24	藤原 茂通	正五位下	任 権 介	補任	
1250	" 2. 0. 0	藤原 公佐		前 守	" 分脈	
1255	" 7. 2. 13	源 通教		任 守	"	
1258	正嘉 2. 2. 30	源 泰清		"	検非違補任, 分脈	
1260	文応 1. 3. 29	源 通頼	正三位	任 権 守	補任	
1260	" 1. 3. 29	源 具守		任 介	"	
1264	文永 1. 11. 3	小笠原長忠		元 守	分脈	
1267	" 4. 2. 1	藤原 季顕	従五位下	任 権 介	補任	
1268	" 5. 9. 0	藤原 行実		守		松本市史
1272	" 9. 7. 10	源 通雄	従四位下	任 権 介	補任	
1272	" 11. 2. 20	源 為雄		任 介	"	
1272	" 11. 2. 20	藤原 実時	正四位下	任 権 介	"	
1276	弘安 1. 2. 8	藤原 長忠	"	"	"	
1285	" 8. 3. 6	藤原 定藤	"	任 権 守	"	
1287	" 10. 12. 21	藤原 親世		現 守	師守記, 等	
1288	正応 1. 4. 0	安倍 雅遠		任 守	勸仲記	
1289	" 2. 1. 13	藤原 雅任	従五位上	"	補任	
1291	" 4. 3. 25	藤井 真里		任 目	師守記	
1294	永仁 2. 3. 27	源 長通		任 介	補任	
1294	" 2. 8. 4	小笠原長政		元 守	分脈	
1303	嘉元 1. 0. 0	荒井 頼任		守		松本市史
1310	延慶 3. 8. 13	小笠原長氏		元 守	分脈	
1330	元徳 2. 1. 13	三条 実治	従三位	兼任権守	補任	
1330	" 2. 9. 0	小笠原宗長		元 守	分脈	
1332	元弘 2. 3. 0	平朝臣宗継		守	補任	松本市史
1333	" 3. 2. 0	赤松 範資		守		"
1333	" 3. 10. 0	清原 真人		現 守	白田文書, 市河文書	
1334	建武 1. 1. 13	坊門 清忠	従二位	兼任権守	補任	
1334	" 1. 1. 13	久我 通相		任 権 介	"	
1334	" 1. 3. 15	白川資英王		任 守	"	
1334	" 1. 10. 14	小笠原貞宗		現 守		
1335	" 2. 7. 0	左近少将入道某		現 守	参考太平記	北条時行ノ軍ニ攻 ラレ自害
"	" 2. 8. 30	堀川(藤原)光継		任 守	補任	小笠原貞宗以下浅間 宿ニテ下向ヲ迎フ

註. 以下明德1年(1390)3月まで国司の任命史料にあるが、建武2年7月中先代の乱起り、北条時行を奉じる諏訪勢のため国庁が攻められ、国守書博士清原真人は自害し、国庁は兵火によって焼失した。これによって後任の国守堀河中納言光継は庁舎なく、小笠原貞宗以下浅間宿(松本市浅間温泉)においてこれを迎えた。よって国庁はなく事実上国府は終わったので以後の国守は空官名のみとなるにより省略する。本表は、松本市史上巻、第三次信濃第12巻第7号の新信濃国国司補任表等を参考として調整したものである。

6. 信濃国府について

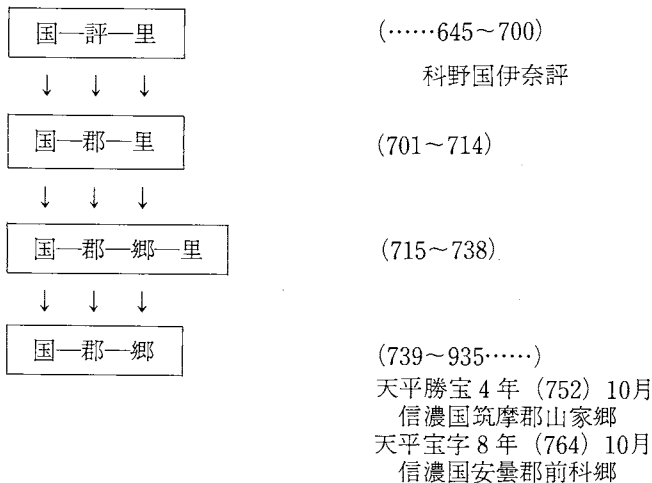
(1) 国府設置年代

科野国名が確実に史料に顕れるのは、大化改新（645）の詔に東国8箇国へ国司任命の記事が「日本書紀」に見られるが、科野国がこれに相当するのか判っていない。

同紀の斉明記によれば、科野国又は科国が始めて顕われてくる。（655～661）

壬申の乱（672）の時大海皇子（天武天皇）の従臣である「安斗智徳日記」によればこの時天皇は信濃（科野）の兵を徴発している。また「天武天皇13年（684）二月二十八日、三野王・小錦下^{うぬめ}女^の臣^{のおみつくら}筑羅等を信濃に遣して地^{ところ}の形^みを看^みせしむ。将に是の地に都せんとするか。」と見え「同年四壬申朔壬辰、三野王等信濃国の凶を進む。」とあり、翌年「同十四年十月癸酉、朔壬午、輕部朝臣足瀬、高田首新家、荒田尾連麻呂を信濃に遣して行宮^{かりのみや}を造らしむ。蓋し東間（筑摩）の温湯^{みゆ}に幸せん^{おほほ}と擬すか。」とある。

次の持統天皇の都した藤原宮址から先年の発掘調査中に「科野国伊奈評」と墨書された木簡が発見されるに及んで、信濃国が大化の改新頃には既に成立していたものと推定される。国、郡、郷の成立して行く段階は次の如くであると推定されている。



この様に信濃国は和銅元年（708）3月15日始めて史料上に見える国司任命以前に国として活動していたものと推定される。しかし、国府があったという確証はないので、一応信濃国府設定の時期を和銅元年と仮定する。

国府は、律令制時代に設置された国庁を中心とした小都城であることは既記したが、国府が律令

制国家の崩壊（1184）と共に消滅したものではなく、文治元年（1185）より前期封建社会が成立し、国々に守護の任命されて行く段階でも信濃国では武家国司と公家国司とが併存しながら、過去の栄光は失ってはいるが、なお国政の一部は国司の手に残されて行くのである。次に鎌倉時代以後に於ける国府関係としては、寛喜3年（1231）8月21日信濃守源頼俊は、朝廷がこの年10月権中納言隆親を勅使として、伊勢大神宮に奉幣につき、諸国に課し禄物を貢進催告せしめられた。この時諸国守よりそれぞれ上表したうちで、源頼俊はこの年近年稀なる大飢饉で餓死者の多い事をもって次の如く報告している。

来十月四日、公卿勅使禄物事、任注文可令仰之由、□□承了、但当国異損（凶作）之軀、世間無隱候、仍一切不及国免、□□子細度々申之候了、非□所存候、以此趣可然之様、可令御披露給候、恐惶謹言

（寛喜三年）八月廿一日

信濃守源頼俊

とある。

次に延慶2年（1309）4月、信濃国庁の留守所（国守の下向なく、在庁は目^{まかん}以下の役人によって行われていること）より、信濃国高井郡志久見郷内湯山田在家の貢租につき下した庁宣が地頭中野五郎家仲に下されている。この文書の中にも「在庁官人」と見える。

信濃国庁宣

庁宣 留守所下

信濃国高井郡志久見郷内湯山田在家事合

右田在家者・於地頭中野五郎家仲知行分者、重代為堀内、被免除御年貢以下万雑公事之由申之上者、重所免除之也、在庁官人等宜承知、雖至後々将来、敢以勿違失、仍所宣如件、

延慶二年四月 日

僧 良誉（花押）

大介（花押）

と見え、同年同月に同人へ出した「初任正検田在家目録注進」によれば、信濃国は嘉元2年（1304）に初任検田が行われている。

初任検田とは国守初任の時、管内の検田を行うことで、これがやがて租税課役の負担の基礎となる。つづいて嘉暦4年（1329）3月の大宮御造營の目録によれば、上社の御宝殿を造営に際し安曇・筑摩両郡36郷がその所役に従ったのであるが、この時在庁1人、書生1人が国司目代巡役している。

大宮御造榮（營）之目録

右上社御宝殿者安曇塚間（筑摩）両郡三十六郷^{大村郷為始終}所役而以三百五十人之夫令勤仕之時在庁一人書生一人 為小行事取揃材木遂御造榮（營）畢然者当後年曆之時自初春差定国司目代巡役官人於

大行事切御府国中之要路仁居関可分配神用者也 (中略)

嘉暦四年己巳三月日、相模守平朝臣高時

とあって、鎌倉時代を通じて国庁が存在していたことが確認され、国庁の規模は縮小するも目代らが在庁して国政の一端を行っている。

元弘3年(1333)5月鎌倉幕府が倒れた同年8月3日の信濃国宣が出され、国庁の存在が続いて機能している。

信濃国宣 (市河文書)

御当地知行地事、任今年七月廿五日 宣旨、不可有相違、者依 国宣執進如件

元弘三年八月三日 左兵衛佐致治(花押)

市河左衛門六郎殿

建武1年(1334)に建武中興がなると翌年の2年(1335)6月には、新国司が任命されて信濃国府に到着し、信濃の大小名が出迎えている。

「承了」

着到

市河刑部大夫助房

同左衛門十郎経助

右、依国司御下向、所馳参、着到如件

建武二年六月 日

「平顯直(花押)」

(付箋)「国司侍所
大友五郎」

このように旬日をかけて京都から下向して来た新国司清原真人某も翌7月には反政府の北条時行を擁立し兵を挙げた諏訪三河入道照雲(頼重)らは、府中に攻入り国衙を襲撃した。時に信濃守護小笠原貞宗はこの時更級郡船山郷の守護所にあり、国衙守兵少くして防ぐことが出来ず、ために国司博士左近入道某は遂に自殺した。金勝本太平記には

諏訪前祝部参河守頼重、時行ヲ取立テ、国司博士左近少将入道ノ許へ押寄ケレハ、少将自害セラレリと見えている。

この国司博士左近少将入道は、元弘3年10月信濃国守に任ぜられた清原真人のことといわれる。

任 宣旨当知行、不可有依違之由、国宣如件

元弘三年十一月五日

書博士 清原真人(花押)

とあり、これよりさき同年10月28日の信濃国の国宣にも同人の署名がある。

始めは京都にあって国務を執っていたのだが、前記のように信濃国衙に下向し翌月は諏訪勢に攻

められて自殺したものであろう。

これにより新政府は更に後任として堀川中納言藤原光継を同年8月30日に任命した。

光継は9月晦日に国衙に参着した。守護小笠原貞宗及び吉良時衡以下国内の大小名悉く浅間宿(松本市浅間温泉)に來会してこれを迎えた。しかし、この時国衙の建物があったとは認め難い、それは去る7月国守が攻殺された時に諏訪勢により、国衙に放火され焼失したと推定されることから、新国守は入るべきところがなく、国衙の近くである浅間宿へ前記貞宗以下が出迎えたものではないかと思われる。

着到

市河左衛門九郎倫房 同子息三郎助保

右自七月十三日、御方馳参、於所々致軍忠、信州一見状給候畢、八月一日押寄望月城致合戦、令破却城廓之条、小笠原次郎太郎為其日大将、所被見知也、同自九月三日、奉付守護御手、安曇筑摩、諏方有坂以下凶徒等对(退)治之時、於所々城廓致軍忠了、同晦日、为国司御送、信州浅間参向之間、助保同馳参、伊那郡為对治、小笠原四郎、同次郎太郎為大将発向之時、助保於横河城先懸、追落凶徒等了、度々軍忠如此、早賜一见状御判、為備後証、恐々言上如件

建武二年十月

承了(吉良時衡花押)

また、これより先き市川氏は、同年3月16日には、府中騒動につき浅間宿に馳付けている。

新国守堀川光継も腰を落着かせるところもなく、同年12月23日には、足利高氏党の佐久郡大井城攻めには200余騎を引連れて馳加わり、大井城を攻略している。その後光継は、翌3年1月13日頃東山道の官軍に属し行在所に到着している。

これ以後信濃国司の任命は、明德3年(1392)8月まで、諸史料に見えるが、南北動乱で実質の国守ではなく空官名に過ぎなかったので、ここでは国衙の最終を建武2年12月末をもって終りとする。

即ち和銅1年3月15日(708)から建武2年(1335)12月まで629年間を国府(国衙)の实在年数と推定する。

(2) 国府の所在地

信濃国府の所在地については、現在までに確認されている文献史上では、「倭名類聚鈔」^{卷第五}のうち信濃国の条に「国府、在筑摩郡、行程上二十一日、下十日、」とある。

しかし、天平13年(741)聖武天皇は諸国に勅して、後の国分寺及び国分尼寺を建立させている。諸国の類例からして、これら国分寺・国分尼寺は国府の近くに建てられていることである。逆に言えば国分両寺附近を調査すれば国府が見つかるということであろう。

この天平13年頃に建てられた国分寺・国分尼寺跡が先年の学術発掘調査の結果上田市内に存在し

ていたことが判り、現在は国指定の史跡となっている。このことから一志茂樹氏らによって、同市神川地区内に「コウノダイ」なる地名に着目され、染屋集落の東々北方約2kmの野竹と呼ぶ集落の西方200mのところ、東の手・西の手と呼ばれていた水田地域があり、そこに方六町域をもって信濃国府跡と推定しているようである。筆者は上田市神川地籍にあったと推定されるものを前期信濃国府とし、松本市にあった国府を後期信濃国府とする。

国府移転の時期とその事情

小県郡内にあった国府が、如何なる政治・地理・交通などの事情で、何時筑摩郡内へ移転したものであろうか。この時期や事情については諸説がある。

この時期について、移転時期を早い時期と称える人々は、前記養老5年(721)信濃国を割きて諏訪国を置き、天平3年(731)信濃国に併すとの記事から、当時諏訪国の範囲を中南信地方(木曾郡は古代美濃国恵奈郡に属するので除外する)とする説は、諏訪国10年間の国府が筑摩郡(松本市内)に設置されていたので、天平3年にもとの信濃国に合併する際に、信濃国の中央にあった諏訪国の国府を残し置く条件で、それまでの信濃国府(小県郡内)に在ったものを廃し、諏訪国府(筑摩郡内)を残したとする一存一廃説である。

しかし、この説は諏訪国合併から10年を経た天平13年(741)3月に聖武天皇の勅願によって、国々の国府周辺に建てられたことは諸国の例の通りで、わが信濃国も当然国府附近に建てられ、上田市内にはこの国分寺及び国分尼寺が存在し、先年発掘調査の結果確定し、国指定史跡として保存されている。

筆者は信濃国がまだ一つの国として成立していない時期、即ち考古学上の弥生式時代後期の千曲川水系と犀川水系を含む東・北信地方及び中信地方の松本平以北の箱清水式文化圏をもって後に科野(信濃)国を形成し、天竜川水系の座光寺原・中島式文化圏の南信地方をもって後に洲羽(諏訪)国を形成していたものと推考し、6世紀代頃科野国が一国として成立する際に諏訪国が強制的に合併されたものではないかと思われ、一たん信濃国に合併した諏訪国は、面目丸潰れとなり、絶えず信濃国政に抵抗して来たものではなかったかと思う。

それ故1度合併した諏訪国を10年間とはいえ分離独立させたことは、この諏訪勢力の抵抗を弱め面目を保たせるための分離と合併処理であると考えられるところから、諏訪郡の中心地は諏訪郡である。その諏訪郡で切角勝った諏訪国政の中心を他郡の筑摩郡にとられるほど間抜けではないと思われる。よって筆者は諏訪国の国府は諏訪郡内にあったと推定され1存1廃説は否定されよう。

以上によって諏訪国が合併に際し、その条件として国の中央である筑摩郡内に将来の移転を約束させて置いたものではないか。

次に奈良時代末の延暦9年(790)前後説である。この説は信濃史学会長の一志茂樹氏の説である。

同氏はこの年3月に、信濃守に正五位下の大藏大輔藤原朝臣乙叡が、また次官の介には従五位下平群清麿が同時任命されており、平時の信濃守が従五位下であるのに位階の上の正副守と介が任命されていることに着目している。延暦14年(795)には、信濃介である石川朝臣が小県郡の人に射られるなどこれは国府反対派による狙撃事件であろうとされていること、延暦18年(799)に大陸からの帰化人に対する賜姓の中で、信濃国の人、小県郡の人と他と区別していること、桓武天皇が延暦3年(784)の長岡京へ遷都、更に延暦13年(799)平安京(京都市内)への遷都などと期を一にしていることなどである。この説が今のところ尤も有力説である。

次に、これよりあと天長5年(828)1月には、従三位という高い官位にあった紀朝臣百継が信濃守に任ぜられ、次官の介には安部朝臣安仁が同時任命されており、安部安仁は後に治績を褒して従五位下に叙されていることである。この時の方が延暦9年より高官が任命されていて、後に次官が治績によって昇叙されているところなどは大いに研究を要することであろう。

後期信濃国府の所在地については、前記の如く「倭名類聚鈔」の成立した承平年中(931~937)には筑摩郡があったことは確実である。これよりさき元慶3年(879)信濃国と美濃国が国境の争論があった時に県坂岑をもって両国の国境とすることで合意したのであるが、ここは信濃国府に近く、美濃国府へは遠く10日余もかかると誌されている。このことにつき「三代実録」には次の如く見られる。

元慶三年九月四日辛卯 令美濃信濃国以県坂上岑为国界 県坂山岑在美濃国惠奈郡与信濃国筑摩郡之間、両国古来相争境界、未有所决、貞観中勅遣左馬権少允従六位上藤原朝臣正範、刑部少録従七位上靱負直繼雄等与両国司臨地相定、正範等檢旧記云、吉蘇小吉蘇村、是惠奈郡絵上郷也、和銅六年七月、以美濃信濃両国之界、径路險隘往還甚難、仍通岐蘇路、七年閏二月賜美濃守従四位下笠朝臣麻呂、封邑七十戸田六町少掾正七位下門部連御立、大目従八位上山口忌寸兄人名各進位階、以通吉蘇路也、今此地去美濃之国府 行程十余日、於信濃国最為逼近、右為信濃地者、何令美濃国司、遠入関通彼路哉、山是從五範所定

この記事によって、信濃国筑摩郡と美濃国惠奈郡との間にある県坂上の嶺は現在の鳥居峠とされているところから、信濃国府は近くの筑摩郡内にあったと推定することが出来る。また鎌倉時代から以後になると、筑摩郡は府中と呼ばれるようになる。

永仁3年(1295)3月29日の山内首藤家文書によれば、山内首藤茲善(時通)は、同日付をもって嫡子通綱に、その所領を譲っている。その所領の中に

一、信濃国きふの府内下平田郷内公田捌町、内伍町分地頭職事

とあり、下平田郷(松本市芳川平田)をもって「きふの府」としていること、またこれより66年後の延文5年(1360)1月23日の同家譲状には、

一、信乃国きのふの府下平田参町地頭職(以下略)

と「きのふの府」の文言が見られる。この「きのふの府」について、正安2年(1300)11月8日の市河文書には、

信濃国奥春近領志久見郷地頭等申年貢事

右、近府伊那春近分者、(以下略之)

「近府」と見え、近府(きんふ・きのふ)とは府中既ち国府に近いところと言う意味である。つづいて嘉元1年(1303)の文書には、府中熊井原合戦があつて、府中の呼称が見られる。つづいて嘉暦4年(1329)3月の諏訪上社頭役下知状には、

(流鎗馬栗)
□□□□ 林南北地頭等 府中

と府中即ち筑摩郡の栗林南北(松本市島立の北栗林・南栗林)をもって、諏訪郡の栗林郷と区別している。

建武2年(1335)3月の市河文書によれば、府中騒動により浅間宿に馳付奉り候と見へ、翌3年(1336)11月の同文書にも府中并千国口などと「府中」の名称が散見し、更に観応3年(1352)正月の佐藤文書には、なお具体的に

佐藤藏人元清申軍忠事

右去年^{観応}二年六月廿九日、七月三日両度、於信濃国国府郡野辺宮原、対干諏訪信濃守代祢津孫次郎、致散々太刀打^{被射左手肩}_{被右手大指破}久原四郎次郎令見知畢。(以下略之)

と府中どころか「国府郡」とあつて、信濃国府は、奈良朝末か平安時代の初め頃筑摩郡に移転後は長く同地に存在していたものと考えられる。

しかし、これに対し郷土史家故栗岩英治氏は、第1次信濃第二巻第五号に「信濃の政治的中心地点の移動」と言う論考を発表しているが、その中で歌人で有名な藤原定家の「明月記」の中にある「善光寺近辺号後庁、為眼代等之居所」、「在庁等即皆当世之猛将輩也」とある事を次の如く解釈している。

……眼代とは勿論目代の事で、吾妻鑑、文治三年七月廿八日の条に「善光寺造當之事、信濃国御家人に下知し給ふの上、当国目代に仰せらるる云々」とあつて、其文書をも載せてある。つまり、^{サカン}目は最初は国司庁の書記のようなものだったのだけれど、国守、掾、介、皆京都に居て、^{サカン}目が実権を持つようになったので他国にも其例がある。それで、此处では、善光寺町附辺の後庁、即ち今の後町に目代即ち眼代の居た役所があつた事は事実である。そうすると、国府、即ち国司庁は、善光寺門前に移って居た訳である。

「在庁等、皆当世之猛将之輩也」は、後庁につめて居る連中が、皆武勇傳張りの連中だということである。うかうかと年貢など取りに行かれないという意味もあるようだ。何れの道信濃の国府は、当時は、今の長野市後町にあつたと見て差支ないと思う。

又此後庁という名は、長野の後町が後庁であることは、諏訪の神社史料にも数ヶ処出て居るが、後庁とは、読んで字の如く、後の庁というのであるかも知れぬ。国府が移って、後から出来た国府

の名のように取れる。

或は国府も、筑摩国府が、風で倒れてからは、或は此附近に移ったのではないかと思われる節もないでもない。長野市内の高田区には「上こふ」「下こふ」の地字が残って居り、郷ならば「こう」でなくてはならないばかりか、国府は概ね「こふ」と書くのも一寸気を持たせるのではないか。しかし、これは薄弱だ。

それよりも、善光寺に国府みたようなものがあつたらうかとの傍証は、後年、守護代の役所を、市の西隣安茂里村平芝に置いた事のある一寺である（市河文書）。尤も之は筑摩にあつた小笠原も、幕府反対であつたのに因るとも考えられない事もないが、更に応永七年の小笠原長秀の入部に際しても、殆んど全国の氏人を善光寺で引見して、そして、色々の沙汰をして居るのである。これも、或は鎌倉以降は、国府が善光寺町へ移つた傍証ではあるまいか。

一方、その守護の館にしても、建武頃から二十年間は、更級埴科の間の船山の郷に存在した（市河文書）筑摩の井川館を守護の館と称せられている事の証拠は、まだ一つも見当らない。仮りにあるにしても、時代下つての事であろう。唯だ茲に一つの面白い混乱は、後庁の地名が古来善光寺町に存在しながら、後庁という氏人は、松本市北の岡田に戦国頃存在した一事であらねばならぬ。筑摩国府は惣社の位置から、国司北面の原則を適用すると、丁度今日の筑摩八幡宮附近かと思われるが、薄川の水害などで、或は高燥な岡田の地に移転し、茲に第一次の後庁が経営されたのではあるまいか。その後、富力の中心の問題で、善光寺平に第二の後庁が出来たと考えられぬでもない。但し、是は勿論想像の飛躍には過ぎない。……と結んでいる。

以上故栗岩論説を長々と引用したが、栗岩説によれば、信濃国の国府は、始め上田市にあり、その後松本市惣社の地に移り、続いて水害かで同市岡田に移り、更に鎌倉時代初めには長野市の後町へ移り、鎌倉時代中期以後は府中、または国府郡と呼ばれた松本市惣社の地に移つて終つたことになる。これは是か非か。

この鎌倉時代初期に長野市後町に在つたといわれる説に対し、次の如く考えられる。

市河文書によると、

信濃国奥春近領志久見郷地頭等申年貢事

右、近府伊那春近分者、去永仁三年有其沙汰、以撫民之儀、可為地頭請所之由被仰下畢、於自今以後者、准近府伊那之例、可令究濟段別錢貨貳百文者、依鎌倉殿仰、下知如件

正安二年十一月八日 陸奥守平朝臣

相模守平朝臣

とあり、春近領が信濃国を南北に二分して北信分の奥春近領と南信分の近府春近領があつたと推定される。これは更に、具体的として、勝山小笠原文書には、

（足利尊氏花押）

下 小笠原信濃守貞宗法師法名
正宗

可令早領知信濃国春近半分塩尻島立以下郷
村注文在別紙事

右以人、為勲功之賞、所宛行也、者、守先例、可致沙汰之状、如件

貞和三年四月廿六日

とあって、信濃国春近領のうち南信分、即ち近府春近領の分を足利尊氏より小笠原貞宗に宛行つたものである。更に北信分、即ち奥春近領を正平6年(1351)12月23日に貞宗の子政長に宛行っている。

(足利義詮花押)

下 小笠原遠江守政長

可令早領知信濃国春近半分上杉宮内事
大輔跡

右為勲功之賞、所宛行也、者、早守先例、可致沙汰之状、如件

正平六年十二月廿三日

春近領は「市河文書」により公田即ち国衙領の類であったことは既に先学によって明かとなっているのである。

この事実により信濃国衙領の北半分を掌握する信濃国庁の支庁が善光寺町後庁（長野市後町）にあったものではないかと思われる。

なお、この後庁は御庁であって、小県郡（上田市）から筑摩郡（松本市）へ国府が移動するに際し、北信濃地域の政治不安を除くために水内郡善光寺町後庁（長野市）に支庁を設置し人心の安定を計ったものではないかとも推考される。

次に戦国時代に松本市岡田に、この後庁を名乗る氏人がいることをあげて、惣社にあった国府が薄川の洪水によって丘上の岡田地域に移って後庁となり、この後庁にいた氏人が後庁氏を名乗り、国府もまた四転して長野市後町へ移転した説を故栗岩英治氏が述べられており、また松本市の一志茂樹氏も深志国府説をもっているところから、岡田の後庁氏は深志国府の後方、即ち国庁の後ろにいたところから後庁であるといっている。

後庁氏は、小笠原文書によると、室町時代の初期永享12年（1440）の常陸国結城城攻に際し小笠原政康の軍令により出陣し、その包囲戦中の記録「結城陣番帳」には、

十九番 坂西殿 後庁殿 大池殿 波田殿 同名中殿

と後庁氏は深志の坂西氏、大池殿（東筑摩郡山形村大池）、波田殿（同郡波田町）、波田中殿（同右）と共に陣番にあっている。

「高白斎記」によると、井深城（松本市岡田伊深）主であった後庁氏は、天文19年（1550）7月15日武田信玄の来攻に際し自落したと見えている。

七月、十五日丁未御備場へスグニ参ル、酉ノ刻イヌイノ城ヲ攻敗リ、勝鬨御執行、戌刻村井ノ城へ被納御馬候、子ノ刻大城・深志・岡田・桐原・山家五ヶ所ノ城自落、島立・浅間降参、仁科道

外出仕、

この時の城主を、延宝7年(1679)の稲倉山の山論文書によると、「岡田之地頭後庁殿」とある。また元禄11年(1698)4月の「岡田組村々方角道法神社仏閣改帳」の井深村の項には

一、古城之跡、城主後庁大蔵殿と申候

と見えている。

この岡田郷(井深・岡田町・下岡田・松岡)の地頭であった後庁氏の出自については、「岡田旧記」によれば、平安末期治承4年(1180)信濃国に挙兵した木曾義仲の部将として従軍し、寿永元年(1182)5月越中国俱利伽羅峠で討死した岡田冠者親義の嫡男太郎重義が、敗軍の後に善光寺辺後庁に潜みかくれて土着し、地名をとって後庁氏を名乗り、後年に至って子孫が先祖の地に来て井深城に住した、と誌されていて、松本市岡田の後庁説は完全に覆されたのである。

この後庁氏が史上に見える永享年中よりさき応永7年(1400)9月の更級郡大塔合戦(長野市篠ノ井駅附近)には、守護小笠原長秀の軍中には井深勘解由左衛門があり、同所で討死している(大塔記：大塔物語)。

この戦の後に岡田郷の地頭は後庁氏に替ったらしく「井深氏系譜」によれば、500石をもって後庁氏に仕えたと見えている。

岡田郷の年貢高は、天正14年(1586)3月の小笠原貞慶より溝口美作守貞康への宛行状には「岡田七百貫文」とあり、1貫文を粃2石5斗として換算すると1750石であるところから、後庁氏は家臣である井深氏を優遇している。しかし、これには訳があると思われる。井深氏は後庁氏と共に天文19年7月15日井深城を捨てて、この地を去り高遠城の保科氏に仕え、後に山形の米沢つづいて会津若松城の転封に従い2000石をもって会津藩の家老などを勤めている。

松本市日本民俗資料館所蔵の故堀内千万蔵氏採集の「後庁氏系図写」によれば、明和年中(1764~1771)に後庁氏の末孫が会津若松城の井深氏を訪れて、家系図の証明を受けている。このことから岡田冠者源親義の末裔といわれ、岡田郷内井深村の在名を名乗る井深氏が先住であり、後庁氏は後のりであったことが証明されよう。

以上の諸史料によって松本市岡田の井深城主であった後庁氏の正体は判明し、筑摩郡内にあった国府とは何ら関係ないことが判明したものである。

次に筑摩郡内に在った国府の所在地について諸説があるので、逐次検討して行く。

(1) 松本城国府跡説

享保9年(1724)松本藩水野家編纂に成る「信府統記」には

松本ノ地ハ往古国々ニ定マレル主ナキ頃ハ時トシテ国司ヲ任セラレテ下向ノ節居住アリシ処ナルガ故ニ当國中ノ地頭各爰ニ出仕アリケルト云ヒ伝ヘタリ、其頃ハ今ノ三ノ曲輪地蔵清水ノ辺ハ市陌ニシテ繁栄ナリシ所ナリ、其後国司ノ下向絶エテ町数減少スト雖モ猶市辻(地蔵清水)・泥町(柳

町・麻葉町（安原町）・西口（伊勢町）ナド残りテ市日ニハ衆人群集セシトナリ、筑摩村ニ神社アリテ郡名ノ本トスル所トカヤ、当城ハ府中ニテ殊ニ四神相應ノ地ナリ。（以下略）と見えている。また一志茂樹氏は、……南北朝頃この地の豪族に深志介知光がおり、中先代の乱には北条時行の党として相当活動している。

市河十郎経助軍忠事

右、先代高時（北条氏）一族大夫四郎（同時興）并当国凶徒深志介（知光）以下之輩蜂起之間、為御追伐之大将、村上源備中信貞今月十五日御発向之間、於麻績十日市場致散々合戦、抽軍忠上者、給御一見状、為備亀鏡、恐々言上如件、

建武三年二月廿三日、

「承了（村上信貞花押）」

市河左衛門十郎経助軍忠事

右、先代高時一族大夫四郎・同丹波右近大夫并当国凶徒深志介知光以下輩寄来之間、於守護代小笠原余次兼経并村上源藏人信貞大将、於八幡山（更級郡）西麓麻績御厨被致散々合戦之間、属彼手、経助致軍忠上者、賜御一見書・御判、為備後代亀鏡、恐々言上如件

建武三年二月廿三日

「承了（吉良時衡花押）」

と見え、更に諏訪大社上社の旧神官守矢満実書留の中に、応仁2年（1468）の項に

六月十九日丙寅御柱立、御酒万雑々ニテ候、日照、府中深志介役、坂西兵部少（輔）勤仕候とあり、「深志介役」を当時犬甘氏に代って、この地を知行していた坂西氏が勤仕したというのである。これで見ると、深志介とは、諏訪神社上社の御占神事における大県介の中に深志介を設定していたのか、或は、大県介が深志に差定されたので深志介と呼称したのかとも考えられるが、知光が伝統的職名として深志介を称しているのをみると必ずしもさうでなく、何か特殊な過去の官職に基づいて「府中深志介役」として諏訪神社でもこれを重んじていたのでなからうか。想像を逞しうするならば、犬甘氏が土着の官人としてかつて信濃介になったか、或は筑摩郡の少領の位置に着いたかしたことが、このやうな名称をかち得た原因かとも考えてみるのであるが、その実相については、諏訪史研究諸家の意見を期待したいのである。……と結んでいる。

更に松本市岡田に室町時代井深城主として後序氏のいることから、後序とは国府背後の地名から起ったものであると称えている。

以上のうち信府統記松本城説について、故堀内千万蔵氏は、第一次信濃第六卷第一二号の「信濃国府址の新検討」の中で、

「此地藏清水辺繁栄云々は、恐らく室町中頃の状態を想定したものらしく、国府時代を降ること遠きものである。既に地名でさへ此地が古昔深瀬又は深志と称された程のお泥の地で、耕作は勿論の

事人家さえ無かったと思はれる。地質時代に梓川の東向激流の衝突で築きなせる扇状地堤（宮淵の爲め、今の松本市街地が一小沼湖を爲して居り、其後梓川の後退と奈良井川の侵蝕乃至河床の低下に従って漸次乾涸したとは云へ、人類時代に入っても尚ほ永年間は沼沢地であった。（中略）深志城（松本城の前名）も西北二方面は泥田を防禦線としたと云はれた程である。今の柳町の前名たる泥町もそれを語って居る。斯様の次第であって一千二百年前代に此地に国府創設なぞとは殆んど問題にならぬ。」と結んで一蹴している。

また現大町北高校長平林照雄氏は、昭和45年12月松本市内女鳥羽川敷地内の遺跡発掘調査の際に地学的分野を担当されて、その結果は「長野県松本市女鳥羽川遺跡緊急発掘調査報告書」の中で次の如く論じられている。

「(5) 深志礫層

（前略）

深志礫層の上部は旧深志湖（小林国夫1958）と称せられる湛水期を示すもので、深志砂泥層は陸化寸前の沼沢化の産物であると考えられる。

深志盆地の泥質堆積物は松本盆地の奈良井川流域の低地部に及んでいる。（中略）

旧深志湖に関してさらに考察を進めてみる。たとえば宮淵付近の奈良井川を15m堰塞すれば、発掘地点の桜橋付近（等高線600m）まで湛水し、第1図の斜線部は湖沼化してしまう。（中略）旧深志湖には周囲からの各河川がデルタ的に礫まじりの砂泥堆積物を進出させ、宮淵付近における堰止めが排除されると深志盆地は沼沢地化から陸化へと移行していったものと推定される。旧深志湖の周辺部を600mの海拔と考えれば、それ以下の低地部は泥層の部分が大部分で、所によってはやや安定した礫質部もあったと思われる。しかし、先史時代にここの低地部が住居地として利用される状態になっていたとは思われない。」と、故堀内千万蔵氏並びに河野齡蔵氏説とほぼ同一見解を示しつつも尚一步自然科学的見地を示している。

これによって自然科学的には、深志城国府説は全く否定されるに至っている。

筆者は、「深志一ふかし」の地名は、土層の深い所の意、即ち「深地一ふかち」の変化によるものと思う。深志の地名は諏訪大社関係古文書によれば、鎌倉時代末期の嘉暦4年（1329）頃から顕われ、天正10年（1582）11月6日頃小笠原貞慶により松本と改められている。

次に深志介の存在による深志城国府説であるが、介とは国々の次官であり、深志介とあれば、深志に信濃介がいたことになり、深志国府説にとっては有力な手がかりとなる。しかし、これは次に示す史料に見られる如く、深志は地名であると共に氏人の苗字であり、介はかつて先祖が任じられた官名であると言うことである。

（足利尊氏花押）

下、三浦介平高継

可令早領知相模国大介職，并三浦内三崎松和，金田，菊名，網代，諸石名，大磯郷在高麗寺，東坂間，三橋，末吉，上総国天羽郡内古谷，吉野両郷，大貫下郷，摂津国都賀荘，豊後国高田庄，信濃国村井郷内小次郎知貞跡，陸奥国糠部内五戸，会津河津郡蟻塚並上野新田父介入道々事海跡本領

有以人為勲功之賞，所宛行也者，守先例可致沙汰之状如件

建武二年九月廿七日

と見え，三浦介を名乗る三浦平高継が，建武中興の際に足利尊氏方につきその勲功の賞として，父三浦時継の旧領を安堵されたものであり，村井郷（松本市芳川村井）の小次郎知貞跡を新しく宛行われている。これにつき諏訪の郷土史家（元長野県副知事）伊藤富雄氏は，第一次信濃第六卷第六号の「諏方上社中世の御頭と鎌倉幕府（七）」の中で，

三浦介とは，信濃介を深志介，下総の介を千葉介と謂うが如く，相模の大介職の事である。此の職は既に早くから三浦氏の世襲する処であった。嘉暦時代の三浦介は三浦時継である。今，三浦系図により其家系を示せば，次の如くである。

- 忠 通 鎮守府將軍号村岡五郎駿河守
頼光四天王其一也
- 為 通 平大夫 長門守 此時
始号三浦一男
- 為 継 平太郎
- 義 継 庄司介 女子一人大友四郎経家妻
- 義 明 大介
治承四年八月廿七日頼朝与力，於三浦衣笠城自害，八十九歳
- 義 澄 正治二，正，廿三卒七十四
別当 矢部次郎 三浦介
- 佐原 義 連 十郎左衛門尉 長七寸五寸也

盛 連

従五位下 悪遠江守 二郎兵衛尉
母武田太郎信光女

盛 時

従五位下 五郎左衛門尉
法名浄連，泰村滅亡後 為三浦介

頼 盛

従五位下
法名道法，母海上氏

時 明

従五位下
母大曾根上総介女，法名道朝

時 繼

法名道海
与力中先代，於尾州熱田被虜，於六条河原被誅，三浦介，従五位下，

高 繼

法名 徳紹
従五位下，三浦介

と見えている。このことによって深志介知光の祖先のうちに信濃介であった可能性は強い。しかし、深志の地にいた深志氏（仮称）が2 km離れた惣社推定国府まで程近く短時間での通勤は可能である。又前記松本市岡田に中世井深城にいた後庁氏をもって、岡田が深志城国府の背後にあったという後庁説は前記の如く否定される。

以上によって地学的・歴史的にも深志城の国府跡説は否定される。

(2) 大村のちょう国府説

松本市大村のちょう説の起りは、前記「信濃国府の新検討」によれば、明治3年（1870）12月日、大宮神社の神主上條吉泰、副戸長竹村政右衛門より筑摩郡大村古跡取調書と題するその筋への書上が始めてである。その後明治15年頃の清籟新法に藤井楓室の遺稿として同説が出て居る。それには、大村神社の祭神は信濃守菅生王である。

続日本紀光仁天皇宝亀三年二月乙亥従五位上菅生王ヲ以テ中務大輔ト為ス、少納言信濃守故ノ如シ、とある。字ちょう屋敷は国府庁の遺名。字国司塚は国司の墳墓である。是等の資料を列挙して国府址と推定したのである。さらに大正9年5月には、大宮神社祭神記入並

由緒訂正願には、祭神を天慶7年(944)9月3日信濃国庁が台風で顛倒し圧死した紀文幹に訂正を願いで、同地にある国司塚をもって、その墳墓とし、字ちょうをもって国庁とした記事が見られる。これによって故堀内千万蔵氏は、この説を鵜呑して、字ちょうをもって信濃国府として、昭和8年松本市発行の「松本市史」に掲載したのであったのである。その後堀内氏は、洞(松本市洞)の飯沼家所蔵の古文書の中に、享保四年の書上帳末に、

大村除地

- 一、上畑一畝廿六歩 比丘尼清音 養福院
- 一、上畑二畝三步 同 智養 常福院
- 一、上畑十二歩 常福院寿得
- 一、上畑十六歩 同 院智養

これで見ると、検地帳のちょうは智養であって、その常福院という尼庵の比丘尼の名と判り、幽霊の正体は果して枯尾花であったとし、昭和8年出版の松本市史は篤と研究の時日もなく漫然先輩の説(東筑摩郡誌)準拠し、大村説を書いたことは、汗顔恐縮穴あらば入りたき心地と書いている。

これを現在確実なる史料によって検討して見ると、寛文9年(1669)の大村検地帳の末尾の除地を見ると(関係分)。

七畝拾貳歩、地福院屋敷、屋敷壹反五畝歩清光寺(玄向寺)、貳畝三步、常福院屋敷、壹畝廿六歩 養福院、拾貳歩志ゆとく屋敷、拾六歩ちょう屋敷

と見えている。これを更に詳細に元禄9年(1696)の「岡田組高辻并小物成諸色差出帳」の比工尼の覚には

- 一、禅 宗 比工尼清音 大村
- 一、禅 宗 比工尼ちょう 同村
- 一、真言宗 比工尼志ゆとく 同村

とあって、大村国府跡「ちょう」の正体は官庁どころか尼僧智養の屋敷跡であって、大村国府説は完全に消滅したのである。

(3) 筑摩国府説

松本市大字筑摩(現在の筑摩は筑摩・筑摩東・三才・中林・鎌田・井川城・征矢野など明治初年に合併して新村を作った時の大範囲であるところから、筑摩の範囲は江戸時代の旧村である筑摩村をさす)の国府説は、ここも信府統記によって起る。同記には、

社領除地ノ内ニ内堀ト云フ屋敷跡アリ、二十二・三間四方ノ地ナリ、四方土手堀構ノ跡アリ、今ハ神事ノ下役人久大夫ト云フ者ノ住所ナリ、古ハ国司ノ御殿モアリシトナリ、又古当社ノ別当ノ古屋敷ナリトモ云ヘリ(後略)

筑摩・安曇両郡ノ内六百六所ノ諸神アリテ其内当社ヲバ総社ト号セシトナリ。

また同所筑摩神社蔵の梵鐘の銘文には

奉鑄撞鐘一口信州筑摩郡国府

正八幡宮

奉鑄此鐘，意趣者為，天長地久，御願円満，国郡城邑，富貴安全，大小檀那，祐録四衆，現世安穩，後生善所，六趣四生，三途八難，受苦衆生，皆令離苦，乃至法界，平等利益

大檀那 源豊松丸並沙弥永源

永正十一年甲戌十一月七日

願主安養常住法印舜海

大工 膳左衛門

と見え、これによると、永正11年（1514）11月7日に筑摩八幡宮の神宮寺である安養寺の別当舜海法印が林城（松本市里山辺）主小笠原豊松丸（後の長棟）及びその父永源（貞朝）の為に鑄物師膳左衛門に命じて造らしめたものである。この中で最も大切な部分は「信州筑摩郡国府」であって、筑摩国府説の有力なきめ手である。この説に対して補説したのが、同所近くの三才に住む郷土史家故堀江利太郎氏であった。同氏は昭和17年松本史談会発行の「信濃安筑史談第一輯」の「信濃国府址に就いて」の中で筑摩の地は、土地高燥，平坦媚，一年中涸れざる清水，渾々と湧き出で，交通は便利で埴原牧より来る官道の山道が平地に移る所で低き山の麓に接するも高峻な山には隔たり，山崩れの憂もない所であることなどを述べ，何れの地に於ても筑摩の如き条件を具備するでなければ文化の中心たるべき，立派な国府に到底成り立たぬものであると結んでいる。故堀江氏は，この外地名につき縷々のべているが，全くのこじ付けで地名学・歴史学的にも成立たないのである。

筑摩の地は郡名の発祥地であって，天武天皇13年東間温湯の記事にもある「つかま」をそのまま呼称し来っていること，故堀江氏の説の中にもある地理的環境は正に郡内第一の場所であることは否定出来ないところであるが故に，国府が筑摩郡へ移転して来ない以前からあった官衙は実に筑摩郡の郡家（衙）よりほかなく，為に筑摩郡家は四神相応の地にして一番環境のよい筑摩・三才・中林の辺に設定されたものであろうと思われる。

よって筑摩周辺は国府跡と考えるより筑摩郡家（ぐんが）の所在地として研究・調査を進めて行くべきである。松本市及び松本市教育委員会は，この点に留意せられたい。

(4) 惣社国府説

始めは大村ちょう国府跡説を称えていた故堀内千万蔵氏は，昭和8年松本市史発刊の後に至って，大村字「ちょう」の地名が洞の飯沼文書の出現により，ちょうは尼僧であることが判明すると，この説を引込め国府には惣社が必ずと言っていい程全国的にあることに着目し，松本市の東郊外にある東筑摩郡本郷村惣社の地名と同所に鎮座する惣社伊和神社の存在することから，これに標点をあて調査研究の結果を第一次信濃第6巻第12号に「信濃国府の新検討・我総社を見る」と題して発表

したのである。これによれば、筑摩郡内に於ける国府所在地として、従来からあった松本（城）説、大村説、筑摩説、を述べたあと、国府の規模、条里制、正倉、印鑰、総社を解説したあと、我総社、山家折野氏、神社の向き、諸国府引例として周防の国府址、近江の国府址、陸奥国府址、美濃国府址、上野国府址など諸国例を述べたあと本郷村惣社の地名、遺物を掲げ、結びとして惣社の地が信濃国府址として有力な候補地であるとしている。

次に筑摩国府説に再検討を加え、国府八幡、土居、附近地名と進め、この中で筑摩は郡名の起る基地である。よって筑摩郡家（衙）即ち郡司庁の所在地であると卓越した見識を示している。

(5) 推定惣社国府跡をめぐる史的環境

長野県は日本国のほぼ中央部に位置し、松本市はまたその中央部に位置していることは地理学的事実である。この松本市の地には、古代史上奈良朝末期から平安時代初めの頃に信濃国の東北部に片寄っていた小県郡内（上田市）から国の中央部へ国府が移動するのは歴史地理学上理の当然である。この小県郡内から筑摩郡内に移った信濃国府は栄枯盛衰はあれ春秋凡そ546年前後であった。

では、この後期推定信濃国府跡惣社を巡る松本市内東部一帯の古代史における環境を述べる。

① 弘法山古墳（国指定史跡・4世紀後半）

弘法山古墳は、中山丘陵の北側の尖端の松本市神田と出川町との境界にあり、標高は652mで、昭和49年春始め松商学園短期大学、後に松本市教育委員会の手によって発掘調査された前方後方墳で長径63m、後方部の巾33m、後方部は地山から約6m高く築かれ、後方部上面には11条の葺石と斜面の一部にも葺石が見られた。古墳主体部は10cm～30cm位の河原石によって築かれ、6.6m×5.45mの方形に石が敷かれ、その中に東北から西南へかけて約5m、巾1m、深さ1mの礫郭竪穴式石室があり、その石室内から、鏡1面、ガラス小玉477顆、柳葉形銅鏃1本、鉄剣3本、鉄斧1、鉄鏃5本、古式土師器等が出土し、これらの遺物や、形などから築造年代は4世紀後半と推定された。従って、4世紀中頃には、この松本平一帯を治める有力な豪族の存在が明にされ、今まで古墳文化は東北信からという、信濃国の古代史をかきかえる画期的な意味を持つ重要な遺跡である。

② 惣社車塚古墳（5世紀前半）

この古墳は松本市惣社字原四五二番の一に現存する。車塚古墳については、元禄2年（1689）惣社村新切検地帳に車塚又は御車塚の地名が顕れている。その後故堀内千万蔵氏はこの地名に着目し、前記信濃国府の新検討の中で「車塚とは前方後円墳の旧称である。」としている。その後筆者等は現地調査し、昭和40年本郷村文化財資料集第一集に報告しておいたのである。ところが計らずも推定信濃国府発掘第1回緊急調査が市教育委員会の手によって行われるに伴い、車塚古墳を示す明治7年（1874）惣社村地引絵図が発見され、それによると惣社集落の共同墓地の一角に車塚が前方後方墳の形で発見されるに及んで、市教育委員会及中信考古学会員らの立合一部確認調査の結果前方部を北に向ける全長35mの前方後方墳ではないかと推定されるのである。石郭は主軸（南北）に平行

する竪穴式古墳と推定し、古墳が平地にあること、竪穴式石郭が主軸方向と一致することなどから築造年代を5世紀前半と推定する。

③ 桜ヶ丘古墳（県宝天冠出土・5世紀後半）

この古墳は、松本市浅間温泉字飯治洞1315番地の桜ヶ丘丘陵の突端部にある。

昭和30年8月25日～31日まで発掘調査を行ったのである。その結果、礫と粘土との混合床の中から、金銅製天冠1、鉄製衝角付冑1、鉄製短甲1、鉄製頸鎧1、瑪瑙勾玉2、滑石製白玉5、ガラス製色丸玉9、ガラス製色小玉35、鉄直刀1、鉄剣4、鉄短剣1、鉄鏃3が発見され、副郭から金銅天冠1と鉄剣1がそれぞれ発見されたのである。

遺物及び古墳内部構造立地等により築造年代は5世紀末と推定される。

④ 県町遺跡（5～6世紀）

県町遺跡は、松本市県3-1-2102-4などに広がる遺跡である。

この遺跡は、この県宮を中心として広い範囲に広がっており、一部の発掘調査をもって全体を知ることは無理である。本報告書では、弘法山古墳→惣社車塚古墳→桜ヶ丘古墳と一直線に進むなかで、この県町遺跡が弘法山古墳と惣社車塚古墳とを結ぶ中間地点にあって、古代にあったと推定される「某県」の存在であろう。この某県の中心は何といても県宮の地で、この社は、県主自身とその祖先を祀ったものか、発掘調査して見ない限り判らないが、今に残る県宮跡は直径20mの略円形をなしており、附近より若干高く土盛されており、古墳の可能性は強く、若し、これが県主を葬った古墳とすれば、その上に建てられた県宮は当然県主を祀った神社と言うことになり、歴史的意義は深い。

この県宮については、室町時代に筑摩八幡宮の神主であった林吉光の述作になる「信州筑摩八幡宮演儀（縁記）」によれば、その中で、「埋橋には白山・耳聞・県の宮と立せたまう。」と見えている。また元禄11年（1698）の「庄内組中神社仏閣帳」の埋橋村の項に、赤田（県）明神

一、南向四尺板葺

一、社地東西拾間
南北拾貳間三尺

とあり、享保9年（1724）の「庄内組寺社并縁記古跡改帳」の埋橋村の項には、

一、産神県ノ宮大明神ト申保古良有り

所ハ村より丑寅ノ方三町程隔ル也、年数知レ不申候

寛政年中（1795）「庄内組明細記」の埋橋村の項には、

一、産神県大明神 村より東

社地東西拾間
南北拾貳間余雄木立祭日六月十七日
筑摩両神主

とあって、県宮は古代以来大正9年松本高等学校がこの地に設置されるに際し、南側の現在地に移転するまで鎮座していたのである。

このように県がこの地方にあったことは、既述の元慶3年(879)信濃国と美濃国との国界を決定するに際し県坂の峯をもって堺すとの記事あるところから、故堀内千万蔵氏は、この某県を東間(筑摩)県としているが正に卓見であろう。

⑤ 東間(筑摩)郡家(衙)跡

この地は、信濃国府跡の一つと比定されている如く、官庁の設定地としては尤も条件のそろっている所で、信濃国府移動時とされる奈良朝末期から平安時代初期より遡る7世紀代に東間(筑摩)郡の郡家が設定されたと考えた方が順当である。ましてや筑摩の地は郡名発祥地であることからしても肯定されるものと思われる。住宅化が進んでおり一日も早く学術調査が望まれている郡家跡である。

⑥ 東間温湯(7世紀後半)

日本書記には、次のような当地方にとっては極めて重要な記事が見られる。

「天武天皇十三年二月二十八日、三野王、小錦下安女臣筑羅等を信濃に遣して地の形を看せしむ。将に是の地に都せんとするか。」「同年四月壬申朔、壬辰三野王等信濃国の図を進む。」「同十四年十月癸酉朔、壬午輕部朝臣足瀬、高田首新家、荒田尾連麻呂を信濃に遣して行宮を造らしむ。蓋し東間(筑摩)の温湯に幸せんと擬すか。」とあり、又扶桑略記五には、「天武天皇十四年信濃国に於て行宮を造らしむ。東国温泉に幸せんと擬すか。」とあって、天武天皇の13年(684)2月28日に三野王等を信濃に遣して、地形を調査させ、同年の4月には、地図を献上しているところから見て、信濃国全部のものではなく、翌年の記事に見られるように、東間の温湯附近の図面を差上げたのではないかと推考される。これよりさき天皇(大海皇子)は皇位継承をめぐる甥の大友皇子(弘文天皇)との間に戦闘が行われた結果大海皇子側が戦に勝って皇位に着いたのであるが、この戦は世に「壬申の乱」と言われるものである。この時大海皇子側について東国の将兵の中に信濃国の将兵がいたことが、側近であった安斗智徳日記の中に「発信濃兵」の記事があるところから、後年病氣療養のため東間の温湯に行宮を造らしめたのは、実に当地に信用の出来る氏族がいて誘致したものではなかったかと思う。東間温湯の位置については、浅間温泉説と湯原温泉説があつて何れとも決していない。江戸時代の落原拾葉にも東間両泉記が載せている。両者を対比するとき浅間温泉は湯量豊富で泉温は高い、湯原温泉は白糸の湯と言われる如く湯量少く泉温も低い。

建武2年に国守下向に際しても浅間温泉で信濃の大小名が集まって迎えている。惣社に国府があつたとすれば、湯原より遠い浅間宿(温泉)になぜ迎えたか。信府統記にも浅間温泉の別名を大飼(大飼は誤り錦織)御湯と敬称をつけているあたり浅間温泉にぶがありそうであるが本項では東間温湯論ではないので一応両温泉を比定地として置く。

⑦ 大村廃寺(～866～)

大村廃寺跡は、松本市大村字堂田にあつた平安時代から鎌倉時代にかけての古寺跡である。昭和

5年の発見以後数度の発掘調査により出土遺物は平安時代の布目瓦で、その種類は、平瓦・軒瓦・鑑瓦等である。そのほか石仏頭・厨子・埴建造物の金箔置き獅子嚙面、□米堂と墨書銘のある土師坏片、須恵器・土師器・灰釉陶器片などが出土し、この発掘にかかわり既に故人となられた大場盤雄・石田茂作・藤島亥治郎の各博士、内藤政恒東京薬科大学教授などの方々によって平安時代初期から鎌倉時代初期にかけての古寺院であるとする決定を出されている。この古寺跡の寺名については一志茂樹氏の犬甘氏寺説と大場磐雄氏の錦織寺説とがある。

この両説に対し、南隣の惣社集落には、寛文13年（1673）の新切検地帳があり、それによると、市内の里山辺方面から流下する湯川と大村方面から流下するこれも湯川、現在は大六川との合流点の北側に「錦織川」の地名が見られる。この大六川の上流は浅間温泉を源流として流下し、大村廃寺跡の西側を通り大村集落を南北に貫流して下る川である。この川は大村廃寺の側、即ち字堂田の地を流れるところから御堂田川と呼ばれ、後に女堂田川と変り、更に同地の玄向寺境内から流下する小渓流女鳥羽川と合流するところから女鳥羽川に変っていることが古文書に見られている。川の名は、その源流又はその流れ下る附近の名が付けられていることは理の当然であり、このことから現在の六六川の名は「錦織川」であったことになるわけで、この川の上流浅間温泉は錦織郷であったと推定され、塩尻市柿沢の上条善昌氏蔵の古文書によれば「錦織駅は岡田組原村の事なり」と見え、原村は現在の松本市原のことで浅間温泉などと共に旧本郷六箇村を形成し、大村廃寺跡のある大村・横田・惣社の3集落をもって旧下郷三箇村を形成し、松本市岡田の4集落をもって旧西郷岡田四箇村をなしおり、これが倭名類聚鈔に見られる筑摩郡六郷のうち錦服（織）郷を成していたものと考えられる。

これによって錦服郷内の郷寺と言え、**「三代実録」**の貞観8年（866）2月2日に定額寺となった筑摩郡錦織寺ではないかと推定される。

⑧ 須々岐水神（薄宮～867～1983）

松本市里山辺の薄町に鎮座する現在の薄の宮である。この社は**「三代実録」**十四の記事に見える「貞観九年三月十一日辛亥、信濃国（中略）正六位上梓水神・須々岐水神並従五位下（下略）」とある須々岐水神を祀る古社である。この社は往昔薄川の上流明神平より降臨されたと伝えられている。これは水田開発が進むにつれ現在地へ移ったものと考えられる。

⑨ 岡田神社（～927～1983）

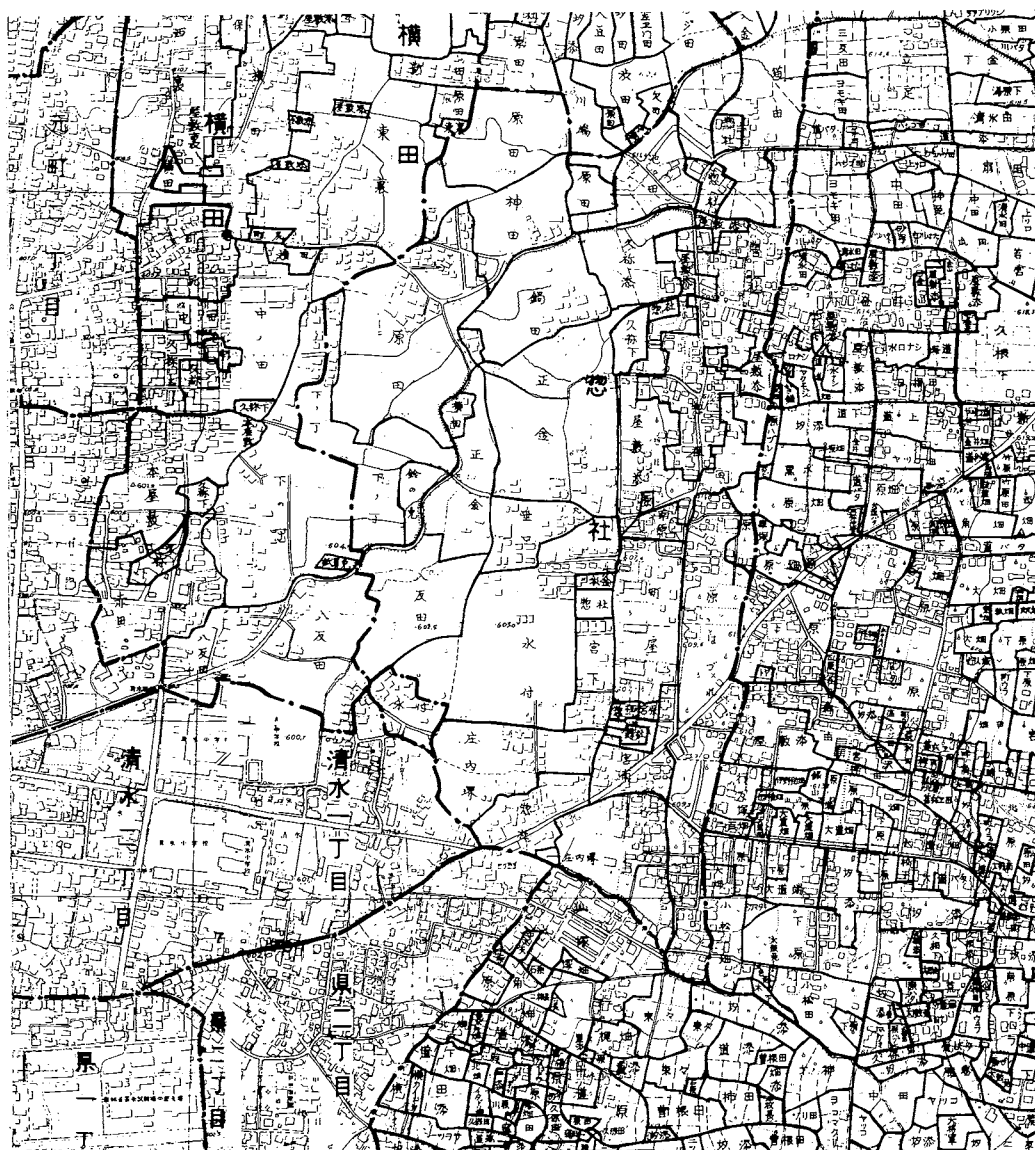
松本市岡田下岡田字宮山に鎮座する岡田神社のことである。延喜式によると筑摩郡のうち阿礼神社（塩尻市中町鎮座）、沙田神社（松本市島立字三之宮）と共に、名神小社として登録されている古社である。

もとは女鳥羽川の上流松本市稲倉に鎮座する水口神社のところにあった古社で後に現在地に降臨したと伝えられ俗称芝宮はこれを如実に物語っている。女鳥羽川を祀る水神である。

⑩ 信濃牧監庁跡と埴原牧（県指定史跡） 松本市中山の埴原地域には奈良時代から平安時代にかけて、勅旨牧（朝廷直轄の牧場）、埴原牧が置かれていたが、のち信濃国の各地に置かれた16牧場を総括管理する牧監庁がこの地に置かれた。その跡と推定されるところが、埴原の鳥内地籍にあって、建造物の礎石と考えられる巨石群が先年発見され、昭和30年2月県史跡に指定されている。

埴原牧の繋飼場と思われる遺跡は、古屋敷、千石の2箇所にある。

以上推定信濃国府跡惣社地籍をめぐる古代史上重要な10遺跡について述べたのであるが、これに



(第31図) 小字界図

よって松本市東部一帯は古代から続く重要遺跡帯と思われ、この歴史的重要な環境の中へ推定後期信濃国府が移転して来たのである。

なお惣社地籍をはじめ直接これを取囲む近辺の遺跡及び遺物については、他項に報告されている。

7. 推定信濃国府跡惣社地籍内の国府関係の神社及び地名について

① 総社（神社）

故堀内千万蔵氏は「信濃国府址の新検討」の中で総社につき次の如く述べている。

「延喜式部・祈年祭神全国3,132座の内、朝廷神祇官の奉祀する所、即ち官幣社737座、国司の祭る所、即ち国幣社2,395座である。故に各国共其国内の神社（信濃は48座）を一所に合祀し、国司は其祭日に当り茲に奉幣し、以て國中往復の繁を省略した。又毎月朔日又は式日には国司臣僚を率い茲に朝拝し、その後政治を議したと云はれている。総社を以て国衙の斎場であるとし、故に国府と総社とは極めて密接な関係がある。」と結んでいる。これが総社の意義である。

伊藤邦彦氏は日本歴史第355号の「諸国一宮・惣社の成立」の中で惣社の史料上の初見が「時範記」承徳3年（1099）の条であったこと、また「尾張大国霊神社文書」嘉禄元年（1225）8月日尾張国司庁宣案には「当社者一宮惣社、府中勸請之敬神」・「府中鎮守惣社」とみえている。もし惣社をこの意味にのみ理解するならば、9世紀後期に既に存在していた伯耆国「国庁裏神社」・石見国「（国）府中神社」も同様の性格をもっていたと推定され、「府中鎮守」の存在は遠く9世紀にまで遡ることになる。（中略）それが惣社の淵源ではあっても「惣社」が史料上に現われて来る時期は正に一・二宮制成立期であったことである。

平安期の惣社関係史料が皆無に近い状況の下で、「時範記」には、一宮の場合と同様、惣社の性格の一端を窺うべき貴重な記述がみえている。即ち、2月26日の国司「神拝」は惣社→宇倍宮の順でなされていること、3月「朔幣」もまた同様であったことである。このことは国司の觀念上、惣社が一宮宇倍宮の上位を占めていたことを意味するであらう。」と結んでいる。

以上のことによって惣社の名称及び意義が明かになったと思う。

次にこの総（惣）社がこの地に鎮座していることである。

惣社の初見は大永年中（1521～1528）筑摩八幡宮の神主林吉光の述に成る「築魔八幡宮演儀（縁記）」の中に「総社には大明神、浅間の大明神・岡の宮大明神」などとみえている。また元禄11年（1698）の「岡田組惣（惣）社村道法神社仏閣之覚」には、

一、惣社宮六社大明神、此宮坪数六尺二九尺、高サ式間壹尺、宮口西むき

村より午方ニ当る、此道法村より宮迄六丁式拾式間

とみえており、惣社宮と六社（所）と二社が重ねて誌されている。

享保9年（1726）の「信府統記」には、惣社六社大明神 惣社村

とあるが、その由緒については、正徳5年(1715)の「筑摩郡惣社六社大明神縁記」と享保9年の「惣社宮縁記」などによるものと思われるが、永正年中山家薩摩守なる人が本国播州の一の宮である伊和神社を勧請したもので、六社は源頼光以下の部将であると誌されている。故堀内氏は「右は総社の定義も、六社が六所の転訛たる事も知らぬ人、随って之が国基以来の総社たる事を知らぬ学者に依って書かれたのである。」として否定している正に正論である。

元禄11年には、惣社宮六社大明神であったものが、享保9年前後の頃から惣社六社大明神と変り、享保3年には「惣社岩大明神」とみえ始め江戸時代末期の安永2年(1775)の本殿建替の文書には、既に六社を捨てて「惣社伊和大明神」となっている。更に安政2年(1855)の「岡田組社堂取調書上帳」には、惣社の社名も失い単に「正一位伊和大明神」となっている。

明治3年には「伊和神社」と書き上げられ、これが以後神社台帳の正式名となっしまい、それ以後明治12年(1879)の「東筑摩郡岡本村神社寺院明細帳」にも社名は伊和神社、祭神大名持命、由緒は「往昔国タニ国司ヲ置カレシ時、国内ノ社々ヲ一社ニ奉祀セラレテ総社ト称セラレルハ則当社也」と認め国府附属の総社であった事を認めている。

このあと明治41年以後大正6年に至るまで再三に亘って「惣社の冠名」を伊和神社の社名の上に付けられるように願っているが、その都度却下されて現在に至っている。

境内にある大欅は、戦前に長野県の天然記念物に指定されている。報告書によると、目通り9.21mを最大とし、次は6.96m・6.64m・5.36m・3.45m以上5本の外に根株13.33mのもの1本あり樹齢約850年以上と記されており、現在は松本市指定の天然記念物となっていて、古代以来移動のないことが証明されている。地質調査を担当した森義直氏(大町北高校教諭)は神社の向が現在の真西より10度北に傾いているところから、地軸方向の変化から見て1000年に10度の傾きは科学的に当然とされ1000年前から存在した神社であると証明されている。伊和神社鳥居前から西へ2丁(218m)延びている参道(巾2m)もやはり神社と同じく10度の傾きをもっている。平安時代以前の古い神社は表参道が長い2丁(218m)以上あることは、古社の定測である。前記簿の宮は2丁、浅間温泉と三才山にある御射神社(浅間社)春秋両社ともに2丁あり、延喜式内社岡田の岡田神社は一の鳥居のある鳥居場(大門)から5丁16間(570m)の長い参道をもっているのが特長である。

この社は、惣社の社名のほか六社宮の称号ももっている。六社とは六所宮の訛伝である。六所とは国府設定に際し、天・地・東・西・南・北の六か所即、天神・地神を鎮め、東西南北の風を安んじ厳寒極暑なく万事無病息災を祈った社である。出雲国の国庁の発見も同地の検地帳などに地名として六所又は六社とあり、神社として六所神社が存在するところから、その背後の水田を発掘調査の結果国庁が発見されたのである。

この社の現在名は伊和神社であるが、これについては、縁記や信府統記には、山家中入城主折野氏が祖先発祥の地である播州(兵庫県)の伊和神社を勧請したと伝えられている。しかし、山家の

折野氏がこの地を領有したと推定されるのは、天文19年（1550）以後であることは、それまで惣社には稲倉城主（浅間郷領有）赤沢氏の分系惣社伊豆守がおり惣社を領有しているところから、同氏退転後を武田信玄から与えられたもので、明応元年（1492）の勧請など全く受け入れられないものである。

伊和神社の社名伊和は、国庁には三つの宝即ち国印・鑰・馱鈴でこれを保管し祀ったのが印鑰社で印役神社などとして残っているところもある。このことから印鑰の印が伊にvari鑰の草書体が輪の草書体と似ているところから輪にvari、輪は更に和に変わったものではないかとも考えられ、即ち伊和社に成ったのではなかろうかと推考してみる。是か非かは後日を待ち度いと思う。

日本歴史第365号の「印鑰神事と印鑰社の成立：牛山佳幸」によれば、印鑰社の成立は鎌倉後期以降に下るけれども、印鑰神事なるものは遅くとも中世初期の国衙で行われていたことは明らかである。（中略）在庁官人層＝領主層は印鑰神事などの国衙神事を共同神事に転化させ、自分たちの神事であると認識してくる。ここに至って、尚かつ国衙の伝統的權威を利用しようとする時に、新たに守護神としての印鑰社を国衙の傍らに成立せしめたといえるのではあるまいか。と結んでいる。

第9表

印鑰社・印鑰行事・史料一覧

国名	神社の現存	地名の現存	史料
出羽	印鑰神明宮	印 役	「両所宮式年行事記」「両所宮社中相統記」 出羽国印鑰神明宮社記, 出羽国風土略記
下野		印 役	
常陸			税所文書「新編常陸国記」所収
能登	印鑰神社		
丹後	飯 役 神 社		丹後国田数帳, 丹哥府志, 丹後旧事記 丹後与謝海図誌, 丹後風土記
播磨	印 鐸 神 社		播磨鑑, 神社追考記
阿波	印鑰大明神社 (府中宮)		
讃岐	印鑰大明神社 (城山神社)		
筑前			大宰管内志
筑後	印 鑰 社		新編筑後志, 梅津文書, 玉垂宮宝殿境内末社記 近藤文書(太宰管内志…所引)
豊後	いんにやくさま (大国社)		
肥前	印 鑰 社		大宰管内志
肥後			肥後国志
日向	印 鑰 神 社		大宰管内志
対馬	印 鑰 神 社		対州編年略, 津島紀事, 国府八幡宮文書
壱岐			壱岐神名帳(太宰管内志…所引)
伊賀		(印 代)	
河内		(鑰 田)	

(日本歴史第365号 印鑰神事と印鑰社の成立…牛山佳幸図)

② 惣社 (地名)

嘉暦4年(1329)3月の「大宮御造當之日録」に「右上社御宝殿者安曇塚間両郡三十六郷^{大村郷}_{為始終}」(以下略)の大村郷(松本市大村)を始めとする安曇筑摩両郡36郷であるが、このうち筑摩郡内の24郷については、永禄9年(1566)9月3日の「諏方上下社祭祀再興次第」に、大村之郷、惣社之郷、横田之郷、宇津橋、神田、庄内、高原瀬、波柳、瀬黒、竹淵、内田、蟻崎、宮淵、白板、深志、三才、小島・征矢野、和泉・埴原、野溝・平田、桐原南北両郷を挙げており、これらの郷村は他の古文書に鎌倉末期から見えてくるので惣社之郷は、この時既に成立していたと考えられる。室町時代末期には惣社を氏称する惣社伊豆守なるものが顕れている。

この惣社氏は天文20年(1551)林城主小笠原長時の没落の際は、長時に隨行し、越後国、更に摂津国芥川城(三好氏持)に流浪したが、芥川において長時の命により旧姓赤沢氏に復し、江戸時代に入り礼法小笠原流の宗家を継ぎ旧姓赤沢氏より更に旧姓に復して小笠原氏を名乗り現在小笠原清信(明治大学教授)氏となっている。

惣社の地名は中世から江戸時代を通じ、また現在に至るまで絶えることなく続いている。

③ 御所前・御所北

寛文12年(1672)の惣社村新切検地帳に、「御所前下々畑拾五歩、御所北下々畑拾五歩」とある。天皇の居所を御所と言うように無暗やたらと付けられる地名ではない。

長野県内にも「御所」の地名がつく所がある。例えば下伊那郡浪合村御所平のように南北朝時代宗良親王の座所であり、大町市内にある御所関係の地名も同時代に仁科氏に推戴されていた明光宮の一時的な座所である。これらのことで両所などが御所と呼ばれるのに不思議はないが、惣社にある御所関係の地名は既述したように国府が遠の御所(とうのみかど)と呼ばれたことに起因するか、又は国庁の長即ち信濃守の居館の跡とも考えられる。

④ 下の丁・下の町^{ちよう}(下の庁)

慶安4年(1651)以降の惣社村検地帳によれば、地名として「下の丁、または下の町」が24筆面積2町4反歩(約2.4ha)余となる。これは国庁域が2町四方とするときには4町8反歩(4.8ha)となる。

即ち国庁域2町四方の半分、縦1町・横2町の北側半分が「上の庁」となり、同面積の南側半分が「下の庁」とに分けられていたとすれば、上の庁の地名は既に消滅し、下の庁の地名のみ現存していることになる。

⑤ かうでん島・かうでん

寛文12年の同村新切検地帳に、かうでん島下々畑壱畝廿四歩1筆、かうでん下々畑7筆合計5畝21歩がある。これは国府殿と国府殿島なのか、国府殿の地名は他国府跡にもある。国司の宿館とも考えられる。

この時代には在方では、葬式の香料を音信（いんしん）とっており、香奠の用語や用字を使っていない。

⑥ 宮土井

元禄2年（1698）の同村新切検地帳に、宮土井下々畑六歩とある。これは伊和神社の境内北側に東西に長く連っていたもので、明治7年の惣社村の地引絵図にも見えている。現在は掻ならされ道路として残っている。この土井（居）の一部は神社側に残存し、旧形の一部は筆者も戦前に確認している。この土居と今度の発掘地点で確認された小柱穴群とは真西より10度北寄りの傾角をもって偶然にも一致している。宮土井は国府域の南端の一部の残存であった可能性もある。

⑦ 正金

慶安4年同村の検地帳に見られ、現存している。国庁に附属する正倉の変化とも考えられる。正倉の倉と金との草書体による変化によるものか、後研を待ち度い。同村には寛永5年（1619）の検地帳の写しがある。残念なのは引写しの際に地名の総べてを脱している。同年代成立にかかわる松本領内検地帳の残存するものは、総て地名の記入があるので当然惣社村の場合もあったと思われる。

⑧ 築地

伝承地名として築地がある。国府域の外側には土居又は築地があったことは、他国府の場合歴然である。ここの場合もこれにあたるものかと思われる。

⑨ 町屋

慶安4年の同村検地帳にも見られ、現存する。伊和神社の北側の宮土井の北側で、同社の東側を通る市道の西側にある地名で、国府の町屋か、あるいは室町時代この地にいた氏人惣社氏の居館に關係する館町かとも思われるが、参考のために記載しておく。

⑩ 横田

松本市大字横田のことで、惣社の西に続く集落で鎌倉時代末期の嘉暦4年頃から見える古い集落名である。国府の横にあったところから出た地名ともいわれている。

⑪ 元町

横田の西に元町がある。正式には松本市大字桐字元町である。元町の地名は元禄4年（1691）庄内組桐原分検地帳に相当広い範囲に元町に關係する地字がある。

この元町は国府近辺にあった商の市場か、この元町が松本町の発祥の地と伝えられている。

⑫ 国司塚

寛文5年（1665）大村検地帳に国司塚の地名が45筆ある。面積は計1町9反6畝9歩（約1.96ha）の広い畑地である。

この塚について巷間の記録（享保年中）には「従五位上信濃守当城（庁）ニ於テ逝去、往（大）村の西之方五丁程に塚ヲ築イテ国司塚ト号ス、大村大明神ノ身（神）体ハ国司ヲ勸請ト云木像ノ姿

第10表

全国の国府・総社・国分寺

地方区分	国名	国府	府中	府名	国衙	国庁	国司館	府門
畿内(5)	山大摺河和	城和津内泉	今国府 国府(村)	府中 府中			御館山	御門
東海道(15)	伊伊志尾參遠駿伊甲相武安上下常	賀勢摩張河江河豆斐模藏房總陸	国府(コフ) 国府殿 東国府・西国府 国府 (国府本郷) 国府台 国府台 古国府・国府	府中 府中 府中 府中 府中 府中	駿府 甲府	長(庁)之城 国衙 庁	御館 殿屋敷 御殿	西之城(木)戸
東山道(8)	近美飛信上下陸出	江濃驛濃野野奥羽	国府殿 国府殿 国府・古国府 古屋	府中 府中	信府	国衙(村) 下の丁(庁)	御所野 御所前・北	西大門
北陸道(7)	若越加能越越佐	狭前賀登中後渡	北府(国府) 国府 上古府・下古府 古国府	府中 府中 府中 府中 府中		国下(衙)町		(東・西・北土井ノ内) 府門
山陰道(8)	丹丹但因伯出石隠	波後馬幡耆雲見岐	国府垣内 国府 国府 下甲(国府)原	府中 府中 府中		国八丁 町(庁)田・丁後田 町(丁)の後 国庁 こくてう	御所・御館府	
山陽道(8)	播美備備安長周	磨作前中後芸門防	国府(村) 北・南・西国	府中 府中 府中 府中	長防府	国衙村 西国衙・東国衙	国長(庁)宮 国庁 国庁	西門
南海道(6)	紀淡阿讃伊土	伊路波岐子佐	国府 国府	府中 府中 府中		国衙 閑ヶ(国衙)内	御館 御所ノ池 内裏	小御門
西海道(11)	筑筑肥肥豊豊日大薩惣村	前後前後前後向殿摩岐馬	国府 古国府	府中 府中 府中		国尺 五町(庁) (国衙)	御所	古門

・同尼寺関係地名等一覧表(参考文献により調製す)

交通	倉	総社(社)	総社(地名)	六所宮	印 鑰	国分寺	国分尼寺	備考
馬 司		総 社	惣 社 山	総社外五社	(鑰 田)	東国分(地)	西国分(地)	
倉 小 路 中 小 路	倉 小 路	(一の宮) (三宅神社) (大國靈社) 総 社 奏(惣)社 (神部神社) (三島神社)		六 所 宮	(印 代)	国 分 寺 国 分 寺 国 分 寺 国 分 寺	国 分 尼 寺 国 分 尼 寺	確 定
京の馬場 真米(馬籠) 御幸道	高 倉 藏 敷 左 倉	(大國魂神社) 惣 社 総 社		六所神社	印 役	国分僧寺	国府尼寺	確 定
東・西・錦小路	下 倉 正金(倉力) 大 藏 蔵 屋 敷	(建部神社) (大領社) 総 社 惣 社 惣 社	惣 社 惣 社	六 社	(伊 和) 印 役 印鑰神明宮、印役	瀬田廃寺跡 国分寺跡		確 定 確 定 確 定
中小路・南小路		総 社 (府南社)			印 鑰 神 社	国 分(地) 国 分 寺 国分寺(跡) 国 分 寺		
国府馬場	今 倉 藏 屋 敷	宗社大明神 惣 社 氣多神社(奏社) (宇部神社) (国庁裏神社) 総 社 (玉若酢神社)		六所神社	飯 役 神 社	国 分 寺 国 分 寺(跡) 国 分 寺 国 分 寺	国 分 尼 寺 国 分 尼 寺(跡) 国 分 尼 寺 尼 寺 山	確 定 確 定
馬 屋 田	蔵 添	総 社 惣 社 惣 社 宮 社 総 社 (小野神社) 惣 社 総 社 惣 社	惣 社		印 鑰 神 社	国 府 寺 町 国 分 寺 国 分 寺 国 分 寺	国 分 尼 寺	確 定
御厩・大道		総社大明神	(大御和神社)		印鑰大明神社 印鑰大明神社	国 分 寺		確 定
馬 場 南 馬場・中小路	蔵 屋 敷	(守公神社)	惣 座 惣 社		印 鑰 社 印鑰社・下印鑰 いんにやくさま 印 鑰 神 社 印 鑰 神 社	国 分(地) 国 分(地) 国 分 寺 国 分 寺 国 分(地) 国 分(地)	尼 寺(地)	確 定 確 定

アリ」と見えている。

この記事に関連して気になる古記録がある。「扶桑略記」の中に、「天慶七年九月三日天下大風、京洛の官舎門楼多く顛倒す、其日、信濃守紀文幹、国府に到着し、出でて国庁に居る、庁屋顛倒し、守文幹を圧殺す」とある。この国司塚が、紀文幹を葬った古墓とする伝承があった事は事実であろう。

国司塚は直径12m、高さ1.3mの土盛りをもって現存し、大村の大宮神社の奥津城として保存されている。これが果して古墳なのか、古墓なのかは発掘調査して見ない限り決定は出来ないのである。

大宮神社は現在国司紀文幹を祭神としており、前記衣冠束帯の神像は現存し、昭和45年5月17日東京国立博物館美術工芸陳列課長倉田文作氏の調査により凡そ江戸時代中期享保年中と鑑定されている。

この神社について、元禄11年(1698)の岡田組方角道法神社仏閣改帳の大村の項には、
一、諏訪大明神之社、前五尺六寸之宮、板葺、東向、舞屋式間二三間、板家、道法五十三間西之方」とあり、享保9年の信府統記にも諏訪大明神と見えている。

しかし、同社所蔵の棟札には、寛文10年(1670)以来大宮大明神となっている。

「上野国の古墳と文化」の尾崎喜左雄氏は、国府や郡家には、庁舎を守護する大宮神社を奉斎していると論じている。

国司塚のあるところは、惣社の推定国府跡より北隣に当る松本市大字大村にある。いづれにしても国司塚については後研を待ち度いと思う。

以上は推定信濃国府惣社地籍内及び隣接する集落を含めた関係地名や神社などを推考したものである。なお国府関係の地名や神社などについては、全国60余箇国の例を図表して参考に給する。

(第10表)

(倉科 明正)

参考文献並資料

- | | | |
|-----------------------------|---------------------|---------|
| 1. 国府—藤岡謙二郎著 | 吉川弘文館刊 | 昭和44 |
| 2. 東洋史上より見た常陸国府・郡家の研究 豊崎卓著 | 山川出版刊 | 昭和45 |
| 3. 日本考古学の視点(下) 齊藤忠編 | 日本書籍刊 | 昭和49 |
| 4. 考古学講座 | 雄山閣刊 | 昭和43 |
| 5. 古代の交通 田名網宏著 | 吉川弘文館刊 | 昭和44 |
| 6. まぼろしの出雲国庁 古川博 | 新人物往来社 | 昭和47 |
| 7. 地形図に歴史を読む 第1集～第5集 藤岡謙二郎編 | 大明堂刊 | 昭和44～48 |
| 8. 考古地理学講座 No.1～2 藤岡謙二郎編 | 学生社 | 昭和57～58 |
| 9. 東筑摩郡・松本市・塩尻市誌 第二巻上 | 東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会 | 昭和48 |
| 10. 更級埴科地方誌 第二巻 | 更級埴科地方誌刊行会 | 昭和53 |
| 11. 上田小県誌 第一巻 歴史上(二) | 上田小県誌刊行会刊 | 昭和55 |
| 12. 松本市史 上巻 | 松本市役所 | 昭和8 |
| 13. 上野国の古墳と文化 | 尾崎喜左雄著 | 昭和52 |
| 14. 信濃安筑史談 第一輯 | 松本史談会 | 昭和17 |
| 15. 信濃史料 | 信濃史料刊行会 | |

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| 16. 安筑史料叢書 第4輯 | 安筑史料叢書刊行会 | 昭和16 |
| 17. 第3次信濃 第2巻第4 5月号官牧考 一志茂樹 | 信濃史学会 | 昭和25 |
| 18. 日本歴史 第355号 諸国一宮・惣社の成立 伊藤邦彦 | 日本歴史学会編 | 昭和52 |
| 19. 歴史公論ブックス11 日本の古代都市 木下良 | 雄山閣編 | 昭和57 |
| 20. 歴史手帖 第10巻第3号 常陸国府の変遷 豊崎卓 | 名著出版 | 昭和57 |
| 21. 第1次信濃 第6巻第12号 信濃国府址の新検討 堀内千万蔵 | 信濃郷土研究会 | 昭和12 |
| 22. 第2次信濃 昭和18年1月号 信濃国府移動の弁 堀内千万蔵 | 信濃史学会編 | 昭和18 |
| 23. 日本歴史 第387号 11~12世紀における国司・国衙権力の国衙領支配 久保田和彦 | 日本歴史学会編 | 昭和25 |
| 24. 日本歴史 第242号 庄園体制と国衙直領(上)(下) 鈴木国弘 | 日本歴史学会編 | 昭和43 |
| 25. 地理「地名の世界」歴史地理研究における古代地名 木下良 | 古今書院刊 | 昭和57 |
| 26. 日本歴史 第339号 国司の交替—平安時代 阿部猛 | 日本歴史学会編 | 昭和51 |
| 27. 日本歴史 第365号 印籠神事と印籠社の成立 牛山佳幸 | 日本歴史学会編 | 昭和53 |
| 28. 第3次信濃 第31巻第5号 信濃国府の創置について 一志茂樹外 | 信濃史学会 | 昭和54 |
| 29. 日本歴史 第373号 良吏の一考察 亀田隆之 | 日本歴史学会編 | 昭和54 |
| 30. 第3次信濃 第34巻第7号 「諏方国建置廃合論」 松崎岩夫 | 信濃史学会編 | 昭和57 |
| 31. 長野県東筑摩郡本郷村廃寺跡調査概報 | 本郷村教育委員会 | 昭和42 |
| 32. 松本市惣社宮北遺跡緊急発掘調査報告書 | 松本市教育委員会 | 昭和57 |
| 33. 松本市あがた遺跡発掘調査報告書 | 松本市教育委員会刊 | 昭和56 |
| 34. 本郷村広報 昭和42~49 | 本郷村 | 昭和42~49 |
| 35. 本郷村文化財調査資料報告 第1~9集 | 本郷村文化財審議委員会 | 昭和40~49 |
| 36. 慶安四年辛卯十一月吉日 信州筑摩郡岡田組惣社村検地帳 | 松本市惣社 野口満・原義兵氏蔵 | |
| 37. 明暦貳申ヨリ元禄十三辰迄 信州筑摩郡岡田組惣社村新切検地帳 | 同上 | |
| 38. 明治7年 惣社村地引絵図 | 松本市惣社 原義兵氏蔵 | |
| 39. 元禄拾一戊寅年二月 庄内組中神社仏閣帳 | 松本市白板 折井豊氏蔵 | |
| 40. 元禄十一年戊寅四月日 岡田組村々方角道法神社仏閣改帳 | 松本市大村 上原昇一郎氏蔵 | |
| 41. 元禄十一年寅ノ正月九日 岡田組惣社村道法神社仏閣之覚 | 松本市惣社 原義兵氏蔵 | |
| 42. 享保九甲辰年六月十八日 庄内組寺社并縁記古跡改帳 | 松本市白板 折井豊氏蔵 | |
| 43. 正徳五年八月 筑摩郡惣社六社大明神縁記 | 松本市横田 保刈敏之氏蔵 | |
| 44. 尾張国府跡発掘調査報告書(1) | 稲沢市教育委員会 | 昭和54 |
| 45. 同 (2) | 同 | 昭和55 |
| 46. 同 (3) | 同 | 昭和56 |
| 47. 同 (4) | 同 | 昭和57 |
| 48. 尾張国府跡緊急発掘調査報告書 | 同 | 昭和56 |
| 49. 肥前国府跡II | 新郷土刊行会 | 昭和56 |
| 50. 土佐国衙跡発掘調査報告書 第2集 | 高知県教育委員会刊 | 昭和56 |
| 51. 長門国府 | 下関市教育委員会刊 | 昭和55 |
| 52. 武蔵国府関連遺跡調査報告III | 府中市教育委員会・府中市遺跡調査会刊 | 昭和56 |
| 53. 志太郡衙跡出土の文字資料 木簡と墨書土器 | 藤枝市教育委員会 | 昭和53 |
| 54. 史跡出雲国府跡環境整備報告書 | 島根県教育委員会 | 昭和50 |
| 55. 常陸風土記とその社会 志田淳一著 | | 昭和49 |
| 56. 弘法山古墳 | 松本市教育委員会 | 昭和53 |
| 57. 信濃浅間古墳 | (桜ヶ丘) 本郷村教育委員会 | 昭和41 |
| 58. 建武中興を中心としたる信濃勤王史考 市村威人著 | 信濃教育会 | 昭和14 |
| 59. 第三次信濃 第12巻第7号 新信濃国国司補任表 赤羽篤 | 信濃史学会 | 昭和35 |
| 60. 図説播磨風土記への招待 浅田芳朗著 | 柏書房 | 昭和56 |

結 び

信濃国府については、諸資料によって信濃国の守が初見する和銅1年(708)3月13日より最後の国守である堀河光継の就任する建武2年(1335)8月まで実に629年間に亘って存在したということは否定出来ないことであろう。このうち国府移転の時期について、不確実ではあるが延暦九年前後とする説をとるならば、前期国府(小県郡)は約83年間、後期国府(筑摩郡)は約546年間となる。

以上は文献史や地名学上から推定したものであって、期を同じくして上田市に於いて推定前期国府跡が、松本市において推定後期国府跡の発掘調査が開始されたことは誠に意義深い、同所ともに国府跡と確定した遺構が発見されていない。この度の推定信濃国府跡惣社地籍の発掘は小範囲の発掘であって、国府の南限と思われる小柱穴列が発掘され、その府域外と推考される個所から平安時代中期前と認められる一辺が約4mの竪穴住居址と3~4のこれに伴う土壌を発掘したに止っている状態である。推定国庁跡は地字下の丁(庁)及び上の庁にあたる方218mの個所と見られるので、この地を大々的に早急に発掘調査をする必要が差し迫っている。

目下編纂中の長野県史の刊行にあたり、古代から中世かけて約630年間信濃国の政治・文化・経済・交通等の中心をなした国府の解明なくして県史は成立しない。即ち中身のない衣ばかりの県史となるであろう。

少くとも教育県・文化県をほこる長野県ならば、長野県及び長野県教育委員会と地元松本市及び松本市教育委員会当局は英断をもって大調査団を編成し、十分な予算のもと一日も早く国府跡解明に着手されんことを望む。

本項においては、古代交通の東山道につき記述を省略したのであるが、東山道の筑摩郡内の覚志駅跡は塩尻市大門から高出の間附近、錦織駅跡は松本市大字原地籍と考古学、古代史学から推定し後研を待ち度いと思う。

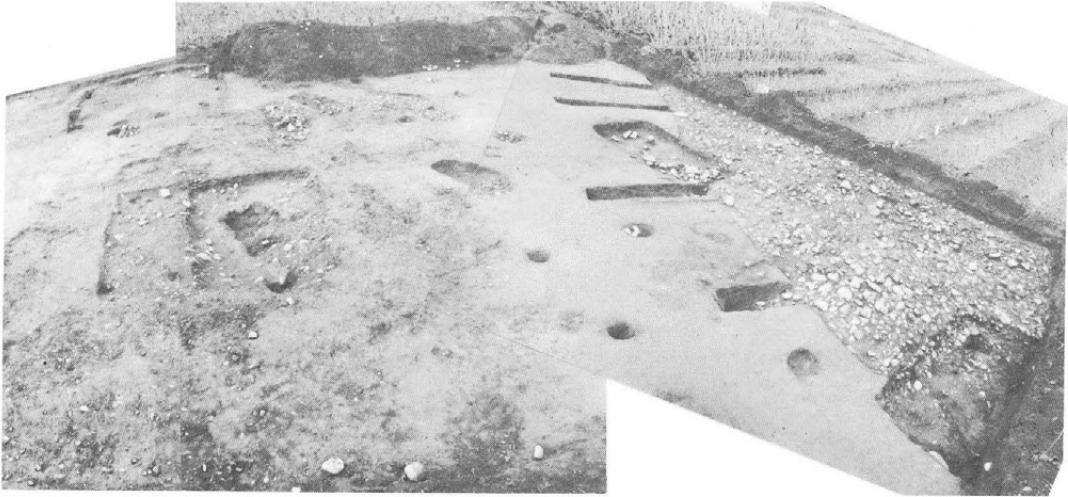
結びにあたり本調査の推進に当り陰ながら協力して頂いた方々に対し厚く御礼を申し上げると共に、直接発掘に参加して頂いたあがたの森考古会の方々、地元惣社町会の老人クラブの方々、その他史料を提供して頂いた諸氏、これに関係された方々に御礼を申述べ今後の発掘調査により国庁域が発見されることを願うものである。

(倉科明正)

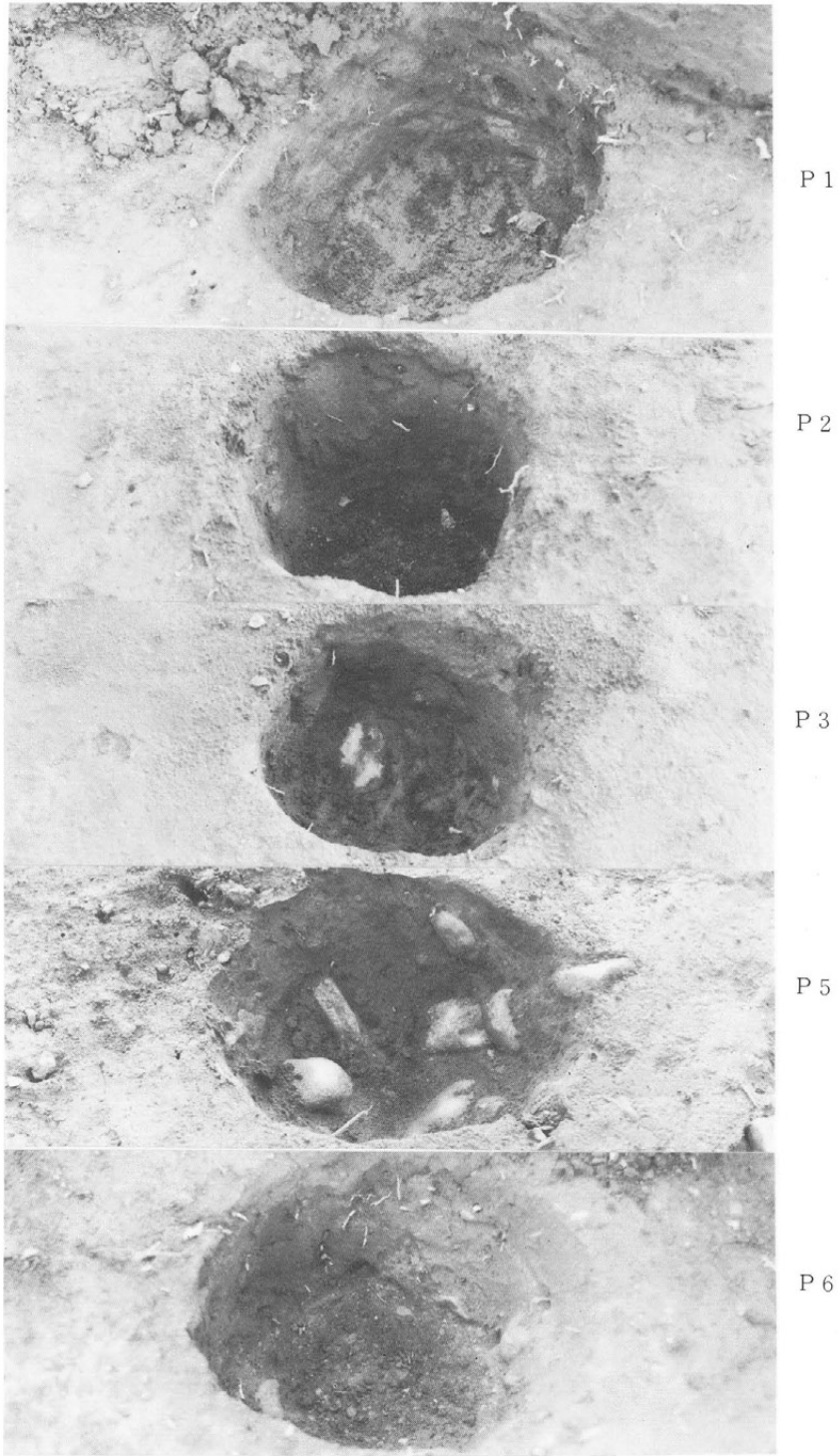
版 図



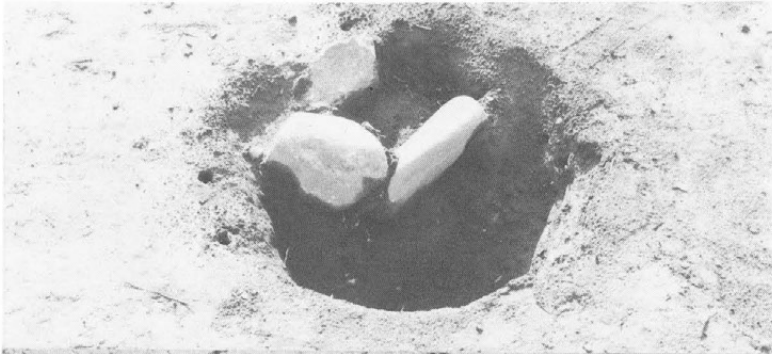
(図版1) 遺跡周辺 惣社周辺航空写真(昭和23年頃撮影) ○印発掘地点



(図版2) 調査区全景 住居址及びピット群



(図版3) ピット (1)



P 7



P 8



P 9



P 10

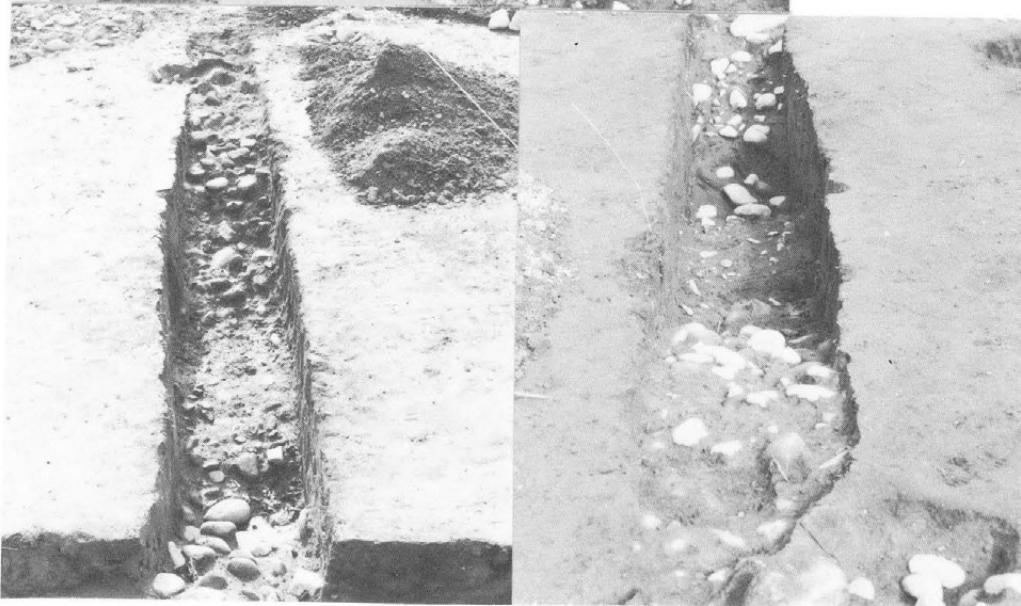
(図版4) ピット (2)



(图版5) 土 坑

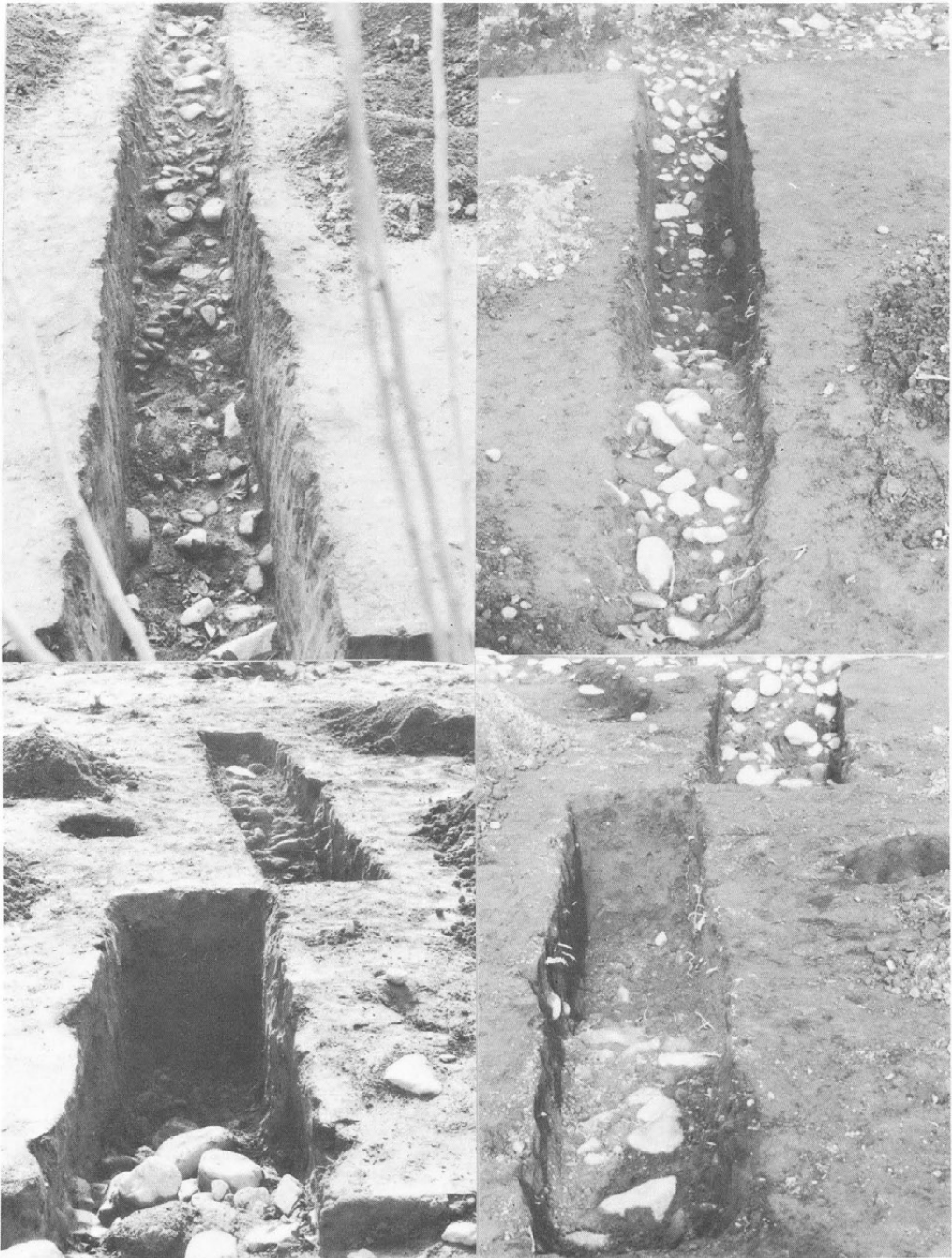


礫群



トレンチ
西2

(図版6) 礫群と溝確認トレンチ(1)



トレンチ

西1

西4

(図版7) 溝確認トレンチ(2)



1G



2G

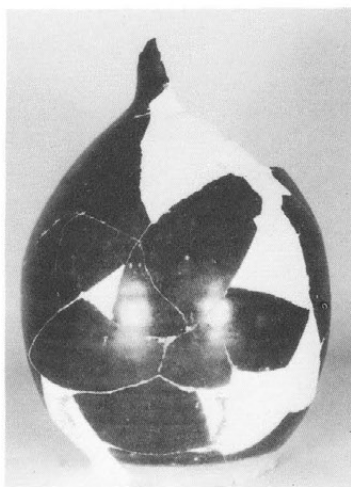
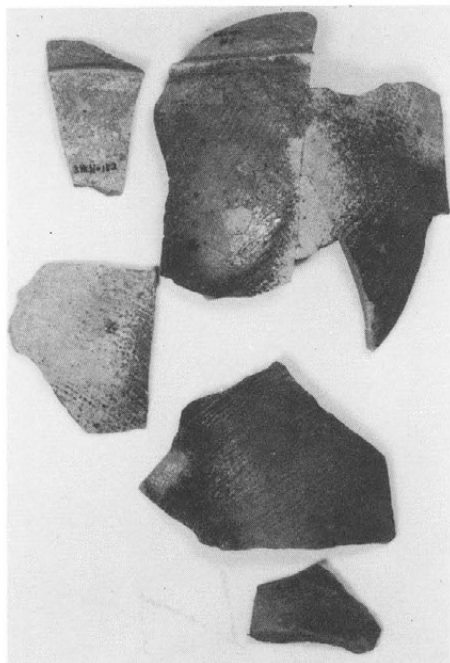
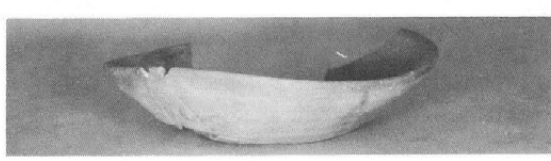
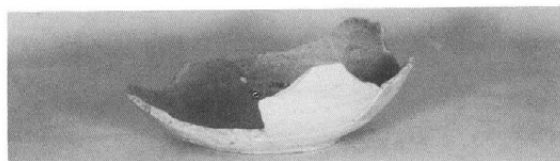
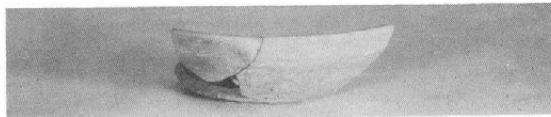
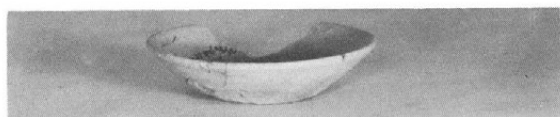


3G



4G

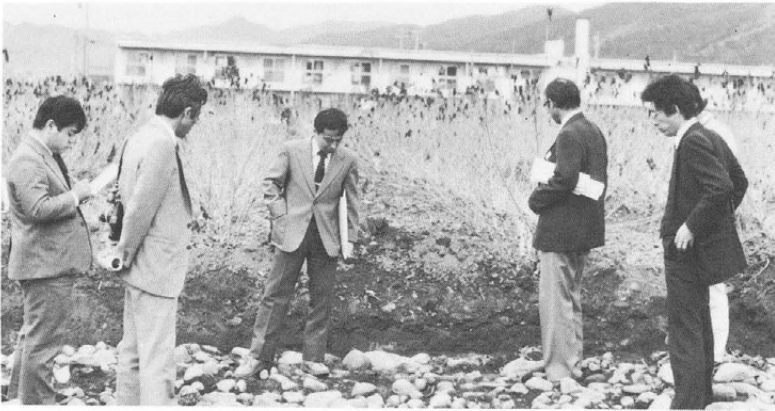
(図版8) 東側桑園内試掘グリット



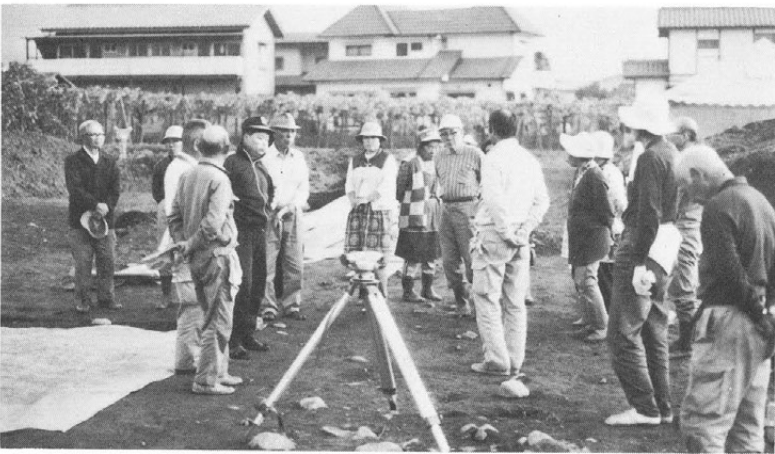
(图版9) 出土遺物



発掘地点



山中技官現地視察



見学会

(図版10) スナップ

松本市文化財調査報告 No.28

—推定信濃国府第一次調査報告書—

昭和58年 3 月20日 印刷

昭和58年 3 月31日 発行

発行 松本市教育委員会

印刷 中信凸版印刷株式会社

林下正作見聞之書合目

指定作海目

林下正孝育委員會